

渋川市地域防災計画

渋川市防災会議

(令和4年2月)

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	
第1	計画の目的	2
第2	地域防災計画の策定及び見直し	2
第3	防災会議	2
第4	計画の構成	3
第2節	防災の基本理念と市の防災の考え方	
第1	周到かつ十分な災害予防	4
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策	4
第3	適切かつ速やかな災害復旧・復興	4
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1	渋川市	5
第2	群馬県	5
第3	指定地方行政機関	5
第4	陸上自衛隊	7
第5	指定公共機関	8
第6	指定地方公共機関	9
第7	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第8	市民・自主防災組織（自治会）・自主防災リーダー会・事業者	10
第4節	地域の災害環境	
第1	自然環境	12
第2	社会環境	13
第3	災害履歴	14
第4	災害危険箇所	15
第5	地震被害想定	16

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	
第1	災害時における減災目標	20
第2	河川事業の促進	23
第3	砂防事業の促進	24
第4	農地防災事業の促進	25
第5	山地災害事業の促進	25
第6	土砂災害及び洪水災害に対するハザードマップの作成	25
第7	災害に強いまちづくりの推進	26
第8	雪害に強いまちづくり	27
第9	避難路の整備	28
第10	建築物の安全化	28
第11	ライフライン施設の機能の確保	29
第12	危険物施設等の安全確保	30
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
第1	情報の収集・連絡体制の整備	32
第2	職員の応急活動体制の整備	34
第3	救助・救急及び医療活動体制の整備	37
第4	災害危険区域の災害予防	37
第5	消防活動体制の整備	41
第6	緊急輸送活動体制の整備	42
第7	避難の受け入れ体制の整備	44
第8	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給体制の整備	47
第9	広報・広聴体制の整備	48

第10節	二次災害予防体制の整備	49
第11節	防災訓練の実施	50
第3節	市民等の防災活動の促進	
第1	防災知識の普及・啓発	51
第2	市民等の防災活動の環境整備	54
第4節	その他の災害予防対策の推進	
第1	要配慮者対策	57
第2	孤立化対策	60
第3	災害廃棄物対策	62
第4	帰宅困難者対策	63
第5	大規模火災の予防	64
第6	大規模事故の予防	65

第3章 災害応急対策（共通対応）

第1節	応急活動体制の確立	
第1	災害対策本部の設置	68
第2	職員の非常参集	70
第3	広域応援の要請	71
第4	自衛隊への災害派遣要請	73
第2節	情報収集・連絡及び通信の確保	
第1	気象情報の収集・連絡	75
第2	災害情報の収集・連絡体制の整備	75
第3	通信手段の確保	77
第3節	被災者等への的確な情報伝達活動	
第1	広報活動	79
第2	広聴活動	80
第4節	災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動	
第5節	救助・救急及び医療活動	
第1	救助・救急活動	83
第2	被災地内の医療活動	84
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1	交通の確保	88
第2	緊急輸送活動体制の整備	89
第7節	避難の受入活動	
第1	避難誘導等	92
第2	避難誘導	93
第3	警戒区域の設定	94
第4	指定避難所の開設・運営	95
第5	応急仮設住宅等の供給	96
第6	広域一時滞在	97
第7	県境を越えた広域避難者の受入れ	98
第8節	食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動	
第1	飲料水の供給	100
第2	食料の供給	101
第3	燃料の供給	102
第4	生活必需品等の供給	103
第9節	保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動	
第1	保健衛生活動	105
第2	防疫活動	106
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置	107
第10節	被災家屋等に関する活動	
第1	家屋の解体・廃棄物の処理	109
第2	被災住宅の応急修理等	109

第3 環境保全	-----	110
第1 1節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	-----	
第1 社会秩序の維持	-----	111
第2 物価の安定及び消費者の保護	-----	111
第1 2節 施設、設備の応急復旧活動	-----	
第1 公共施設の応急復旧	-----	112
第2 電力施設の応急復旧	-----	112
第3 ガス施設の応急復旧	-----	113
第4 上下水道施設の応急復旧	-----	114
第5 電気通信設備の応急復旧	-----	115
第1 3節 自発的支援の受入れ	-----	
第1 ボランティアの受入れ	-----	116
第2 救援物資・義援物資及び義援金の受け入れ	-----	117
第1 4節 その他の災害応急対策	-----	
第1 農林業の災害応急対策	-----	120
第2 学校等の災害応急対	-----	120
第3 文化財施設の災害応急対策	-----	122
第4 郵便事業の災害応急対策	-----	123
第5 災害救助法の適用	-----	123
第6 動物愛護	-----	125
第7 被災者等の生活再建の支援	-----	126

第4章 風水害応急対策計画

第1 節 災害応急対策	-----	
第2 節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動	-----	
第1 洪水・土砂災害対策	-----	131

第5章 地震災害応急対策計画

第1 節 災害応急対策	-----	
第2 節 情報収集・連絡及び通信の確保	-----	
第1 地震情報の収集・連絡	-----	135
第2 災害情報の収集・連絡体制の整備	-----	135
第3 通信手段の確保	-----	135
第3 節 二次災害の防止活動	-----	
第1 水害・土砂災害対策	-----	136
第2 建物・宅地対策	-----	136
第3 危険物、有害物質等対策	-----	136
第4 節 救助・救急、医療及び消火活動	-----	
第1 救助・救急活動	-----	137
第2 被災地内の医療活動	-----	137
第3 消火活動	-----	137

第6章 雪害応急対策計画

第1 節 災害応急対策	-----	140
第2 節 雪害の拡大防止	-----	141
第3 節 除雪対応	-----	142

第7章 火山災害応急対策計画

第1 節 火山災害対策	-----	
第1 噴火警報等の伝達	-----	144

第2	降灰予想	-----	144
第3	降灰の処理	-----	145
第4	避難指示等の判断・伝達	-----	145

第8章 大規模事故等応急対策計画

第1節	大規模事故等共通の対策活動		
第1	応急活動体制の確立	-----	148
第2	情報の収集・連絡及び通信の確保	-----	153
第3	広報・広聴活動	-----	155
第4	救助・救急、医療及び消火活動	-----	156
第5	交通対策・緊急輸送	-----	156
第6	避難対策	-----	158
第7	行方不明者の捜索及び遺体の処置	-----	160
第2節	航空機災害対策		
第1	事故情報の伝達	-----	162
第2	捜索活動体制の整備	-----	162
第3	救助・救急活動	-----	162
第4	消火活動体制の整備	-----	163
第5	医療活動体制の整備	-----	163
第6	交通関係事業者との連携	-----	164
第3節	鉄道事故災害対策		
第1	事故情報の伝達	-----	165
第2	鉄道の応急措置	-----	165
第4節	道路事故災害対策		
第1	事故情報の伝達	-----	166
第2	道路の応急措置	-----	166
第3	道路施設等の整備	-----	166
第5節	危険物等災害対策		
第1	事故情報の伝達	-----	168
第2	危険物等の応急措置	-----	169
第6節	県外の原子力施設事故対策		
第1	災害予防	-----	170
第2	災害応急対策	-----	170
第3	広域避難受け入れ体制の整備	-----	171
第4	市民等への情報伝達・相談活動	-----	172
第7節	大規模な火災災害対策		
第1	火災に強いまちづくり	-----	174
第2	火災情報の収集・連絡	-----	175
第3	消防活動体制の整備	-----	175
第4	消防活動	-----	175
第8節	林野火災対策		
第1	火災情報の収集・連絡	-----	176
第2	避難誘導	-----	176
第3	消防活動	-----	176
第4	二次災害の防止	-----	176

第9章 災害復旧・復興対策計画

第1節	被災者等の生活再建の支援等		
第1	被災者等の生活再建支援	-----	178
第2	中小企業者・農林業者の再建支援	-----	181
第3	復旧事業の推進	-----	182
第2節	災害復興推進体制		

第1	災害復興体制	-----	184
第2	災害復興計画の策定	-----	184
第3	災害復興事業の推進	-----	185

第1章 總 則

第1節 計画の目的

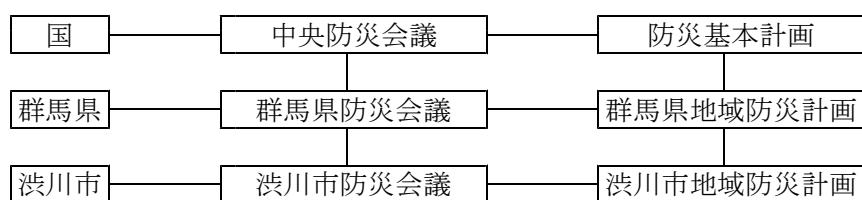
第1 計画の目的

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、渋川市防災会議が作成するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。
- (2) 渋川市国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等
「渋川市国土強靭化計画」（令和3年3月）の基本目標を踏まえて作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2 地域防災計画の策定及び見直し

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて見直しを行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第3 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例の定めるところによる。
その所掌事務については、次のとおりである。

- (1) 渋川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 渋川市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

第4 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。



※ 資料編 1－1 渋川市防災会議条例

第2節 防災の基本理念と市の防災の考え方

- 「自らの命は自らが守る」ことが防災の基本である。

市の防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

防災には、時間の経過とともに「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の大きく3段階に分かれ、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

第1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- 1 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることからソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- 2 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮し、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

〈用語の定義〉

- 「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児、L G B T Q + その他の災害時に配慮を要する者

- 「避難行動要支援者」

要配慮者の内、災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 渋川市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 渋川市防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する訓練に関すること。 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 5 災害応急対策の実施の支障となるべき状態の改善に関すること。 6 予報・警報の伝達に関すること。 7 避難所に関すること 8 避難情報の発令に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 11 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 12 災害時要配慮者対策に関すること。 13 施設及び設備の応急復旧に関すること。 14 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 15 緊急輸送の確保に関すること。 16 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 17 災害復旧及び復興計画に関すること。 18 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。	

第2 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。 2 防災に関する訓練に関すること。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態の改善に関すること。 5 予報・警報の伝達に関すること。 6 消防、水防その他の応急措置に関すること。 7 被災者の救護、救助その他保護に関すること。 8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 9 施設及び設備の応急復旧に関すること。 10 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 14 災害復旧及び復興計画に関すること。 15 群馬県防災会議に関すること。 16 市その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。	

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。

	<p>3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に 関すること。</p> <p>4 警察通信の確保及び統制に関すること。</p>
関東総合通信局	<p>1 非常通信無線の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと。</p> <p>2 非常対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する こと。</p> <p>3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、 周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等によ り許認可を行う特別措置の実施（臨機の措置）に関すること。</p> <p>4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する こと。</p>
関東財務局 (前橋財務事務所)	<p>1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。</p> <p>2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。</p> <p>3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。</p> <p>4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。</p> <p>5 提供可能な未利用用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。</p>
関東信越厚生局	<p>1 管内の被害状況の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
群馬労働局	<p>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。</p> <p>3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。</p>
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	<p>1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する こと</p> <p>2 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>3 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>6 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>10 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
関東森林管理局	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する こと。</p> <p>2 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関すること。</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと。</p> <p>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に 関すること。</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所・利根川水系砂防事務所)	<p>管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p>

	<p>(5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
関東運輸局 (群馬運輸支局)	<p>1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。</p> <p>2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
国土地理院 関東地方測量部	<p>1 地核変動の監視に関すること。</p> <p>2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること</p>

第4 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 防災関係情報資料の整備に関すること。</p> <p>(2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。</p> <p>(3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

第5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便（株） (渋川郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運営管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除</p> <p>エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除</p> <p>(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置</p> <p>3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項</p>
東日本電信電話(株) (群馬支店)	<p>1 電話通信設備の保全に関すること。</p> <p>2 重要通信の確保に関すること。</p>
(株) NTT ドコモ (群馬支店)	<p>1 携帯電話設備の保全に関すること。</p> <p>2 重要通信の確保に関すること。</p>
日本銀行 (前橋支店)	<p>1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。</p>
日本赤十字社 (群馬県支部)	<p>1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。</p> <p>2 救護所の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。</p> <p>4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。</p> <p>5 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。</p> <p>6 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。</p> <p>7 外国人の安否の調査に関すること。</p> <p>8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。</p>
日本放送協会 (前橋放送局)	<p>1 防災思想の普及に関すること。</p> <p>2 気象予報・警報の周知に関すること。</p> <p>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ</p> <p>と。</p> <p>4 放送施設に対する障害の排除に関すること。</p> <p>5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関するこ</p> <p>と。</p> <p>6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ</p> <p>と。</p>
東日本高速道路(株) (関東支社)	<p>1 高速自動車国道の保全及び復旧に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 緊急通行路の確保に関するこ</p> <p>と。</p>
独立行政法人 水資源機構 (沼田総合管理所)	<p>1 水資源開発施設の新設（水資源機構移行時に着手済みの事業に限 る。）又は改築の実施に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関するこ</p> <p>と。</p>
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	<p>1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関するこ</p> <p>と。</p>
日本通運（株） (群馬支店)	<p>1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関するこ</p> <p>と。</p>
東京電力パワーグリ ッド（株） (群馬総支社)	<p>1 電力施設の保全の確保に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 電力の供給に関するこ</p> <p>と。</p>

第6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社) 群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 医療救護活動の実施に関すること。
(公社) 群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 2 歯型治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社) 群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護師の確保に関すること。
都市ガス事業者 渋川ガス（株）	1 都市ガス施設の保全の確保に関すること。 2 都市ガスの供給の確保に関すること。
(一社) 群馬県L P ガス協会	1 L P ガス設備の保安の確保に関すること。 2 L P ガスの供給の確保に関すること。 3 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関すること。
(一社) 群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
(一社) 群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 群馬テレビ（株） (株) エフエム群馬	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象情報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ と。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ と。
土地改良区 (赤城西麓)	1 各土地改良区等の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象情報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関するこ と。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ と。
農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関するこ と。 3 県又は市町村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協 力に関するこ
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関するこ と。 2 被災傷病者の救護に関するこ
(一社) 群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関するこ
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関するこ

社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(社福) 群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
商工会議所・商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資機材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童・生徒等の安全の確保に関すること。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第8 市民・自主防災組織（自治会）・自主防災リーダー会・事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 4 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 5 災害関連情報の収集、家族・近所への伝達 6 家族・近所の要配慮者等の避難支援 7 災害廃棄物の分別 8 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自主防災組織 (自治会)	1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 4 地区の孤立化対策（通信機器、食料備蓄等） 5 自主防災リーダーの養成・協力 6 自主防災リーダーの組織内への編成と協力要請 7 防災講話・訓練の依頼と実施 8 災害関連情報の収集、報告 9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 10 災害時の避難所の運営管理（自主避難所の開放含む。） 11 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力 12 各自治会で整備した防災資機材の機能点検および整備
自主防災リーダー会	1 地区防災計画の作成援助 2 自治会の実施する防災訓練への参加・支援 3 市総合防災訓練への支援 4 地区気象情報及び災害情報の報告要請

	5 自主防災リーダーの育成援助 6 指定避難所における自治会活動の援助 7 市の実施する講座・セミナー等への教育支援 8 災害時、市役所危機管理室（災害対策本部）への支援
事 業 者	1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 気象情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 避難行動要支援者の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 地域の災害環境

第1 自然環境

1 地形

渋川市の地形は、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に囲まれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね1400m以上となる起伏に富んだ地形を有している。赤城山・榛名山麓付近は、火山噴出物による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われている。利根川・吾妻川沿いには関東ローム層で覆われている平地部分が存在し、液状化しやすい地形を有する。

本市は、河川に沿って台地や河岸段丘を形成し、山地においては火山噴出物を含んだ地質特性を持っている。

2 地震

- (1) 本市には、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎一銚子構造線」があり、マグニチュード7.0程度の地震を発生させる可能性がある。また、この構造線上の地域は、揺れやすい地形構造になっているため、家屋に与える影響も懸念される地域である。
- (2) 群馬県が予測する県内の活断層は、南部から北西部に向かい関東平野北西縁断層帯主部、東部には太田断層、また、北東部には片品川左岸断層があり、それぞれの地震により、本市も人的、物的被害を受ける可能性を指摘されている。特に、片品川左岸断層は、定期的に小規模な地震活動が見られる。
- (3) 本市内にも、活断層と見られる存在を示す文献もあり、市内での地震発生の可能性があることが指摘されている

3 気象

(1) 風

本市の気象は、夏が蒸し暑く冬に晴天の多い太平洋側気候と気温の変化が大きい内陸性気候の両面を持っている。夏は雷雨が発生しやすく、冬は北寄りの季節風が強い傾向にある。

気象災害では、台風並びに梅雨前線及び秋雨前線による風水害等があり、夏季の短時間による大雨による局地的な災害が発生している。また、ダウンバースト等の突風による被害も発生しており、平成29年9月には伊香保地区で建物に大きな被害が発生している。本市でも自然災害の激甚化の傾向が現れている。

(2) 雨

昭和59年に伊香保地区で、昭和62年に子持地区で局地的大雨による土砂災害により家屋や農地、道路等に大きな被害をもたらした。また、平成25年以降は毎年、1時間に40mmを超える局地的短時間大雨により小野上地区、赤城地区、子持地区、旧渋川地区で、家屋の浸水被害が発生している。

(3) 雪

平成26年2月に低気圧の接近・通過により、群馬県では最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。市内においても交通に障害となる積雪となった。今後も地球温暖化に伴い、大雨だけでなく大雪についての対応も検討しておく必要がある。

4 火山

渋川市に大きな被害を与えた活火山は、榛名山、赤城山、浅間山である。活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。榛名山は、約1万年前に山体の東部で山体崩壊（行幸田（みゆきだ）岩屑なだれ）が発生し、その後に水沢山溶岩ドームが形成された。この活動以降、顕著な火山活動は発生しなかったが、5世紀に活動が再開し、6世紀中頃までに3回の噴火が発生した。6世紀の2回の噴火は規模が大きく、大量の降下火砕

物や火碎流も噴出した。現在のニッ岳溶岩ドームは、最新の噴火に伴って形成されたものである。赤城山は、13世紀に噴火を記録していると考えられる歴史記録も発見・報告されていが、本噴火による噴出物は発見されてない。浅間山は有史以降も活発な火山活動をしている活火山である。1108年（天仁）や1783年（天明）に大規模な噴火が発生し、大きな被害が生じた記録がある。明治時代末期から昭和30年代にかけても、継続的に噴火が発生している。大規模噴火を想定した火山ハザードマップでは、偏西風の影響を受けた場合1cm以上の火山灰が積もりやすい範囲に渋川市が入っている。

第2 社会環境

1 人口動態

令和3年11月末日現在、市内の総人口は、74,949人、総世帯数は32,565世帯で、一世帯あたり2.30人である。

■人口と世帯数 (単位:人、世帯)

地区	人口	世帯数
渋川地区	41,716	18,738
伊香保地区	2,566	1,400
小野上地区	1,432	582
子持地区	11,128	4,545
赤城地区	9,377	3,875
北橘地区	8,730	3,425
合計	74,949	32,565

2 土地利用

本市の市域は、約19.4%が農地、約9.2%が宅地、約29.7%を山林が占めている。

■地目別面積 (単位:ha)

年度	田・畠	宅地	山林	その他
平成28年	4,731	2,170	7,252	9,875
平成29年	4,712	2,180	7,241	9,895
平成30年	4,687	2,189	7,221	9,930
令和元年	4,662	2,196	7,141	10,028
令和2年	4,636	2,204	7,103	10,083

(渋川市統計書 令和2年度版)

3 交通

JRの一日平均乗車人員は渋川駅が約3,394人で、八木原駅が1,087人である。災害で上越線、吾妻線が不通となった場合は、多数の旅客が滞留する可能性がある。

■鉄道各駅の1日平均乗客人員 (H27年度から無人駅の公表なし)

駅名	乗客数	駅名	乗客数
渋川駅	3,263	金島駅	—
八木原駅	1,080	祖母島駅	—
敷島駅	—	小野上駅	—
津久田駅	—	小野上温泉駅	—

(渋川市統計書 令和2年度版)

4 産業

市内の事業所で最も多い業種は、「卸売業、小売業」で、全体の約22.6%を占めている。次に多いのは「建設業」で、約15.1%を占めている。

■業種別の事業者数と従業員数

産業分類	事業所数
総数	4, 137
農林漁業	42
鉱業、採石業、砂利採取業	7
建設業	626
製造業	317
電気・ガス・熱供給・水道業	14
情報通信業	13
運輸業、郵便業	69
卸売業、小売業	936
金融業、保険業	61
不動産業、物品賃貸業	343
学術研究、専門・技術サービス業	138
宿泊業、飲食サービス業	453
生活関連サービス業、娯楽業	382
教育、学習支援業	147
医療、福祉	303
複合サービス業	25
サービス業（他に分類されないもの）	228
公務（他に分類されるものを除く）	33

（渋川市統計書 令和2年度版）

第3 災害履歴

1 地震

渋川市に被害をもたらした地震は次表のとおりである。

資料3－20 災害履歴

2 風水害等

渋川市において過去に発生した災害のうち、被害が大きかったもの又は社会的に影響の大きかった風水害等は、次のとおりである。

資料3－20 災害履歴

3 突風・豪雨

近年突風による被害が続いている。被害が大きかったもの又は社会的に影響の大きかった突風・豪雨は、次のとおりである。

資料3－20 災害履歴

4 雪害

渋川市において発生した雪害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは次のとおり。

資料3－20 災害履歴

第4 災害危険箇所

1 浸水想定区域

実施主体	対象河川	想定降雨	想定内容
群馬県	利根川	1000年に1回 程度発生するような 雨 (491mm ／72時間)	半田、下郷地内では、浸水深10メートル以上の浸水が想定される区域がある。 また、浸水継続時間が72時間を超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域も多数箇所存在する。

※水防法の改正（平成29年法律第31号）に伴い、県指定河川である利根川の洪水浸水想定区域及び一級河川（121河川）の氾濫予想区域が大幅に見直された。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害危険箇所

地区名	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害危険箇所		
		急傾斜地崩壊 危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険区域
渋川地区	2	27	37	0
伊香保地区	1	12	9	0
小野上地区	12	38	35	6
子持地区	6	31	33	0
赤城地区	10	37	37	0
北橘地区	2	15	3	0
合 計	33	160	154	6

※ 市内には、33カ所の急傾斜地崩壊危険区域、160箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、154箇所の土石流危険渓流、6箇所の地すべり危険区域がある。

急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」を根拠とし、ハード対策及び区域内の一定の行為制限を目的とし、土地の掘削、立木の伐採等、土砂災害を誘発する行為の制限がある。

土砂災害危険箇所とは、「建設省砂防課長通達」（昭和41年10月14日）を根拠に土地利用等の社会的変化や土砂災害の実態把握、危険箇所の周知を目的とし、義務及び制限はない。

3 山地災害危険地区

市町村名	山腹崩壊 危険地区	地滑り 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区
渋川市 (民有林)	113	3	142
渋川市 (国有林)	2		

※市内には、115箇所の山腹崩壊危険地区（民有林・国有林）、3箇所の地滑り危険区域（民有林）、142箇所の崩壊土砂流出危険地区（民有林）がある。

4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	240	239
土石流	106	74
地すべり	5	0

※市内には、351箇所の土砂災害警戒区域、311箇所の土砂災害特別警戒区域がある。

- ※ 資料編3-2 土砂災害危険箇所
- ※ 資料編3-3 山地災害危険地区一覧表
- ※ 資料編3-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表
- ※ 資料編3-5 重要水防区域

第5 地震被害想定

想定する地震の被害想定は、群馬県地震被害想定調査において3つの活断層による地震の発生と被害が想定されている。このうち渋川市に最大の被害を及ぼす関東平野北西縁断層帯主部による地震について表記する。なお時期・時間も最大被害の冬期18時を表記する。

■関東平野北西縁断層帯主部（長さ82km）による地震

項目	内 容
発生時期	冬の18時（風速9m／秒）
地震の概要	群馬県北西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層
規模	マグニチュード8.1
上端の深さ	5km
市域内の震度	震度5弱～6弱

市内には震度6強以上の地域は想定されていないが震度6弱の地域が広く分布し、市内全域で被害の発生する可能性がある。

■人的被害及び建物被害の想定

人的被害			物的被害			
死 者	重傷者	避難者	全 壊	半 壊	出火件数	焼失棟数
12人	189人	3,234人	171棟	1,756棟	1件	5棟

資料：群馬県地震被害想定調査（H24年6月）

■ライフラインの被害想定

ラ イ フ ラ イ ン 施 設				
上水道	下水道	電力施設	電話施設	LPガス
断水世帯数	被災人口	停電率	不通回線数	被害件数

1,990世帯 694人 0.7% 16回線 85件

資料：群馬県地震被害想定調査（H24年6月）

■都市基盤施設への被害の想定

（1）道路

区 分	被 害 想 定
一般道路	1 渋川地区の家屋が密集した地域の幅員15m以下の道路では、建物の崩壊、落下物などにより通行困難となる。 2 道路沿いの急傾斜地崩壊危険区域等で崩落が発生する可能性のある

	る、道路が多数存在する。 3 諸処倒木による交通障害をもたらす区間も存在しているため、注意を払う区間も承知してお必要性がある。
高速道路	震度5弱以上の強い揺れの場合に、安全点検のため、入口が閉鎖され、通行止めとなる。
橋りょう	本市管理の道路橋は、関東大震災クラスの地震を考慮して設計されており、また、阪神・淡路大震災以後耐震補強や落橋防止対策等を行っている。

(2) 河川施設

区分	被　害　想　定
河川	土砂崩れの河道閉塞による洪水及び土砂被害の可能性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 地震災害時における減災目標

(1) 市は、県の想定した地震への地震災害に係る減災目標を受け、10年間で死者数を60%、経済被害額を50%減少させるよう努力する。

(2) 地震被害を抑止・減少させるための対策

市では、三つの基本目標を、「1. 市民の命を守る（犠牲者の軽減）」、「2. 市民の生活を守る（不便の軽減）」、「3. 経済被害を減らす（被害額の軽減）」の下に、以下の項目に対して具体的な施策体系を構築し、効果的に推進する。

地震対応における、基本目標を構成する三つの方針に基づき、発災前～発生後に備えるべき65の各種対策（施策・事業）の概要は以下のとおりである。

●基本目標1：市民の命を守る（犠牲者の軽減）	
方針1 発生前に行う事（予防対策）	
○自らの命を守り、家族と地域住民の命を守る対応力を身につけるための施策 ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、市民の生命を守る対策 ○揺れによる土砂災害等を防ぐとともに、それらに起因する集落の孤立を防止・解消する対策	
1	防災教育の推進 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を身につける為の施策
2	防災意識の啓発 <ul style="list-style-type: none">・日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に迅速に行動する施策
3	自主防災組織の育成 <ul style="list-style-type: none">・地域に精通した自主防災組織等の育成により、地域の防災対応力を向上させる対策
4	防災訓練の実施（市民の防災・減災意識の高揚） <ul style="list-style-type: none">・災害発生直後における地域の災害対応力の向上させる施策
5	男女共同参画の視点からの対応 <ul style="list-style-type: none">・男女双方の視点を震災対応の各段階において反映させる対策
6	住宅の耐震化の促進
7	社会福祉施設の耐震化の促進
8	教育設備の耐震化の促進
9	その他施設の耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none">・地震による建物倒壊がもたらす人的被害を減らす対策
10	家具類の転倒・落下防止対策等の促進 <ul style="list-style-type: none">・地震による屋内家具等・家電等の転倒、窓ガラスの飛散及び外壁の破損・落方がもたらす人的被害を減らす方策
11	ブロック塀の安全対策 <ul style="list-style-type: none">・地震によるブロック塀の倒壊がもたらす人的被害を減らす対策
12	上水道施設の耐震化の促進
13	下水道設備の耐震化の促進
14	ガス供給施設の耐震化の促進
15	電力・通信施設の耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none">・地震によるライフラインの寸断のもたらす人的被害の拡大や住民の生活支障、経済活動の停滞を抑制する対策
16	道路の整備及び防災対策の強化
17	道路橋梁の耐震化の促進
18	鉄道橋梁の耐震化の促進

- ・地震による道路交通ネットワークの寸断がもたらす人的被害の拡大や住民の生活支障、経済活動の停滞を抑制する対策
- 19 密集市街地の整備
- 20 建物の耐火性能の向上
- ・同時多発的に発生する地震火災の延焼拡大による人的・物的被害を減らす対策
- 21 避難地・避難路の整備
- ・地震発生時の避難行動や応急活動の停滞による人的・物的被害を減らす方策
- 22 常備消防の機能強化
- 23 消防団の機能強化
- 24 消防水利の確保
- 25 家庭内における火災対策の強化
- ・地震発生時の火災がもたらす人的・物的被害の拡大を抑制する施策
- 26 急傾斜地崩落対策及び治山対策の促進
- 27 大規模土砂災害対策の推進
- 28 造成地災害対策の推進
- ・地震に伴う土砂災害がもたらす人的・物的被害を減らす対策
- 29 ため池対策の推進
- ・地震に伴うため池崩壊がもたらす人的・物的被害等を減らす対策
- 30 孤立集落対策の強化
- ・地震に伴う土砂災害等で引き起こされる集落の孤立化を防止・解消する対策
- 31 水位局の停電対策推進
- ・地震に伴う停電で引き起こされる河川水位の観測不能を防止する対策
- 32 屋外広告物の安全点検の推進

方針2 発災直後に行う事への備え（初動対処）

- 人命救助や被害拡大を防ぐための活動や情報収集体制を強化する対策
- 医療救護体制の強化、避難所運営や災害時要配慮者を救うための体制を強化する対策

- 33 災害時の活動体制の強化
- ・初動対応を迅速に行い、被害の拡大を抑制する対策
- 34 道路の通行・交通規制体制の整備
- ・渋滞等による救助・救急、消火及び医療活動の停滞を抑制する対策
- 35 業務継続計画（B C P）の策定
- ・災害時においても通常業務を継続し、災害応急対策業務を円滑に実施するための対策
- 36 広域応援・受援体制の整備、ライフライン事業者との連携強化
- ・円滑な広域応援・受援などにより、被災者の生活支障を減らす対策
- 37 避難所運営体制整備
- ・円滑な避難所の開設や運営を行い、被災者の生活支障を減らす対策
- 38 帰宅困難者対策の強化
- ・広域的な帰宅困難者の発生を抑制する対策
- 39 情報通信手段の整備
- ・迅速かつ正確な情報を入手し、人的・物的被害の拡大を抑制する対策
- 40 市民への情報発信体制の整備
- ・災害発生時に市民へ正確な情報を提供し、人的被害の拡大を抑制する対策
- 41 医療・救護・搬送体制の強化
- ・災害時における人的被害の拡大を抑制する対策
- 42 災害時要援護者の避難支援体制の整備
- ・災害時要配慮者の避難活動や避難生活支援を円滑に行い、人的被害や避難生活における負担を減らす対策

方針3 発災後から行う事への備え（応急・復旧対策）

- 助かった人命を守るための物資等の確保や心と体の不安を取り除くための施策
- 生活基盤となるライフライン設備などを早期に復旧するための施策

- 43 備蓄物資の確保対策の推進
 - ・災害時に必要な物資を備蓄し、被災者の生活支障を減らす対策
- 44 食料・生活必需品等の調達・救護訓練供給体制の整備
- 45 応急給水の整備
 - ・災害時に必要な物資を調達・供給し、被災者の生活支障を減らす対策
- 46 トイレ、下水処理体制の整備
 - ・被災者の生活支障を減らし、衛生環境の悪化を低減させる対策
- 47 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備
 - ・被災住宅地の崩壊や被災建築物の倒壊による二次災害の発生を防ぐ対策
- 48 被災者の健康管理・メンタルケア対策強化
 - ・被災者の身体的・精神的負担を減らし、衛生環境の悪化を軽減させる対策
- 49 被災者の相談受け付け体制の整備
 - ・被災者の精神的負担等を減らす対策
- 50 上水道施設の応急復旧体制の整備
- 51 下水道施設の応急復旧体制の整備
- 52 ガス供給施設の応急復旧体制の整備
- 53 停電の早期解消及び通信ネットワークの早期復旧体制の整備
- 54 充電拠点を各地区行政センター等に設置し、携帯電話等による安定した情報獲得に寄与する。
- 55 交通施設の早期復旧体制の整備
 - ・地震によるライフライン・交通網の寸断がもたらす人的被害の拡大や被災者の生活支援、経済活動の停留を抑制する対策
- 56 河川施設の応急復旧体制整備
 - ・地震による河川堤防の沈下や崩壊、護岸の損壊等がもたらす被害を減らす対策

●基本目標2：市民の生活を守る（不便の軽減）

方針1 発災後～1か月間におこなうことへの備え（応急・復旧対策）

- 被災したライフライン施設などを早期復旧し、被災者の生活を安定させるための施策

- 57 被災者の生活安定化・支援体制の整備
 - ・被災者の生活を安定させ、治安を維持する対策
- 58 災害ボランティア活動体制の整備
 - ・ボランティアの活動を促進し、早期の復旧・復興に寄与する対策

方針2 発災後1か月以降に行うことへの備え（復旧・復興対策）

- 被災から立ち直り、安定した市民生活を早期に実現させるための施策

- 59 被災者用住宅の確保体制の検討
 - ・入居者の選定方法の決定・通知
- 60 地震保険の加入促進
 - ・被災者用住宅を円滑に確保・修理し、被災者の安定した生活を早期に実現する対策
- 61 災害廃棄物等の処理体制の整備
 - ・災害廃棄物を円滑に処理し、被災地の早期の復旧・復興に寄与する対策
- 62 復興計画の作成
 - ・早期の計画的な復興に寄与する対策

●基本目標3：経済被害を減らす（被害額の軽減）	
方針1 発災前に行うこと（予防対策）	
○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、直接的な経済被害を減らす対策	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断への補助金制度の設定
63 工業用水道施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによる施設の損傷等で工業用水の供給不全がもたらす企業の経済活動の停滞を抑制する対策
方針2 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策）	
○企業活動が被災後に迅速に立ち直り、経済被害の拡大を防ぐ対策	
64 工業用水道施設の応急復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによる施設の損傷等で工業用水の供給不全がもたらす企業の経済活動の停滞を速やかに解消する対策
65 事業者による事業継続の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が災害時における業務を継続し、早期回復を図ることにより、経済被害の拡大を抑制する対策

第2 河川事業の促進

市担当部	危機管理室、産業観光部、建設交通部
関係機関	国、県、消防団、自治会

1 治水対策の推進

市及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震により水防施設が崩壊し河川・水路の洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な治水対策を実施する。

市内を流れる一級河川は、利根川をはじめ22河川である。一級河川の管理は国土交通大臣が行うが、指定区間は、県が一部の管理事務を行っている。市が管理するものはそれ以外の準用河川、普通河川及び用排水路である。用排水路は、民間管理のものもある。

上記全ての河川・水路の各管理者は、連携、協力し、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

2 水防体制の充実

市は、消防団と連携して、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を見直しをして、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検を行い、洪水への備えに万全を期す。洪水浸水想定区域内の住民及び消防団員に対し、説明会を通じ早期避難の意識付けを行う。また、必要に応じて委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3 洪水浸水想定区域における避難確保措置

本市域の洪水浸水想定区域は、平成29年7月28日付け群馬県告示第233号により下記の区域が指定された。

水系名	河川名	区 域	所 轄 土木事務所名	発表者
利根川	利根川	自 左岸 渋川市北橘町下箱田（坂東橋） 右岸 渋川市下郷（大正橋）	渋川	県

	至 左岸 渋川市北橘町八崎（市町村界）	
	右岸 渋川市半田	

4 洪水浸水想定区域の指定等の理解推進

- (1) 平成29年5月19日に水防法の一部改正及び平成30年度水害リスク調査結果が公布され、被害想定区域が拡大し、対象となる被災住民も拡大した。市は、わかりやすい水害リスクの開示に努めるとともに、出前講座や説明会を通じて防災意識の向上に努め早期避難につなげる。また、平成31年3月「洪水ハザードマップ」を作成した。
- (2) 市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を踏まえ、必要に応じて住民、滞在者等その他の者へ周知するとともに、マイタイムライン等の活用により早期避難の取組につなげる。
- (3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することが出来る。

5 河川状況の情報提供

- (1) 市は、水位情報、洪水情報を元に県と緊密に情報共有を行う。
- (2) 市は、適切な避難情報を発令する。また、県（河川課）からの助言も判断に活用する。

6 河川情報提供の活用

市は、県が設置した水位計観測値や県の助言等を踏まえ、適切な避難判断に努める。

※ 資料編3－5 重要水防区域

第3 砂防事業の促進

市担当部	危機管理室、建設交通部、産業観光部
関係機関	県、自治会

1 土砂災害危険区域の指定等の理解促進

市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき行う土砂災害警戒区域の指定の促進に努める。令和元年10月の台風19号で見られた緩斜面での土砂災害の可能性も踏まえ出前講座や広報誌等を通じ住民に土砂災害への安全確保について周知する。

2 警戒避難体制の強化

(1) 土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法により土砂災害警戒区域が指定された地域において、次の事項を本計画の風水害・雪害応急対策計画に定める。

ア 土砂災害に関する情報・伝達、避難及び救助等に関する事項

イ 同区域内に、要配慮者利用施設がある場合には、当該施設管理者への説明及び施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項についてあらかじめ協議を行う。

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

平成28年3月ハザードマップを作成・全戸配布し、土砂災害等の危険箇所について住民に周知した。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩落等のおそれがある場合の避難

- に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、ハザードマップ等を活用して出前講座等により住民に周知する。
- (3) 県が5年に一度、警戒区域の見直しを行う。その結果、新たに指定された地域については、住民懇談会を設けて周知を図る。

3 砂防事業の促進等

市は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区において、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定に伴い、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

また、市及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別区域内において、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

市は、県が行う、土砂・流木補足効果の高い砂防堰堤等の整備に当たり、情報提供を行い、積極的に事業の促進を図る。

第4 農地防災事業の促進

市担当部	危機管理室、建設交通部、産業観光部
関係機関	県、自治会

1 地すべり防止区域の指定等の理解促進

県（農村整備課）及び関東農政局が地すべりの危険性の高い区域を「地すべり防止法」に基づき「地すべり防止区域」に指定された区域について、市は、住民に対して区域指定を周知するとともに、ハザードマップ等を作成し周知する。

2 ため池等整備事業の周知

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるため池等について、緊急連絡体制の整備等を推進すると共に、決壊した場合の影響度が大きいため池であることを、出前講座や広報誌等を通して住民に周知する。

また、ハザードマップの周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第5 山地災害事業の促進

脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策・森林整備等を複合的に組み合わせた治山対策の推進について、国、県の関係者から山地災害危険地域の定期的な点検結果を入手する。

- ※ 資料編3-2 土砂災害危険箇所
- ※ 資料編3-18 農業用ため池一覧表
- ※ 資料編3-3 山地災害危険区域一覧

第6 土砂災害及び洪水災害に対するハザードマップの作成

市担当部	危機管理室、建設交通部、産業観光部
関係機関	自治会、自主防災リーダー会

- 1 市は、平成28年3月に土砂災害警戒区域等を盛り込んだ「ハザードマップ」や、平成31年3月に洪水浸水想定区域等を盛り込んだ「洪水ハザードマップ」を活用し、避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを、自治会連合会の会議及び出前講座、広報誌等により市民等に周知する。なお、経済活動に応じた、ハザードマップを修正等する。

第7 災害に強いまちづくりの推進

- 市は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物不燃堅牢化その他の市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努める。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

市担当部	危機管理室、建設交通部、上下水道局、産業観光部
関係機関	

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るために位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たっては、災害に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、立地適正化計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努める。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

2 密集市街地の整備

市は、防災再開発促進地域における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画、その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 都市防災構造化推進事業の利用

市は、地震に強い街づくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

4 水害防止事業の推進

- (1) 地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進める。
- (2) 市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等に記載し住民等に周知する。

5 土砂災害防止事業の推進

土砂災害防止事業の実施機関は、地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」(砂防法)、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法)、又は「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、及び治山事業を進めるものとする。

また、土砂災害防止法に基づき、土地崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

また、県（建築課）及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、土砂災害防止対策を実施するよう必要に応じて助言する。

6 山地災害の未然の防止

県（森林保全課）及び関東森林管理局は、「山地災害危険地区」における土砂災害を未然に防止するため、国の「森林整備保全事業計画」に基づき、治山施設の設置、地すべり防止施設の整備等を順次、計画的に進めるとともに山地災害危険地区の周知等の山地災害対策事業の推進を図る。

- ※ 資料編3-2 土砂災害危険箇所
- ※ 資料編3-3 山地災害危険区域一覧

第8 雪害に強いまちづくり

[方針・目標]

- 市は、地域特性を考慮し、降雪に伴う雪崩れ、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及びライフラインの阻害等に対して雪害に強いまちづくりを行う。

市担当部	各部
関係機関	県、警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、自主防災リーダー会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、事業者

1 情報の収集

- (1) 早期からの気象情報の入手に努めるとともに、市民へ早期に周知し、早い段階からの備えが出来るような体制の確立に努める。
- (2) 防災機関と情報を共有して、災害時に効率的な救助活動を行い、被害の拡大防止に努める。

2 雪害の予防

- (1) 道路の除雪体制の整備
 - ア 除雪資機材の整備
 - イ 排雪場所の確保
 - ウ 融雪剤の準備
 - エ 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の休憩場所の整備
 - オ 除雪要員の確保
 - カ 所管施設の緊急点検
- (2) 除雪計画等の策定
 - 市内の道路管理者及びその関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行われるよう、道路除雪の方法等について、事前に協議・確認し、次の事項について基本的な方針を定めておく。
 - ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
 - イ 優先して除雪作業を行うべき区間
 - ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
 - エ 道路管理者間の情報共有
 - オ 道路利用者等に対する情報提供
 - カ 災害のおそれがあり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生すると予測される地域等における関係道路管理者との相互協力

3 建設事業者の健全な存続

市は、除雪に熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

- ※ 資料編3-14 降雪時の対応について
- ※ 資料編3-15 道路除雪計画
- ※ 資料編3-16 観光施設の除雪対応

第9 避難路の整備

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害の危険性を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。
一般橋梁、歩道橋等については、定期的に点検を実施し、必要な対策を講じる

第10 建築物の安全化

市担当部	危機管理室、建設交通部、教育部
関係機関	

1 建築物の耐震性の確保

市は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努める。この際、出前講座や広報誌・チラシなどを通して、周知する。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）

現行の建築基準法の適用を受けていない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、この節において「耐震改修促進法」という。）の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。建築主事をおく市は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断、耐震改修について指導及び助言等の措置を行う。

(2) 耐震改修促進計画

耐震化促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を県に義務づけている。群馬県が策定した群馬県耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅（耐震シェルター等により減災化した住宅含む。）の耐震化の数値を令和2年までに特定既存耐震化率83%、不適格建築物93.3%としている。これを受け市は、令和2年までに特定既存耐震化率80%、不適格建築物100%としている。

(3) 耐震改修に係る支援制度

市は、目標達成のために、県と協働し、一定の条件の下で利用可能な耐震化の制度を設け、耐震化率の向上のため、防災講話、市総合防災訓練、チラシの作成配布、広報誌への掲載等、住民に広く周知する。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者の利用する公共建築物及び防災上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮する。具体的には、次の建物が対象となる。

ア 市役所、公民館等建築物の内不特定多数の者が利用するもの

イ 学校、体育館

ウ 病院、診療所

エ 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂

オ 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

- カ 運動施設（ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する施設）
- キ ホテル又は旅館
- ク 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎又は下宿
- ケ 老人ホーム、保育園、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- コ 博物館、美術館又は図書館
- サ 遊技場、公衆浴場
- シ 飲食店等その他これらに類するもの
- ス 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- セ 工場
- ソ 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降又は待合用に供するもの
- タ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- チ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市は所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

- (2) 市は、特に災害時拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に耐震対策等を進める。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止策、ブロック塀及び家具の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止策等の対策を図るととに出前講座、広報誌等を通じて住民への安全確保について周知する。

4 文化財の保護

市は、文化財保護のため施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第11 ライフライン施設の機能の確保

市担当部	危機管理室、総合政策部、市民環境部、上下水道局
関係機関	東京電力パワーグリッド（株）、渋川ガス（株）、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク、協定締結団体

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市、ライフライン事業者、廃棄物処理業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図る。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替設備の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割を期待出来ることから、始動用緊急電源のほか、電気、水、熱の供給設備を設置するように努める。
- (2) 市または公共機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデーターのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進するため、必要な助言などを行う。
- (3) 停電により携帯電話等の充電ができず、通話や情報収集ができない状態を解消するた

め、市役所本庁舎及び各行政センターに充電拠点を設置する。

2 ライフライン施設機能の確保体制の整備

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 県又は市が実施する防災訓練への参加を積極的に促すとともに、災害図上訓練にも参加して平時から行政との災害時における活動について認識の共有を図る。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

4 需用者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需用者が実施すべき安全装置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需用者への防災意識の普及に努める。

第12 危険物施設等の安全確保

市担当部	危機管理室、福祉部、建設交通部
関係機関	県、警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、自衛隊、危険物事業者、医療機関、日本赤十字社、消防団

1 危険物等施設の安全の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下本節において「危険物事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署（以下本節において「県及び消防本部」という。）は、次の対策を行う。

- (1) 技術基準の遵守
危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。
- (2) 立入検査の徹底
県及び消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。
- (3) 自主保安体制の整備
危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- (4) 講習会・研修会の実施
県及び消防本部は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制を強化する。
- (5) 再発防止の徹底
県及び消防本部は、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

消防本部、警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガス等の漏洩に対する救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、市、日本赤十字社及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防本部と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連絡体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

ア 消防本部は、平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 市は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

ウ 消防本部及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

危険物事業者、消防本部、警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。なお、市は、各機関の防災訓練を視察し、危険物災害のリスクを把握するとともに、関係機関との連携を図る。

(1) 防災訓練の実施

ア 危険物事業者、消防本部、警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防本部、警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防災活動体制の整備

危険物事業者、消防署等は、危険物等が大量に流失した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

〔方針、目標〕

- 地震や風水害等による災害が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、必要な体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を優先するとともに、被災状況に応じて、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料・水）を行う。
- 市は、適切に避難情報等を発令し住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化を踏まえ、地域の協力を得て、避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市担当部	危機管理室、総合政策部、市民環境部
関係機関	東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、渋川市アマチュア無線非常通信協議会

1 緊急地震速報と地震関連

緊急地震速報は、震源地で震度5弱以上の揺れが予想される地震が発生した場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（1）緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震を予知するものではなく、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波をいち早く解析することにより、震度5弱以上の地震と推測し、震度4以上になると予測される地域に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に地震速報音が間に合わない場合がある。

（2）緊急地震速報の伝達等の整備

ア 緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）経由により市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

イ 市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

2 地震情報の種類とその内容

南海トラフ地震関係についても記載

資料3－2 地震

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも公表している資料

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するため管区・地方気象台等で毎月または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日午後(金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日)に発表している。

4 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、市及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置等に努める。

(3) 多様な情報の収集体制の整備

ア 多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、災害情報共有システム(L-ALER T)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、電話やFAXによる情報収集手段のほかに、防災行政無線、移動系デジタル防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。

イ 市は、住民、自主防災リーダーと連携し、土砂災害に関する異常な自然現象が起きた場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ 市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で、発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(4) 防災機関及び宿直警備員との連携

市(危機管理室)は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、防災機関及び宿直警備員との連絡体制を構築しておく。

(5) 職員の職能向上の為の訓練の計画・実行

市(危機管理室)は、被災地域からの被災状況の報告ができない場合を想定し、市職員を情報収集のため被災地域に派遣する場合に、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成の上、職員に対する研修や訓練等を実施し、情報収集・連絡体制を整備するものとする。この際、教育時期・教育編成・時間設定を考慮した訓練計画の策定に努める。

(6) 災害時情報システム支援計画の策定、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施を推進する。

(7) 情報の分析整理

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速に収集する。最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信の確保が不可欠となる。このため、市、電気通信事業者及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市、電気通信事業者及び関係機関は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

(2) 災害時優先電話の指定

市及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。また、指定避難所への配備・整備を行い、事後、災害時に活用できるように教育・実習を計画する。

(3) 代替通信手段の確保

市及び関係機関は、災害時による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難になった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。特に、購入している移動系無線機の活用を職員に普及教育し、平時から、無線伝搬状況、通話要領、電話・無線機能の使用要領について修得させるように努める。

(4) 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線の接続を推進する。

(5) 渋川市アマチュア無線非常通信協議会との連携

市は、災害時に、市役所内に無線局を開設し「渋川市アマチュア無線非常通信協議会」と連携して、防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者と利用できるよう平常時から連携を図っておく。また、年一度、市役所内の無線局を開設して通信訓練を実施する。

(6) 通信訓練への参加

市及び関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際実施されるものを含む。）に積極的に参加し連携を図る。

第2 職員の応急活動体制の整備

市担当部	各部
関係機関	救急医療機関、協定締結団体、事業者、消防本部、消防団

1 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておく。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ① 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ② 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、図上訓練等の実施に努める。
- ③ 災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）に基づき、定期的に訓練を実施する。

- イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、①に準じた体制の整備を図る。
- (2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底
- ア 市は、各種マニュアルを適宜点検・修正し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟を図る。
- イ その他関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ①に準じた体制の整備を図る。
- (3) 市における職員の応急活動体制の整備
- 市は、次により職員の応急活動体制の整備を図る。
- ア 毎年、各所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知して、防災担当職員を指定する。
- イ 災害対策本部内の業務を緊急性に応じて明確に区分し対応力の強化を図る。
- ウ 「業務継続計画（B C P）」を、毎年見直し、実行性のある業務継続体制の確保に努める。
- エ 每年、非常招集訓練等を市総合防災訓練時に実施する。
- オ 毎年、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。
- カ 災害時に避難所に派遣される職員、公民館勤務者及び自治会役員等に対して「避難所運営」に関する訓練を毎年継続して実施する。

2 防災関係機関の連携体制の整備

市及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等、平時から連携を強化しておく。また、相互応援態勢や連絡体制の整備に当たっては実効性の確保に留意する。

- (1) 市における受援・応援体制の整備
- 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。
- また、市は県への応援要求が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。
- (2) 一般事業者等との連絡体制の整備
- 市及び関係機関は、災害時における食料、飲料水、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進し、協定締結などの連携強化にあたっては、相互に協議できる場を持ち、顔の見える関係作りに努めるとともに、実効性の確保に留意する。
- (3) 市は、受援に関する計画作成に努め、又、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実行性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 市は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市区町村への応援を円滑な実施に努める。

(5) 水災に対する連携体制の構築

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

3 市における受援体制の準備

- (1) 市は、避難情報を発令する際、また、土砂災害についてはそれらの解除を行う際にも災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (2) 市は、災害時の受援班の編制と活動について地域防災計画に明示し、災害時における受援体制の早期確立、受援活動の円滑化を図るため、受援計画を定めるとともに、受援に関する連絡要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。併せて、支援物資の受け入れ場所を確保し、県に対して速やかに要請できる体制を構築する。
- (3) 受入希望物資の公表
市は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて市民に公表するとともに、小口・混載の支援物資は被災地支援活動に支障を来すことも合わせて広報する。また、被災地のニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を踏まえて隨時修正する。

4 防災中枢機能の確保

市及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

- (1) 防災中枢機能の整備
 - ア 市及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。
 - イ 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (2) 災害応急対策に当たる機関の責任
市、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能になるよう努める。
- (3) 災害活動拠点の整備
市は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ設備の整備に努める。
- (4) 公的機関の業務継続性の確保
市の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえ、修正を含めた見直しに努める。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

5 円滑な救助の実施体制の構築

市は、県と、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委託制度や救助実施

制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

※ 資料編 2 協定

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

市担当部	危機管理室、福祉部、スポーツ健康部
関係機関	医師会、医療機関、消防本部、消防団、警察署、渋川保健福祉事務所、渋川医療センター

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救助・救急用資機材の整備

- ア 市及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チエーンソー等の救助用資機材の整備に努める。
イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとする。また、この整備に係る費用について、市は、可能な限りの援助をおこなう。

(2) 医療活動体制の整備

ア 救護所の設置・運営体制の整備

市、医師会及び災害拠点病院（渋川医療センター）は、救護所の設置・運営体制、県や消防等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

イ 保健師班の設置

大規模災害発生時、市は、保健活動を有機的に機能させるために、保健師を統括して運営する保健師班を災害対策本部内に設置する。保健師班の運営は、統括責任者が行う。

2 医薬品、医療資機材の備蓄

市、医師会及び災害拠点病院（渋川医療センター）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

3 消防と医療機関等との連携

(1) 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

(2) 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連絡体制の整備を図る。

(3) 広域医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適當な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

4 災害医療の研鑽できる環境作り

渋川医療センター、医師会、医療機関等の災害医療に関する者は、連携してトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について、研究、研修に努める。また、市総合防災訓練や図上訓練の場において、災害医療に関する研究を疑似体験を通じて研鑽する環境作りの場を設定する。

第4 災害危険区域の災害予防

市担当部	各部
------	----

1 災害危険区域の種類

(1) 土木関係

- ア 重要水防箇所
- イ 洪水浸水想定区域
- ウ 土石流危険渓流
- エ 急傾斜地崩壊危険箇所
- オ 地すべり危険箇所
- カ 土砂災害警戒区域
- キ 土砂災害特別警戒区域
- ク 雪崩危険箇所
- ケ 砂防指定地
- コ 地すべり防止区域
- カ 急傾斜地崩壊危険区域

(2) 治山関係

- ア 山腹崩壊危険地区
- イ 地すべり危険地区
- ウ 崩壊土砂流出危険地区
- エ なだれ危険箇所

(3) 農地関係

- 地すべり危険箇所

2 住民に対する危険の周知

- (1) 市は、住民に対し、広報誌への掲載、説明会の実施、出前講座の実施等により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様の理解に努める。
- (2) 市は、土石流、崖崩れ等による土砂災害を防止するため、過去の災害履歴から土石流、崖崩れの発生するおそれのある地域について、危険性を周知するため、ハザードマップの活用、看板等の設置、出前講座を通じて周知する。

3 県等からの情報収集

市は、県（河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課）、関東地方整備局及び関東森林管理局から、危険箇所の位置、危険度等の警戒態勢の整備に必要な情報を収集する。

4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された時、及び「水防法」に基づき洪水浸水想定区域が指定された時は、地域防災計画において、対象区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項・避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、出前講座等を通じて理解促進に努める。
- (2) 市は、土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等、以下同じ。）を定める。当該施設の所有者、または管理者は、土砂災害、洪水災害に関する、情報伝達、避難方法等について定めた「避難確保計画」を作成する。また、定期的に訓練を実施し、市に報告する。市は訓練内容を確認するとともに、必要に応じ助言及び立会を行う。
- (3) 市は、洪水浸水想定区域内にある大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要がある場

合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- (4) 市は、県、河川管理者、前橋地方気象台等からの、豪雨、洪水、土砂災害等の入手できる情報を踏まえ、避難すべき地域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難行動基準」を作成・見直し住民に周知する。住民への周知については、市ホームページ及び広報誌等に掲載する。また、マイタイムライン等の活用により早期避難の取組につなげる。

5 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導計画の作成

ア 市は、避難路、自主避難所、指定緊急避難場所、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底に努める。

イ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に定める。

ウ 市は、消防機関、警察署等と協議して避難指示の発令区域、タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。また、防災訓練の実施や訓練への参加を呼びかけるなど、防災への普及啓発に努める。

① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う基準と伝達方法

② 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地域

③ 避難経路及び誘導方法

エ 市は、避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にした「避難行動基準」を作成し、経年変化に伴う事項等生じた場合には、速やかに内容を修正し、広報誌等を通じて住民に周知する。

オ 市は、気象警報、高齢者等避難等を住民の警戒避難態勢として、洪水については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫等により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な警戒レベル4等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。なお、見直しの際は、必要に応じて国（国土交通省）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）からの助言を受ける。

カ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難態勢として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令する事を基本とした、具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積、地形、地域の実情に応じて、市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている土砂災害警戒区域等に絞り込んで、避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

キ 市は、避難指示の発令と同時に、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨等の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じることを住民に周知しておく。

ク 興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画及び訓練となるよう努める。

ケ 市は、不特定多数の者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全部体制の確保に努める。

6 避難誘導訓練の実施

市は、自治会、学校、要配慮者施設等に対して避難訓練の実施を呼びかけを行い、実施について助言、立会し確認するよう努める。この際、消防団、消防署、警察署等と協力した訓

練の実施に努める。

7 指定緊急避難場所および指定避難所の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平時から自治会への出前講座、広報誌、自主防災リーダー会等を活用し住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 自主避難開始、緊急安全確保時の行動と基準
- (2) 自主避難開始、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地域
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

8 案内標識の設置

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう指定緊急避難場所及び指定避難所案内標識の設置に努める。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に詳しくない者でも理解できるように配慮する。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して、誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。
- (4) 市は、災害種別記号を使った避難所標識の見方に関する周知を広報誌、出前講座、防災訓練等の場を活用して、周知する。

9 ハザードマップの作成

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内の住民に対して、情報の伝達方法避難場所避難経路に関する事項を明確に示すため、ハザードマップを作成し、住民に配布する。なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動を取れるように、住民説明会及び出前講座などで普及啓発を図る。また、県が行う調査の結果、土砂災害警戒区域に相当すると判明した区域についても、県の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (2) 市は、浸水想定区域にある要配慮者利用施設で洪水のおそれのあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者および自衛消防組織の構成員に対する洪水予防等伝達方法を、市の「水防計画」に定める。また、出水期前に県土木事務所で行われる重要水防箇所点検には、土木事務所、市（水防・避難担当）、水防団、自治会長、自主防災組織等が参加し、洪水災害についての認識を共有する。

10 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難行動要支援者の速やな避難誘導体制の環境整備のため、自治会、民生委員との平時からの協力体制の構築に努める。
- (2) 市は、外国人旅行者等、避難行動に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。この対応施策として「災害時外国人等支援者養成講座」を開催し、要員の確保に努める。
- (3) 市は、学校等が保護者との間で災害発時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルール等をあらかじめ定めるよう促すとともに、必要に応じて訓練を検証し助言を行う。
- (4) 市は、小学校就学前の子供たちの安全確保のため、災害発時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間の連絡・連携体制の構築に努める。

* 資料編3-2 土砂災害危険箇所

- ※ 資料編3-3 山地災害危険区域一覧表
- ※ 資料編3-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表
- ※ 資料編3-5 重要水防箇所
- ※ 資料編3-12 土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設
- ※ 資料編3-13 水防法に係る要配慮者利用施設

第5 消火活動体制の整備

市担当部	危機管理室、市民環境部
関係機関	消防本部、消防団、警察署、自主防災組織

1 消防力の整備

消防本部及び市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化・消防施設の充実に努める。

また、地震火災に備え、「消防水利の整備指針」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配備に努める。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

消防本部は、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防同意時において、消防関係法令の適合はもとより、建築、福祉等関係部局との連携を密にし、出火防止及び被害の軽減を図る。

(2) 住民に対する啓発

消防本部、消防団及び市は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(3) 防火管理等の教育

消防本部は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(4) 予防査察における指導

消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要なとなる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果が大きい。

このため、消防本部及び市は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消火訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

(3) 市は、企業の参加する防災訓練、消防訓練に参加し、企業の消防体制を検証するとともに、災害発生時の連携要領についても確認する。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震発生時は、火災の多発に道路の破損も加わり、迅速な消火活動が困難となる場合が多い。

このため、消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。また、当該計画には、消火活動、

救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を定め、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援要請を検討しておく。

5 消防活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

市は、災害による火災に備え、消火栓にのみに頼ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 関係機関との連携

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用資機材の整備

市は、消防ポンプ自動車、消火用ホース、背負い式消火水のう等の消防用資器材の整備促進に努める。

6 市民の防災活動の環境整備

(1) 消防団員の入団促進

年々減少しており、地域防災力・火災消火能力低下への歯止めをかけるため、市役所新入職員、現職消防団員、自治会、女性防火クラブ員、近傍の専門学校等に、消防団加入の説明・依頼を行い、定員枠の確保に努める。

(2) 消防団の育成

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(3) 自主防災活動の育成・助長

火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

第6 緊急輸送活動体制の整備

市担当部	危機管理室、産業観光部、建設交通部、教育部、受援班
関係機関	渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団、事業者

大規模災害による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資集積、配分スペース）が重要な施設である。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

(1) 市は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

(2) 市は、災害時の物資集配拠点として予定している渋川市防災倉庫（旧パース専門学校）及び各行政センターについて、集配体制を整備するとともに、災害時には、受援班が集積場所の指定及び職員の動員計画を作成し、円滑な輸送支援の体制を整える。

2 ヘリポートの確保

大規模災害による災害時には陸路の寸断が予想され、ヘリコプターによる患者の搬送や救援物資の輸送等の体制を整える。

市及び消防本部は、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートとして使用可能な施設を把握する

とともに、災害時におけるこれらの使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

県指定の緊急輸送道路（群馬県ホームページに掲載）のほか、市は、次の拠点を結ぶ区間も緊急輸送路に準ずる道路として位置づけ、耐震化や、災害時の啓開体制の整備を推進する。

- (1) 渋川市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等
- (2) 渋川市が指定する避難所、物資集配拠点等

4 道路交通管理体制の整備

- (1) 警察署は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して整備するものとする。
- (3) 警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で、災害時における交通誘導の実施等、応急業務に関する協定等に基づき、迅速に活動できる体制を整えておく。
- (4) 警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、災害発生後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (3) 災害発生後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保については、(一社)群馬県建設業協会渋川支部等の協力により実施できるよう、体制の整備に努める。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所に、レッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて整備するように努める。

6 運送事業者との連携

市は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等との協定を締結し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

7 鉄道の安全運行体制の整備

鉄道事業者は、台風の接近・上陸時における安全確保のための計画的な運転の休止を視野に、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振り替え輸送のあり方、③市への情報提供の仕方などについて、情報提供のタイムラインをあらかじめ作成をしておくとともに、市との情報提供・連絡体制の確立に努める。

8 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。この際、協定機関と先行的に燃料の供給について調整し確保する。

* 資料編 3 - 7 臨時ヘリポート適地

※ 資料編2 協定

第7 避難の受け入れ体制の整備

市担当部	各部
関係機関	警察署、消防本部、消防団、事業者、自治会、自主防災組織、学校等、 民生委員児童委員、事業者

- 災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。このため、市その他関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく。
- 洪水浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に存在し、かつ地域防災計画において位置づけられた要配慮者施設においては、各施設毎に「避難確保計画」を作成し、市に提出をする事が義務づけられている。また、計画に基づき避難訓練を毎年実施し、市（福祉部）の検査・点検を受ける。計画については単年度計画として、毎年見直し変更箇所のある場合（特に人員の変更）は、市（危機管理室）に提出する。

1 自主避難所

- (1) 市は、台風等の接近に伴い県内への影響の大きさを考慮し、災害警戒本部を設置し、早い段階での自主避難所の設置、開放を決定し、市民等に周知する。また、指定緊急避難場所の開放は、対象の自治会長に通知し、自治会長が開放する。
- (2) 自主避難所として開放する対象施設は、市が管理する各公民館（11カ所）及び対象区域内の指定緊急避難場所とする。
- (3) 開放に当たっては、当施設の管理者および自治会長に自主避難者の名簿の作成および管理を、自主避難が解除になるまで依頼する。
- (4) 自主避難所の閉鎖は、災害警戒本部で決定し、関係者に通知すると伴に住民等に対して、防災行政無線、ほっとマップメール等において周知する。
- (5) 自主避難所の開放後、災害の被害の拡大に伴い、指定避難所の指定を受けた時点で指定避難所となる。

2 指定緊急避難場所

- (1) 指定緊急避難場所の指定
 - ア 市は、災害種別（地震、土砂災害、洪水）に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設。または、構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
 - イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて避難先を指定していることを平時から住民に周知する。
- (2) 指定緊急避難場所の基準
 - 指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設または、災害に対して堅牢な構造を有した安全な施設で迅速に指定緊急避難場所として開放が可能な管理体制を有する施設を指定する。
 - ア 地震災害の指定緊急避難場所の指定については、火災に対して安全な構造を有する施設または火災や土砂災害の影響を受けない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とする。
 - イ 洪水災害の指定避難所の指定については、被災者を滞在させるために必要となる適切

な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者の滞在を想定する施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとする。

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

- ア 市は、想定される災害等を踏まえ公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。
- イ 市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に周知する。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、指定避難所として開設する。
- ウ 市は、災害の規模と予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- エ 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。
- オ 市は、指定避難所及び福祉避難所を指定して開設したときは、開設の状況を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室)、管轄警察署、地元消防機関等に連絡する。

(2) 指定避難所の指定基準

- ア 災害対策基本法第49条の7第1項において被災者が一定期間滞在する場として指定する上で①規模条件、②構造条件、③立地条件、④交通条件(災害対策基本法施行令第20条の6第1～4)に照らし合わせた上で「公共施設、その他の施設」を指定避難所として指定する。
- イ 指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されているものを指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。従って、体育館を避難者の受け入れ場所とし、特別な理由(集団での生活に適応できない人、感染症患者等)のある場合は、教室の受け入れを施設管理者(校長)に申し出て、許可を得て入室させる。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図る。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

- ア 市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ必要な機能を整理し、良好な生活

環境を確保する。

イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。加えて備蓄のためのスペース整備等を進める。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(5) 福祉避難所の指定

市は、一般の指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

ア 福祉避難所の指定基準について

- ① 要配慮者の円滑な利用の確保
- ② 要配慮者が相談しやすい環境
- ③ 要配慮者の良好な生活環境の確保が出来ること。

イ 具体的な条件

- ① バリアフリー化されている。
- ② 生活相談員が配置されている。
- ③ 特別な配慮を受けられる環境が整っている。

ウ 福祉避難所の運営について

- ① 基本は市の派遣要員（保健師、ヘルパー含む。）で行う
- ② 派遣職員の足りない部分については、一時的に施設等の職員の援助を求める。

4 施設・設備の整備

指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、簡易ベット、非常用電源、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

8 物資の備蓄

市は、食料、水、発電機、常備薬、乳児用品、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

5 案内標識の設置

- (1) 避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に詳しくない者や外国人でも理解できるように配慮する。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して、誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 勤務時間外の指定避難所開設体制の確保

勤務時間外に指定避難所開設業務が円滑に実施されるよう、各指定避難所から2キロ以内に居住する職員の中から、2名を「指定避難所開設職員」に指定するよう努める。なお、指定された職員は鍵の保管を行い、災害時に災害対策本部からの指定避難所開設の指示を受け、速やかに指定避難所の受入れ体制を確保する。

7 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能な量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。

(2) 用地供給体制の整備

災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

(3) 学校の教育活動への配慮

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅等の借り上げ

被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておく。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

※ 資料編3-9 指定緊急避難場所

※ 資料編3-10 指定避難所一覧

※ 資料編3-14 災害備蓄品等備蓄状況

第8 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給体制の整備

市担当部	危機管理室
関係機関	事業者

1 備蓄計画

- (1) 市は、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。
- (3) 時には、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- (4) 市は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行い、住民はこれらの備蓄に努める。
- (5) 市は、地震被害想定により3日間（7食）の避難所生活者数の食料や、生活必需品等の備蓄に努める。備蓄場所は、大規模な地震や風水害による施設や道路状況等を想定し、避難所等への円滑な輸送に配慮し、防災倉庫、各行政センター、指定公民館等に備蓄する。

ア 食料の備蓄の考え方

平成24年6月に群馬県から発刊された「群馬県地震被害想定調査」報告書に基づき、市は、備蓄量の考え方を過去最大の被災率から、本調査最大の避難者の数の7日分とする。

■市の食料備蓄の現況と目標

対象者：避難所生活者（地震被害想定調査による）

考え方：災害発生後3日間の7食（1日目2食、2日目2食、3日目3食）

災害発生後2日間は、災害後の混乱のため2食とする。

市の備蓄：備蓄対象者（避難所生活者3,234人）×7食

（令和2年1月末現在）

	全 体
--	-----

人口（人）	76,801
備蓄対象者数	3,234
目標備蓄数（食）	22,638
有効備蓄総数（食）	24,400
充足率（%）	107%

イ 飲料水の考え方

一人の必要量を1日3リットルとして、1人あたり9リットルを基準に上記想定の対象者（避難所生活者）分を備蓄する。

ウ 生活必需品

基本は自分自身で3日分を備蓄する。

2 調達体制の整備

市は、備蓄している食料を配布し、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- (1) 事業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援の要請

※ 資料編2 協定

※ 資料編3-14 災害備蓄品等備蓄状況

第9 広報・広聴体制の整備

市担当部	危機管理室、総務部、市長戦略部
関係機関	消防本部、渋川ガス（株）、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、防災関係機関、消防団、放送・報道機関

1 広報体制の整備

市、消防本部、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行われるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

- (1) 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
- (2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

記載例

- ・ 発生した地震の震源・規模
- ・ 二次災害の危険性
- ・ 住民、関係団体等に対する協力要請
- ・ 避難情報の内容
- ・ 避難時の注意事項
- ・ 交通規制の状況
- ・ 各種相談窓口
- ・ ライフライン・交通機関普及状況
- ・ 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- ・ 被害状況
- ・ 余震の可能性
- ・ 避難場所、避難所の名称・所在地・対象地区
- ・ 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- ・ 交通機関の運行状況
- ・ 住民の安否情報

- (3) 避難所となる小中学校等に屋外スピーカーを設置し、住民に災害情報や避難勧告等を伝達する同報系デジタル防災行政無線設備を整備する。又、要配慮者施設で戸別受信機が未設置の施設については、設置を計画的に行う。
- (4) 市は、災害情報を速やかにわかりやすく住民に伝達できるよう、その体制及び施設・

設備の整備を図る。

2 広聴体制の整備

市、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第10 二次災害予防体制の整備

市担当部	危機管理室、建設交通部
関係機関	消防本部、危険物等の管理者

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

市は、災害時の建築物・宅地の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。また、建築物・宅地の応急危険度判定士の養成を推進する。また、危険度判定士の派遣を三日目以降に出来るよう、平素より準備しておく。

2 砂防ボランティアの受入れ体制整備

市は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

3 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者（以下、「危険物等の管理者」という。）は、地震時によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第11 防災訓練の実施

市担当部	各部
関係機関	県、消防本部、消防団、防災関係機関、学校等

1 市総合防災訓練

市は、地域における第一次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等と自治会等の協力を得て、総合的な訓練を実施する。

2 個別防災訓練

(1) 関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。

- ア 非常呼集訓練
- イ 消防訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 通信訓練
- カ 応急復旧訓練
- キ 救助訓練（簡易担架・A E D ・ C P R 等）
- ク 避難所運営訓練（H U G）

(2) 水防訓練の実施

市は、水防団に対して、地域を守る水防団の士気高揚、技術の向上、地域住民の水防

に関する意識の高揚等を図るため、市と消防団、防災担当関係機関と協力して、水防訓練を計画し実施するよう努める。

- (3) 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、土砂災害時又は洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
市（担当部及び危機管理室）は、訓練の実施および検証に立ち会い、必要に応じて助言を行う。
- (4) 洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を策定し、それにに基づき、浸水防止活動の訓練の実施に努める。市は自衛消防計画、事業継続計画の作成及び訓練に関し必要に応じて助言する。

3 広域的な訓練

市及び関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 避難所運営訓練（HUG）

市及び自治会、関係機関は避難所の運営における訓練を平時から行い、災害時にスムーズな指定避難所の管理運営が行えるようにする。

5 災害図上訓練（DIG）

市及び自治会、関係機関は、関係職員の状況判断能力等、災害対応能力の向上を図るために図上訓練の実施に努める。

6 訓練の実施と事後評価

- (1) 市および防災機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確に、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 市および関係機関は、防災訓練の実施後には振り返りを行い、課題と対策を検討し、体制等の改善を図る。

第3節 市民等の防災活動の促進

第1 防災知識の普及・啓発

市担当部	各部
関係機関	県、消防本部、警察署、自治会、自主防災組織、事業者、各種団体、消防団、自主防災リーダー会

自らの命は自らが守ることが防災の基本である。特に災害発生時には行政が本格的に対応を行うまでの間ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に中断することも予想される。

このため、市民は災害発生時に声を掛け合い避難するとともに近隣の負傷者・要配慮者を助け市や関係機関が行う防災活動に協力するなど防災に寄与する。したがって、市及び関係機関は、市民に対する防災思想の普及に努める。

1 災害被害を軽減する生活防災の普及

市民を災害から守るために、企業、団体等が個人や家庭地域を守るため日常生活の中に取り入れる生活防災を普及する。

(1) 防災（減災）活動へのより広い層の参加

ア 地域に根ざした団体における身近な防災への取組み

- ① 地域のお祭りやスポーツイベント等に防災コーナーの設置など
- ② 地域の防災活動への積極的な参加

イ 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫

ハザードマップの確認や家具の固定化など

ウ 地域における耐震補強の面的な広がりの推進

エ 防災教育の充実に努める

オ 運動会と防災を組み合わせた防災訓練（自分の命は自分で守る意識付）

カ 親子で取組む防災講座の実施

(2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

ア 多様な媒体の活用における防災教育メニューの充実

イ 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実

ウ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底事業所（企業）防災の促進事業所は、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

(3) 企業や家庭等における防災意識の促進

ア 企業や家庭等における防災への取組の促進

イ 商店街等における防災意識の醸成

ウ 業務継続計画への検証と見直し

(4) より幅広い連携の促進

ア 防災機関との継続的な連携訓練の実施

イ 企業と地域社会の連携

ウ 学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進

エ 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

(5) 市民一人一人、各界各層における具体的活動の継続的実践の促進

ア 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成

イ 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進

ウ 防災活動の優良な実践例の表彰

エ 自主防災リーダー等の人材育成の実施

オ 防災活動に対する動機付けの検討

2 防災意識の普及

(1) 防災知識の普及

市及び消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、以下の事項の周知徹底を図る。

ア 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。

イ 早期避難の重要性

ウ 家庭内の危険防止

① 家具類の転倒防止

② 物の落下防止

③ ガラスの飛散防止

④ 火気器具周辺の整理（引火物の撤去）

⑤ 家屋、ブロック塀等の転倒防止

(2) 家庭防災会議の開催

災害の対応について、日頃から家庭で話し合いをしておくこと。

ア 各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難は誰が責任をもつか。）

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の確認

オ ガラス類の飛散防止と履き物などの準備

カ 備蓄品と非常持ち出し品のチェック

キ 家具転倒防止措置

ク 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の援助方法

ケ 避難情報等の入手方法

コ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

シ 家庭内でのマイタイムラインの作成

(3) 非常持ち出し品の準備

ア 最低3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料）

イ 貴重品（現金、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

ウ 応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等）

エ 照明器具（ヘッドライト、懐中電灯（電池）、ろうそく（マッチ、ライター）

オ 携帯ラジオ

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

(4) 屋内、屋外でとるべき処置

ア 身の安全の確保

イ 火災の防止

ウ 狹い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。

エ 避難方法

① 徒歩で避難する。

② 持ち出し品は避難生活に必要な上記（3）を携行する。この際両手が使えるようリュックサック等背負うものにする。

③ 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

④ 避難の際には、声を掛け合う。

オ 応急救護

対応可能な者がは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域住民が協力して救出活動を行う。

(5) 自動車運転者のとるべき行動

ア 強い揺れや緊急地震速報を入手した場合、徐々に道路の左側又は空き地に移動して停車しエンジンを止める。

イ ラジオで防災情報を聞く。

ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

エ 避難するときは、キーをつけたまま車検証を持って徒歩で避難する。

(6) 正しい情報の入手

ア ラジオやテレビの情報を入手して、デマに惑わされない。

イ 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(7) 電話に関する留意事項

ア 不要不急の電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輝そう等により電話がかけづらくなったとき、又は、輝そうを避けるため、東日本電信電話（株）が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」を利用する。

3 理解しやすい避難情報の提供

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

4 学校教育による防災知識の普及

市及び県（私学・子育て支援課、教育委員会）は、地域の危険性等、災害に関する経験談、災害発生のメカニズム等の防災教育を学校教育に取り入れ災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発資料の作成・配付等

自然災害によるリスク情報の基礎となるハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を整備し、住民等に配布するとともに出前講座等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

6 防災訓練の実地指導

市及び消防本部、消防団は、自治会、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の誘導行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

7 要配慮者等への配慮

災害時に、要配慮者等に十分配慮した支援体制の整備に努める。

特に、避難所において女性の視点から授乳、着替え等女性用スペース等を確保する。

8 疑似体験装置・機材などを活用した訓練の実施

防災知識の普及に当たっては、疑似体験できるように、資機材、地震体験車、自然災害体験車などを借用し、災害時により効果的に実践できるような訓練を計画、実施する。

9 緊急地震速報への適切な対応

市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

また、市及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 <ul style="list-style-type: none">・あわてて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、穏やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 市民等の防災活動の環境整備

市担当部	危機管理室、総合政策部、市民環境部、福祉部、産業観光部
関係機関	県、消防本部、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、事業者、消防団、自主防災リーダー会、災害時外国人支援者

1 消防団、水防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団活動の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 水防団の育成強化

市は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年団、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織体制の育成強化を図る。

ア 育成強化の重点地域の設定や年次計画を定めて計画的に取り組む。

イ 自主防災組織への女性の参画等を促進する。

ウ 各地区で自主防災会の会長の補佐役として活動できる自主防災リーダーの育成に努める。

エ 自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報

に関する専門家の活用を図る。

2 災害時救援ボランティア等の環境整備

市は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進とともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

市及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。この際、県（県民活動支援・広聴課）と連携を図る。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・N P O・ボランティア等の三者連携

市は、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(5) 繁密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(6) 災害時外国人支援者の育成

市は、外国から旅行で本市に訪れた際、災害に遭遇し、指定避難所等において不安な心に寄り添える、災害時外国人支援者を引き続き養成し、外国人観光者が、安心して市に訪れる環境作りに努める。

3 事業所（企業）の防災の促進（要配慮者利用施設の避難確保訓練等については第2章・第2節・第4・4（1）に記載しているため除く）

事業者は、自らの自然災害リスクを把握し、リスクに応じた、防災対応の実施に努める。具体的には、事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の充実を図る。

「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を図る。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

ア 従業員の防災教育

- イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 事業所も地域コミュニティーの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上に極めて重要な役割を担う。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、県や市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ県や市町村と協定を締結するなど、平時から県や市の連携に努める。
また、県及び市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。
- (4) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 市及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。又、市は、事業所防災分野の進展に伴って、増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (6) 市は、企業をコミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、必要に応じて防災に関する助言を行う
- (7) 洪水浸水想定区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在を定められた大規模工場等の所有者又は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市に報告する。
- (8) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (9) 市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画策定に努める。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提出するなど、市と連携して防災活動を行う。なお、この際自主防災組織や各地区に所在する自主防災リーダーとの連携に努める。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 その他の災害予防対策の推進

第1 要配慮者対策

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、建設交通部
関係機関	県（渋川土木事務所）、消防本部、警察署、東日本旅客鉄道（株）、不特定多数の者が利用する施設の管理者、要配慮者施設の管理者、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市、関係機関及び要配慮者施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- (1) 市は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、上記に基づき、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (2) 市は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。
また、市の福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

3 要配慮者の実態把握

- (1) 市は、1年に一度、在宅の要配慮者について、自主防災組織、自治会の範囲ごとに、その実態把握に努める。この際、民生委員児童委員の協力を得て行う。
また、年金手帳・障害者手帳等の受領時に、調査票を配付・説明し「手あげ方式」により実施し、その上で名簿作成・修正を行う。全整理の終了した時点で、災害時に支援を必要とする「災害時避難行動要支援者名簿」を各自治会毎に整理して、災害時の避難誘導、救助活動等に活用する。なお、掌握した名簿等を避難誘導、救助活動等に利用する場合でも個人情報には、十分留意する。
- (2) 自治会長は、「災害時避難行動要支援者名簿」作成にあたり民生委員・児童委員の協力を仰ぎ要配慮者情報を得て的確な名簿作成を行う。なお、民生委員・児童委員は救助活動の援助ではなく、情報収集・共有に関しての活動であることに留意する。

(3) 市は、名簿の配布に関して、配布先団体等に出向き「災害時避難行動要支援者名簿」について、制度や活用要領について十分説明し配布する。

4 緊急連絡体制の整備

市は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに要配慮者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

5 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難情報の伝達体制の整備

市長（本部長）が発令する避難情報等が要配慮者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を整備する。

(2) 避難誘導体制の整備

要配慮者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体化する。このため、誘導班に交通指導員や元警察官などの専門知識や技能を有する者を充てる。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、民間の福祉施設団体及び運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加できる防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、避難行動要支援者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

6 環境整備

道路管理者及び駅その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

7 人材の確保

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所等における介助者等の確保を図るため、平常時からホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

8 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、以下の施設を言う。

ア 児童福祉施設

【児童福祉法第7条に基づく施設】

助産所、授乳院、母子生活支援センター、保育所、児童厚生施設、児童養母施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター

イ 介護保険等施設

【老人福祉法及び介護保険法に基づく施設】

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、有料老人センター、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設

ウ 障害福祉サービス事業所

【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第1項に基づく施設】

療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

エ 障害者支援施設

【障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条第21項、第22項に基づく施設】

地域活動支援センター、福祉ホーム

オ 身体障害者社会参加支援施設

【身体障害者福祉法第5条第1号に基づく施設】

身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設

カ 医療提供施設

【医療法第1条の2第2号に基づく施設】

病院、診療所

キ 幼稚園

【学校教育法第22条に基づく施設】

ク その他

① 【生活保護法第38条第2、3、4号に基づく施設】

救護施設、更生施設、医療保護施設

② 【学校教育法第72条に基づく施設】

特別支援学校

③ 【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

ア 施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺のパトロール体制の整備

オ 指定避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認体制の整備

キ 市、関係機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制

ケ 防災訓練等防災教育の充実

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制の整備する。

ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺のパトロール体制の整備

オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備

キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ 防災訓練等防災教育の充実

コ 食料品、避難生活用の衣料・介護用品等の備蓄

サ 燃料の調達体制の確保

(4) 市の支援

ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。

イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 市は、要配慮者利用施設に避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

エ 市は、要配慮者利用施設の防災訓練等に対して、より実行性ある防災訓練ができるよう支援を行う。

9 消防及び警察の支援

消防本部及び警察署は、要配慮者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行う。

(1) 緊急時における消防・警察と要配慮者との連絡体制の整備

(2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）

(3) 要配慮者への防災教育・啓発への協力

10 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、要配慮者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

11 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

12 防災と福祉の連携

県（健康福祉部）及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2 孤立化対策

〔方針・目標〕

- 市内の孤立化するおそれのある集落について道路状況等を事前に把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、建設交通部
関係機関	国、県（危機管理課）、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、自治会、自主防災組織、消防団、渋川市アマチュア無線非常通信協議会

1 孤立化するおそれのある集落の把握

孤立化するおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 土砂災害危険箇所等が道路に隣接し、交通途絶要因となる可能性が高い。
- (5) 架空線の途絶によって、有線通信が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

- (1) 集落の代表（自治会長、自主防災組織会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所の関係機関がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者の連携に努める。
- (4) 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- (5) 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の設置を検討する。
- (6) 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- (7) 水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。

3 道路管理者の取り組み

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

4 土砂災害等防止事業者

孤立化するおそれのある集落に隣接する土砂災害危険箇所等の対策工事に計画的に取り組む。

第3 災害廃棄物対策

〔方針・目標〕

- 将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平常時からの態勢づくりを行う。

市担当部	危機管理室、市民環境部
関係機関	県

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。
- (2) 市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物

処理計画を策定する。

- (3) 市は、県の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、県(廃棄物・リサイクル課)から災害廃棄物対策に対する技術的な援助を受けるとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合において、仮置き場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (4) 市は、災害廃棄物対策に関する広域な連携体制や民間関連の促進等に努める。この際、県(廃棄物・リサイクル課)と連携を取る。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワークや地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、住民への周知を図る。

第4 帰宅困難者対策

[方針・目標]

- 災害時には、帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者に対しての、情報提供、各種支援などを平常時より関係交通機関や事業者と検討しておく必要がある。

市関係機関	各部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)、バス運行事業者、自治会、自主防災会、自主防災リーダー、観光協会、事業者(企業)

1 帰宅困難者の予測（平成17年度国勢調査を基準とする）

市内における通勤・通学者は50,335人であり、このうち通勤・通学先から自宅まで帰宅することが困難になる帰宅困難者は、県内で予測される地震で被害の最大規模と見積もられる関東平野北西縁断層帯主部地震では、6,021人、徒歩帰宅者44,314人になると予測されている。

加えて旅行者が、帰宅困難者となることも予測される。

2 帰宅困難者に対する取り組み

(1) 普及啓発

市は、企業、学校等に対して安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施する普及啓発に努める。

(2) 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予測されることから、事前に観光客用の避難施設を指定しておくように努める。

(3) 備蓄品の確保

ア 市では、帰宅できずに滞留する困難者のための飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
イ 市は学校等での必要量確保が困難となった場合に備え、日頃から飲料水、食料、毛布の備蓄に努める。

(4) 情報提供の体制作り

市は、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バス運行、道路の復旧状況の情報などを迅速に提供するよう努める。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、災害時約44,000人の徒歩での帰宅者が予測されている。この帰宅者が安全・円滑に帰宅できるように、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食料、トイレ、休息の場、情報等の提供受けの場として使用できるように努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所の取り組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等の一時避難場所の設置に努める。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止、従業員が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき従業員への周知に努める。

(5) 安否確認方法

事業所等は、事業所と従業員間の安否確認方法を予め定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言ダイヤルや災害時伝言板等の複数安否手段を予め確認し、当該手段活用の周知に努める。

4 各学校の取り組み

各学校は、児童・生徒等学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境作りに努める。また、帰宅困難児童・生徒について、速やかに把握し、市（学校教育課）に報告する。

第5 大規模火災の予防

市担当部	総務部、産業観光部、建設交通部
関係機関	県、消防本部、警察署、自衛隊、関東森林管理局、公共施設の管理者・事業者、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織

1 大規模火災予防

(1) 火災に強いまちの形成

ア 市及び消防本部は、次により、火災に強い都市構造の形成を図る。

① 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備

② 老朽木造住宅密集市街地の解消を図るための土地区画整理事業の実施

③ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備

④ 建築物や公共施設の耐震・不燃化

⑤ 水面・緑地帯の計画的確保

⑥ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備

イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする高層建築物等の防火対象物に

について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該防災計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

エ 一般住宅への火災報知器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日）、全ての家庭に住宅用火災報知器を設置することが義務付けられた。これを受け、消防本部は、設置及び維持管理に関する基準（平成20年6月1日）を設けて、住宅用火災報知器の設置・推進を図る。この際、女性防火クラブ等の啓発活動の援助を受ける。

（3） 消火活動体制の整備

市及び消防本部は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備促進に努めるとともに、防災訓練時に消火栓を使用した消火訓練並びに消火器による訓練などを起こない、地域消防力の強化に努める。

（4） 防災訓練の実施

ア 消防本部は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するとともに、消防本部、市、警察、事業者、地域住民等が相互に連携して実施する。

イ 市は、総合防災訓練において、住宅火災等の場面を設定し、市民に対する火災予防意識の醸成に努めるとともに、連携要領についての確認を行う。

（5） 防火知識の普及

消防本部は、防火意識の向上を図るため、各種講習、啓発活動を行い知識の付与に努める。

ア 全国火災予防運動を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民に対して消火器、消火用具の使用法等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災予防対策

消防本部は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するとともに、消防本部、市、警察、自衛隊、林業関係者、地域住民等が相互に連携して実施する。

林野火災訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。この際、市総合防災訓練の場を利用する。

第6 大規模事故の予防

市担当部	危機管理室、市民環境部、建設交通部
関係機関	県、消防本部、警察署、東日本旅客鉄道（株）、高崎河川国道事務所、渋川土木事務所、消防団

1 鉄道災害対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねない。したがって、市は日頃から東日本旅客鉄道(株)と、災害時の対応について協議を行うとともに、事故災害防止のため、日常の安全運行運転の確保、鉄道施設の適正な保守管理などの安全体制の保持について連携を図る。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべて構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、臨時検査を実施する。

(2) 職員の配備体制

東日本旅客鉄道（株）の体制に基づき関係職員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関等との連絡体制を緊密にする。

(4) 避難誘導体制

災害発生時、利用者の見やすい場所（改札口等）に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、臨時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 帰宅困難者の誘導

事故、災害発生時に、復旧の目途がつかない場合に、帰宅困難者が発生すると予測される場合又は災害が発生した場合は、速やかに市に連絡をし、対応策を講ずることが出来るよう、日頃から情報の共有と関係強化に努める。

(6) 防災訓練の実施

東日本旅客鉄道（株）は、事故、災害発生時に、適切な措置が実施できるよう、防災訓練を適宜実施する。

(7) 連絡体制の保持

市は、平常時から東日本旅客鉄道(株)と連携して、災害時の連絡通信要領について徹底しておく。

2 道路災害対策

(1) 道路施設

道路管理者は、道路法面の崩落、路面の崩壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される箇所については、緊急を要する施設から隨時整備を進める。

(2) 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関、消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、非常時より機関相互間の連携強化を図る。

(3) 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

(4) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(5) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

(6) 連絡体制の保持

市は、平常時から道路管理者と連携し、災害時における緊密な連絡体制を検討していく。

第3章 災害応急対策（共通対応）

第1節 応急活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置

〔方針・目標〕

- 風水害・雪害等による被害状況、被害規模に対応して、災害対策本部を設置し、初動活動を開始する。
- 市内の観測地点で震度5強以上の揺れを観測した場合、市内を震源とする震度5弱の地震を観測し災害の被害を発見したときには、地震発生後速やかに本庁舎に災害対策本部を設置し、初動活動を開始する。
- 必要に応じて、各行政センターに現地災害対策本部を設置し、地域の情報収集を行う。
- 受援班の受援班長及び保健師班の統括班長は、職員を集合させ、それぞれの班の編制をすみやかに実施する。この際、土地勘に明るく、派遣地域の住居者を優先した配置を考慮する。

市担当部	危機管理室、各部、保健師班、受援班
関係機関	県、警察署、消防本部、自衛隊、社会福祉協議会、渋川保健福祉事務所

1 災害対策本部設置の決定

(1) 災害対策本部の設置基準

市長（本部長）は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

- ① 市内に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- ② 市長が必要と認めたとき。

なお、本部長の判断を仰ぐことが不可能な場合、以下の順で代行する。

第1順位：副本部長（副市長）

第2順位：本部員（市長戦略部長）

第3順位：本部員（総務部長）

(2) 災害対策本部の設置場所

ア 市は、災害対策本部を耐震化され、情報基幹業務の運用しやすい、本庁舎3階大会議室に設置する。併せて災害対策本部会議室を第一会議室に設置する。

本庁舎が被災し、設置できない場合は、第二庁舎201会議室に災害対策本部、203会議室に災害対策本部会議室を設置する。

イ 各機関連携対策本部を本庁舎3階大会議室に設置し、各機関との連絡・調整の場として機能的に活動できる場とする。なお、各関係機関及び保健師班の連絡要員を配置し、各機関との横断的な連携を実施する。第二庁舎の場合は、201会議室に各機関連携対策本部を設置する。

2 災害対策本部の組織と編成

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織編成は、渋川市災害対策本部条例及び渋川市災害対策本部設置要綱に基づく。

(2) 本部会議

本部会議は、市長（本部長）、副市長（副本部長）、本部員で構成し、速やかに開催し災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

(3) 本部連絡員

ア 災害対策本部に各部から派遣された本部連絡員を置き活動させる。本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部、各関係機関に伝達し、各部等の所管する応急対策の実施状況および現状等を本部に報告する。

イ 警察署、消防本部、自衛隊へ連絡員の派遣を要請し、早期の一元化した救出、救助活

動の確立を目指す。

- ウ 関係機関との調整会議（以下、連絡調整会議）を災害対策本部内で適時に行い、効率的な組織運用に努める。開催時期は、災害対策本部会議開始2時間前に実施して、意思の疎通を図り、本部会議の議題決定、方針の確立を骨子として開催する。
- エ 社会福祉協議会へ2名の連絡員派遣を要請し、状況の把握・災害ボランティアセンターの立ち上げ・協力体制構築の情報を入手して、早期の準備活動促進を図る。
- オ 受援班と保健師班から連絡員1名を連絡員として派遣するとともに、受援班長及び保健師班統括責任者は、災害対策本部会議に出席し現状と今後の活動内容について報告する。
- カ 渋川保健福祉事務所からの連絡員派遣について要望し、市と県との医療体制を確立して、医療における問題の早期解決を図る。

3 現地災害対策本部の設置

附則「救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアル」のとおりとする。

4 職務の代理

市長（本部長）が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。なお、副市長（副本部長、不在の時は、市長戦略部長が代理）が行う。尚、危機管理監は、災害対策本部運営班長として、全般業務の運用を行う。

5 災害対策本部の廃止の決定

市長（本部長）は、発生した災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部の廃止を決定する。

6 災害対策本部の設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県（危機管理課）、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

7 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね渋川市災害対策本部設置要綱別表第2のとおりとする。

8 災害警戒本部の設置

（1） 災害警戒本部の設置基準

市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するために災害警戒本部を設置する。

（2） 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置は、設置基準に基づき本部長（危機管理監）が決定し、市長に報告し設置する。

（3） 組織、編成

災害警戒本部の組織編成は、設置要綱に基づき災害関係部長と協議の上、その都度、本部長（危機管理監）が決定する。

9 災害警戒本部の廃止の決定

本部長（危機管理監）は、発生した災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害警戒本部の廃止を決定する。

10 災害警戒本部の設置及び廃止の通知

本部長（危機管理監）は、災害警戒本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに市長に報告するとともに、県（危機管理課）、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通

知する。

1.1 情報収集体制

気象情報の警報等により、今後市域に災害が発生するおそれがある場合、災害時の対応を準備し、又は災害に関する情報の収集を行う。この際、前橋気象台からの的確な防災気象情報の入手に努める。

- ※ 資料編1-2 渋川市災害対策本部条例
- ※ 資料編1-3 渋川市災害対策本部設置要綱
- ※ 資料編1-4 渋川市災害警戒本部設置要綱
- ※ 資料編1-5 渋川市防災指令要綱
- ※ 資料編4-3 災害時における避難行動基準
- ※ 附則 救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアル
- ※ 附則 災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）

第2 職員の非常参集

〔方針・目標〕

- 風水害・土砂災害・雪害による被害状況に対応し、災害対策本部等を設置し、迅速に初動活動を開始する。
- 登庁場所は、原則として、通常の勤務場所に登庁する。ただし、被害の状況により、本来の勤務場所に登庁することができない状態の職員は、まず、最寄りの本庁舎、第二庁舎、各行政センターに登庁し、家族を含めた状況等を報告する。その後、通常の勤務場所へ移動できるまでの間は、登庁場所での業務の援助を行う。

市担当部	各部
関係機関	

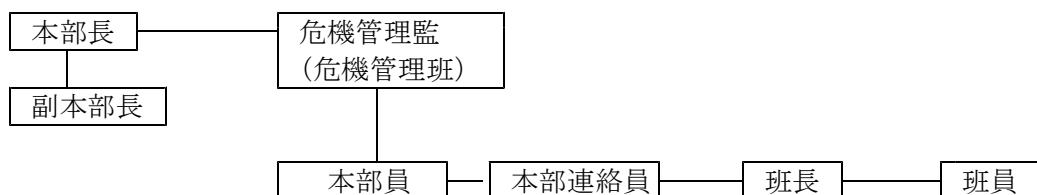
1 非常参集体制

動員体制は渋川市防災指令要綱のとおりとする。ただし、風水害対応は附則「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」のとおりとする。動員の際は、本部長（市長）に諮り動員規模を決定する。

2 動員の方法

（1）動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりとする。



（2）連絡方法

連絡網に沿って電話連絡で行う。また、メール配信システム（渋川ほっとマップメール）により職員招集を実施する。

（3）勤務時間内における動員

危機管理班は、庁内放送等を通じて各班に動員を連絡する。

（4）勤務時間外における動員

各部の動員連絡責任者は、あらかじめ定めた連絡網により各職員へ連絡する。

また、各職員は、テレビ、ラジオ等からの気象情報に注意するとともに、メール配信、防災行政無線による呼びかけにも意識を傾注しておく。なお、時間の余裕を見て、各課長は班員に電話連絡を行う。

3 動員配備場所

(1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。ただし、被害の状況により、本来の勤務場所に登庁することができない状態の職員は、まず、最寄りの本庁舎、第二庁舎、各行政センターに登庁し、家族を含めた状況等を報告する。その後、通常の勤務場所へ移動できるまでの間は、登庁場所での業務の援助を行う。

(2) 本部連絡員

本部連絡員に指定された職員は、本庁舎に登庁した後に、部・課の状況を把握し災害対策本部（本部が設置されていない場合は、危機管理室）に集合する。本部連絡員は、災害対策本部に所属する部署の状況を報告した後に、災害対策本部内の状況を逐次、部内担当課に連絡を行う。

※ 資料編1－5 渋川市防災指令要綱

※ 附則 災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）

第3 広域応援の要請

[方針・目標]

- 市は、必要に応じ、県内消防機関、緊急消防援助隊等の広域応援を要請し、救助活動を実施する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、協定自治体及び関係機関に要員、物資等の応援を要請し、これらと連携して効果的な対策を実施する。

市担当部	危機管理室、総務部、総合政策部
関係機関	県、消防本部、協定自治体、指定地方行政機関

1 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、市長は他の市町村の長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策の内容については、応援を行うものとする。調査し応援に従事する職員は、被災市町村の指揮の下に行動する。

2 県への応援要請

市長（本部長）は、災害対策基本法第68条に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、知事に対し応援を求める。

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

市は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前に置いて、自ら

が行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請することが出来る。また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し災害マネジメント統括支援員の派遣を要請することが出来る。

4 県等への職員派遣の要請

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣の斡旋を求める。

(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員斡旋の要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

■要請における明示事項

- ① 派遣要請又は派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

5 消防機関への要請

(1) 県内消防機関への応援要請

消防本部消防長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

市長（本部長）は、消防組織法第44条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

6 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制

市は、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を危機管理室に置く。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	第二庁舎（あじさいホール）
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で飲料、物資等を手配する。

(2) 費用の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

7 撤収要請

市長（本部長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

※ 資料編2 協定

第4 自衛隊への災害派遣要請

[方針・目標]

- 県・自衛隊との通信連絡を保持し、必要性があると判断した場合には、直ちに（出来れば1時間以内）に県（危機管理課）に自衛隊の災害派遣要請を行う。

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	県、陸上自衛隊第12旅団

1 災害派遣要請基準

自衛隊派遣を要請すべき緊急性、自衛隊派遣が妥当な公共性、自衛隊でなければできない非代替性を基本要件とし、次のとおりとする

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消防活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制への支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊派遣の災害派遣要請に係る市の措置

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。

要求は、文書で行うものとするが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。この際、派遣三要素を満たしているかどうかを確認する。

なお、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

■要請事項

- ① 災害の情況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他、参考となるべき事項
- 例)　　・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
　　　・必要な人員
　　　・連絡場所及び連絡責任者

■自衛隊連絡先

第12旅団司令部 第三部防衛班 (相馬原)	〒370-3594 榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287 (夜間2208)
-----------------------------	--------------------------	---

3 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法第63条の3項（市町村長の設定権）及び同法第64条の8項、第65条の3項（応急公用負担等）に基づき権限を行使することができる。

5 自衛隊の受け入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、双方で連絡員を派遣し、情報の共有に努める。

資料3-28 自衛隊災害派遣**6 派遣部隊の撤収要請**

市長（本部長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請をする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

7 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担するものとする。

これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- ① 宿泊施設の借上料
- ② 宿泊施設の汚物処理費用
- ③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- ④ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

※ 資料編5-1 自衛隊災害派遣様式

※ 資料編3-7 臨時ヘリポート適地

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

第1 気象情報の収集・連絡

[方針・目標]

- 県・気象台から伝達される市内の気象情報や河川情報等に注意し、被害が発生する前に初動活動がとれるよう災害情報を的確に把握する。

市担当部	各部
関係機関	県（危機管理課）、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、消防本部、警察署

1 気象情報、土砂災害警戒情報

市は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にメール等でその旨を伝達する。また、渋川市に土砂災害警戒情報を発表された場合は、土砂災害危険箇所の住民等にその旨の伝達に努める。住民等への伝達方法は、第3章・第7節・第1の「1 避難指示等」による。

2 洪水予報、はん濫警戒情報、水防警報

国土交通省と気象庁が共同で、吾妻川の洪水予報を発表した場合、及び群馬県が利根川、吾妻川、平沢川、午王川、沼尾川（赤城地区）のはん濫警戒情報又は水防警報、もしくはダム放流通報を出した場合、市及び関係機関は、防災行政無線等で情報を伝達する。なお、水防法による浸水想定区域内住民への伝達は、第3章・第7節・第1の「1 避難指示等」による。

また、水防警報、ダム放流通報の伝達方法は、水防計画による。

3 河川状況の情報提供

- (1) 県（河川課）は、洪水による相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位または流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め一般に周知する。
- (2) 市は、前項の情報及びライブカメラ、危機管理型水位計等の水位状況を踏まえ、避難に関する情報を発表する。
- (3) 市は、市民に対してあらゆる通信手段を講じて、避難に関する情報の通知を行う。特に関係自治会に関しては、自治会長に直接電話をして、確実な情報通知に努める。

第2 災害情報の収集・連絡体制の整備

[方針・目標]

- 災害初期は、登庁職員による参集途上の情報、テレビ・ラジオ等の情報、気象台からの情報、防災関係機関からの情報を収集する。
- 情報は災害対策本部に集約し、適宜、県に報告する。

市担当部	各部
関係機関	県、前橋地方気象台、警察署、消防本部、消防団、女性防火クラブ、渋川市アマチュア無線非常通信協議会、赤十字飛行隊群馬支隊、渋川郵便局、自主防災組織、自主防災リーダー会等

1 災害情報の収集

- (1) 災害対策本部における情報の収集

- 市は、次の方法で災害情報を収集する。
- ア 登庁職員による収集途上の見聞情報
 - イ テレビ、ラジオ情報
 - ウ 職員巡回による情報
 - エ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織・自主防災リーダー会等からの地域情報
 - オ 渋川市アマチュア無線非常通信協議会、赤十字飛行隊群馬支隊からの情報
 - カ 渋川警察署、消防本部等からの情報
 - キ 渋川郵便局からの情報
- (2) 現地災害対策本部における情報の収集
現地災害対策本部は、当該地区の災害状況を収集・把握し、災害対策本部に伝達する。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。
「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住宅被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政事務所及び、県(危機管理課)に報告する。

具体的な報告方法は次による。

- ア 災害概況即報
災害を覚知後、30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。
- イ 被害状況即報
災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

- ① 第1報は、被害状況を確認した後報告
- ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

- ウ 災害確定報告
応急対策を終了した後、20日以内に「火災・災害等即報要領」(災害確定報告)により報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 灾害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 灾害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

- エ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、災害対策本部が一元的に集約、調整を行う。その際、災害対策本部は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。当該情報が得られた際は、災害対策本部は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県(危機管理課)は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

- オ 災害対策本部は、とりまとめた情報を情報提供機関にフィードバックするものとする。

カ 災害対策本部は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、
応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を指定行政機関を通じて国の非常本部等に連絡し、応援の必要性等を連絡する。

キ 市は、必要に応じ 収集した被災現場の画像情報を、県及防災関係機関へ配信して、
情報の共有を図る。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

- ※ 資料編3-1 防災関係機関
- ※ 資料編5-2 県報告様式
- ※ 資料編4-1 被害認定基準
- ※ 資料編5-5 被害情報受信票

第3 通信手段の確保

[方針・目標]

- 災害時は一般電話が途絶する可能性があるため、緊急時は防災行政無線（移動系）、災害時優先電話により本部、行政センターとの連絡手段とする。

市担当部	危機管理室、総務部、総合政策部、市民環境部
関係機関	県、自衛隊、警察署、前橋地方気象台、消防本部、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、東京電力パワーグリッド（株）、東日本旅客鉄道（株）、渋川市アマチュア無線非常通信協議会、赤十字飛行隊群馬支隊

1 災害対策本部の通信手段

災害時には、次の通信施設を活用する。

市は、災害発生後、災害対策本部に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線の貸し出し等の管理を行う。

停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

資料3-24 通信手段の確保

2 災害時優先電話の優先利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

3 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

資料3-24 通信手段の確保

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法

第52条の規定に基づきて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線の利用

渋川市アマチュア無線非常通信協議会に無線通信の発受を依頼する。また、赤十字飛行隊群馬支隊が行う上空からの情報提供についても発受を依頼する。

第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

[方針・目標]

- 警戒段階から渋川ほっとマップメール、防災行政無線、災害情報共有システム（L-ALE R T）、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、広報車等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページで情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 外国人への支援として、災害時外国人支援者、外国人通訳ボランティアによる指定避難所における相談等の支援を行う。

市担当部	各部
関係機関	社会福祉協議会、消防団、放送・報道機関、自主防災リーダー会、外国人通訳ボランティア、災害時外国人支援者

1 広報活動

市は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。

■広報媒体

- ① 防災行政無線（固定系）による放送
- ② 渋川ほっとマップメールによる配信
- ③ 広報車による警戒広報
- ④ ホームページによる掲示
- ⑤ 災害広報紙等の発行
- ⑥ 指定避難所、公共施設等の掲示板
- ⑦ ツイッター、フェイスブックの活用
- ⑧ 緊急防災情報電話・FAX配信

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりとする。

■広報内容

- (1) 警戒段階
 - ① 台風・気象情報
 - ② 河川情報
 - ③ 各種警報
 - ④ 避難情報
 - ⑤ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等）
 - ⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等）
 - ⑦ 道路交通状況（渋滞、通行規制等）
- (2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）
 - ① ライフラインの被害状況と復旧見込
 - ② 仮設住宅の設置、入居の情報
 - ③ 生活必需品の供給状況
 - ④ 道路・交通情報
 - ⑤ 医療情報
- (3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）
 - ① ライフライン被害状況と復旧見込
 - ⑥ 教育関連情報

② 仮設住宅の設置、入居の情報	⑦ 災害ごみの処理方法
③ 生活必需品の供給状況	⑧ 相談窓口の開設状況
④ 道路・交通情報	⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等）
⑤ 医療情報	
（4）復興期（災害発生から10日以降）	
① り災証明・義援金の受付手続情報	④ 復興関連情報
② 各種減免措置等の状況	⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等）
③ 各種貸付け・融資制度情報	

2 指定避難所での広報活動

指定避難所に配置された職員は、指定避難所運営管理者と連携して広報を行う。広報にあたっては、指定避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者、外国人等情報入手が困難な避難者に十分配慮する。

■指定避難所での広報

- ① 災害広報紙等の配布
- ② 指定避難所掲示板の設置と情報の提供
- ③ 指定避難所自治組織による口頭伝達
- ④ 指定避難所内相談所の設置

3 要配慮者への広報

市は、要配慮者に対し、広報内容を理解できるよう住民組織による伝達などを要請する。

また、災害時外国人支援ボランティア及び通訳ボランティアによる外国人への心の寄り添いや相談、広報などを実施する。

4 情報入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。この際、自治会長、自主防災リーダー会の援助を得る。

5 報道機関への発表

報道対応マニュアルのとおりとする。

第2 広聴活動

〔方針・目標〕

- 災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する

市担当部	各部
関係機関	報道機関

1 窓口の設置

市は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談等要望に対応するため、市役所、行政センターに災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

■相談窓口の内容

- ① り災証明（被災家屋調査等）
- ② 仮設住宅等

- ③ 家庭動物（ペット）関係（家庭動物（ペット）、死亡獣畜、放浪動物）
- ④ 仮設トイレ
- ⑤ 義援金（義援金受入）
- ⑥ 学校関係
- ⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）
- ⑧ 生活資金等
- ⑨ 苦情受付
- ⑩ その他相談

2 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置の支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて被害を受けるおそれがあるのものが、含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

災害種別毎に別に記す。

第4章 風水害応急対策計画に記載

第6章 雪害応急対策計画に記載

第7章 火山災害応急対策計画に記載

第5節 救助・救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

〔方針・目標〕

- 被災者の救出、搬送などは、地域住民や自主防災組織による自主的な救命救助が原則である。
- 人命救助を最優先に実施する。多数の要救助者が予想される場合は、速やかに広域消防応援の派遣を求め、救命活動にあたる。

市担当部	危機管理室、市民環境部、建設交通部、スポーツ健康部
関係機関	県、警察署、消防本部、自衛隊、建設業協会、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、自主防災リーダー会、渋川医療センター、医師会

1 住民・自主防災組織及び事業所による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の破損等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自主的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなど救助・救急活動を行う。この際、地域の自主防災リーダー会は、積極的に自主防災組織に対して適切な助言を行うとともに、活動支援を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、市や行政事務所等の資機材の貸し出しを受ける。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防本部、警察等による救助・救急活動に協力する。

2 消防機関による救助・救急活動

消防本部及び消防団は、次の要領で救助・救急活動を実施する。

- (1) 救助・救急活動の原則
- ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
 - イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
 - ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
 - エ 重機類等資機材を有効に活用する。
 - オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (2) 救助対象の状況把握
- 消防本部及び消防団は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。
- ア 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
 - イ 建築物の倒壊状況
 - ウ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
 - エ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
 - オ その他救助、救急活動上必要な事項
- (3) 救助活動
- 救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。
- (4) 傷病者の搬送
- 災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないよ

うに努める。また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県（防災航空隊）に要請する。

(5) 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

(6) 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等に重機の出動を求める。

3 応援要請

消防本部は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関の応援を求め、又は消防組織法第44条の規定に基づき、知事に消防庁長官に対し他都道府県の消防機関の派遣を申請するよう市長（本部長）に求める。

4 関係機関の連携

消防本部、警察署、自衛隊及び消防団は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

5 サイレントタイムの導入

災害対策本部は、救出活動実施機関と相互に調整し、サイレントタイムの導入により、生存者救出に努める。救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

6 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

7 惨事ストレス対策

各機関は、救助・救命活動に対応している職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。併せて、消防団員等、災害現場で活動した者についても、惨事ストレスチェックなど、精神的ケアを十分に施すことに留意する。

8 自衛隊による救助・救急活動

第1章・第1節・第4「自衛隊への災害派遣要請」による。

9 災害救助犬ネットワークへの支援要請

倒壊家屋等及び行方不明者の捜索活動において、活動が困難を極めた場合には、捜索地域の安全化がなされているかを確認後、協定に基づき、災害救助犬による捜索を、同協会に依頼する。この際、同地域で救助・捜索活動を行っている機関と、現場での調整については、機関同士で行い、結果について災害対策本部に報告をする。

※資料2 協定

第2 被災地内の医療活動

[方針・目標]

- 必要に応じて救護所を設置し、トリアージ等を実施し、適切な傷病者の受入を行う。重傷者は、災害拠点病院に搬送する。
- 救出現場から救護所までの搬送は、消防及び住民、自主防災組織によって搬送し、救護所か

ら緊急搬送病院までは救急車、ヘリコプターにて搬送することを原則とする。

市担当部	危機管理室、市民環境部、スポーツ健康部、保健師班
関係機関	県、医師会、消防本部、自衛隊、薬剤師会、渋川保健福祉事務所、日本赤十字社群馬県支部、自治会、自主防災組織、渋川医療センター、医師会

1 医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し医療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に万全を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はその設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転院先の検討に当たっては、「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」または「群馬県統合型医療情報システム」を活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 市は、以下の医療機関の活動について、常に情報共有し、被災地内における医療活動に万全を期す。医療機関は、医療施設の診療状況を広域災害救急医療システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適時助言を行う。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

(1) 医療体制の連携

ア 市は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、渋川医療センター、消防本部、医師会等と連携して応急医療活動を行う。
イ 市は、被害が拡大し上記機関のみでは対処できないと判断した場合には、渋川保健福祉事務所を通じ、地域医療コーディネーターを介して、国レベルの医療機関に対し支援依頼を行う。この際、被災地の医療活動が途絶えることのないように、医療機関の引き継ぎの協力や被災状況の情報提供を適切に行う。

(2) 救護所の設置

ア 市は、救護所の設置を以下の条件により行う。

- ① 医療機関の医療機能が低下した場合
- ② 多数の負傷者が生じた場合
- ③ 被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみで対応できない場合

イ 救護所の設置予定箇所は現場に近く、安全を確保できる地域等とし、必要に応じて設置する。

ウ 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は、県（渋川保健福祉事務所）に対し、連絡をする。

(3) 救護班の派遣

市は、医師会に救護班を派遣するよう要請する。また、日本赤十字社群馬県支部（D M A T）又は県（渋川保健福祉事務所）に対し、救護班の要員等が必要と認めた場合には、渋川保健福祉事務所を通じて派遣を要請する。また、D M A Tの活動終了以降、国の医師派遣期間、民間医療関係機関等の要請は、渋川保健福祉事務所、県（医務課）に依頼し、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。

(4) 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

■ 救護所での活動

- ① 傷病者の応急手当

- | |
|--|
| <p>② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）</p> <p>③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p>④ 転送困難な患者に対する医療の実施</p> <p>⑤ 死亡の確認</p> <p>⑥ 緊急時の助産</p> |
|--|

3 後方医療活動

(1) 医療施設の確保

市は、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に収容するよう要請する。

(2) 医療施設への搬送

救護所から市内の救急告示病院又は災害拠点病院へは救急車で搬送する。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

■後方医療機関

救急告示病院	渋川医療センター、北関東循環器病院、関口病院、渋川中央病院、北毛病院
災害拠点病院	渋川医療センター

4 医薬品及び医療資機材の確保

(1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、医師等が持参する医薬品を使用する。不足する場合は、薬剤師会等に要請する。

市では調達が困難なときは、県（渋川保健福祉事務所）を通じて、県（医薬品：薬務課、医療資機材：医務課）に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民への献血の呼びかけを行う。

5 慢性疾患患者等への対応

市は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

6 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行う。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- イ 自己完結型の救護チームの派遣
- ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行う。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を協同して行う。

7 被災地域外の医療活動

(1) 市は、被災地域内の医療機関の施設が地震等による被害のため、十分な機能を確保出来ないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応出来ない場合は、被災地域外の医療機関に対して、後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求めるものとする。

(2) 市は、渋川市医師会、被災地以外の災害拠点病院、被災地以外の公的機関、又は、被災地以外の都道府県もしくは市町村に対して、県（保健福祉事務所）を通して後方医療

の確保を求め、確保された医療機関に関する情報入手する。

- (3) 後方支援医療機関への搬送については、ヘリコプターを活用する手段を講じる。
- (4) 市内での対応が困難な疾病者の搬送等を行う必要がある場合には、県（保健福祉事務所）の援助を受け医療活動を行う。

8 被災者のこころのケア対策

- (1) 市は、必要に応じて県（障害政策課）に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の協力を要請する。
- (2) 市は、県（障害政策課）、関係機関、団体等と連携して、災害による被災者のストレスティア等を迅速かつ的確に推進するため、以下の活動を行う。
 - ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

9 医薬品、医療資機材の確保

市は、指定避難所等において、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、県（渋川保健福祉事務所）を通じて、県（医薬品：薬務課、医療資機材：医務課）に供給を要請するものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保

〔方針・目標〕

- 国道・県道の道路管理者と連携して、市内の道路・橋梁が通行可能かどうか把握する。
- 緊急輸送道路の開放及び孤立集落の解消をめざして、障害物の除去及び応急復旧工事を行う。
- ヘリコプターによる輸送に対応するため、候補地を点検し、使用可能な状態に整備する。

市担当部	危機管理室、市民環境部、建設交通部
関係機関	高崎河川国道事務所、渋川土木事務所、警察署、東日本旅客鉄道（株）、事業者、消防本部、自衛隊、群馬県建設業協会渋川支部

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

2 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 市の交通規制

市は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について道路啓開等（雪害における除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）に協力する。
- (3) 緊急通行車両の通行を確保する為必要がある場合による放置車両等の移動
道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には緊急通行車両の通行を確保する為、緊急の必要がある時は、災害対策基本法76条の6の規定に基づき、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- (4) 警察署による道路管理者に対する放置車両等の移動の要請
警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法76条の4の規定に基づき、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保する為の区間の指定、放置車両や立ち往生車両の移動等について要請するものとする。
- (5) 道路管理者は民間団体等との応援協定等に基づき道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努める。

4 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの

開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

- ① 有馬野球場
- ② 伊香保屋外運動場
- ③ 小野上運動公園
- ④ 子持総合運動場
- ⑤ 赤城総合運動自然公園野球場
- ⑥ 北橘総合グラウンド
- ⑦ 坂東橋緑地公園等

5 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道（株）は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県に連絡するとともに応急復旧を行う。

6 バス交通の確保

市は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した災害・交通関係の情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

7 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点を確保するために、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場やその他の民間事業者の管理する施設等、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

(2) 市は、緊急輸送道路ネットワーク、被害状況等の状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配達が行われるよう、職員を配置して管理するとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

※ 資料編3－7 臨時ヘリポート適地

第2 緊急輸送活動体制の整備

〔方針・目標〕

- 災害発生直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とし、道路の復旧とともにトラック等による輸送を輸送業者に要請する。また、被災者の輸送が必要な場合は、バス事業者に運行を要請する。
- 市役所駐車場の確保、緊急通行車両届出、申請、給油所の確認を行い、車両輸送に備える。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、建設交通部
関係機関	県、警察署、消防本部、群馬県トラック協会渋川支部、市内バス運行事業者、東日本旅客鉄道（株）

1 緊急輸送の原則

(1) 輸送にあたっての配慮事項

輸送にあたっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

ア 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階

- ① アの続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階

- ① ア、イの続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市の保有車両の確保・配車

市は、保有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

市は、保有する車両では不足が生じる場合は、(一社)群馬県トラック協会渋川支部又は民間会社、県を通じて車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

市は、保有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

(2) バス輸送の確保

市は、被災者の避難、入浴施設・商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

(3) 鉄道輸送の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が有効な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理室・行政事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認にあたっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

ア 第1順位の対象車両

- ① 救助・救急活動、医療活動従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ③ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
 - ④ 医療機関に搬送する重傷者
 - ⑤ 交通規制に必要な人員、物資
- これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
- ⑥ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
 - ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
- これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ② 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
 - ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- ① 災害復旧に必要な人員、物資
 - ② 生活必需品
- これらのものを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

市は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両使用申出書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公平委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

※ 資料編2 協定

※ 資料編3-8 緊急通行車両確認申請書・証明書

第7節 避難の受入活動

第1 避難誘導等

[方針・目標]

- 避難誘導は、地域の自主防災組織、自治会が中心となって誘導する。特に、民生委員の情報を基に、要配慮者の支援を優先的に行う。この際、自主防災リーダー会の活用に心がける。
- 災害の危険がある場合は、避難指示等の発令、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保する。
- 地震による延焼火災、危険物の漏出、土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合は、警戒区域の設定を行い、住民の安全を確保する。

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、建設交通部
関係機関	県、警察署、自衛隊、消防本部、自治会、自主防災組織、事業者、民生委員児童委員、自主防災リーダー会

1 避難指示等

- (1) 市長（本部長）は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行う。
- (2) 市長（本部長）のほか法令に基づき避難指示等を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るために必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行う。
- (3) 市長（本部長）は、避難時の周囲の状況等により避難のための立ち退きを行うことかえって危険を伴う場合等やむを得ないときには、住民に対して屋内での退避等の安全確保措置を指示する。
- (4) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して、行政防災無線、ほっとマップメール、自治会長に連絡し連絡網を通じて、周知徹底を図る。

2 避難情報等の要件

避難情報等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次のとおりとする。

資料編 3-25 避難情報の要件

3 立ち退き避難が必要な住民が取るべき行動

資料編 3-26 立ち退き避難が必要な住民が取るべき行動

4 避難情報等の伝達

市は、避難指示等を伝達する場合、防災行政無線（固定系）、サイレン、広報車、渋川ほっとマップメール、SNS等全ての手段を用いる。

なお、避難指示等を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難を必要とする理由
- ③ 避難先
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

5 関係機関への連絡

市は、避難情報等を発令したときは、その内容を速やかに県（危機管理課、渋川行政県税事務所）、警察署、消防本部等に連絡する。

6 解除

市長（本部長）は、災害発生の可能性が低くなったと判断されるときは、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

第2 避難誘導

〔方針・目標〕

- 災害発生時、避難する際は「声を掛け合う避難行動」を心がける。
- 平常時、自主防災会は避難場所の整備、民生委員児童委員と協力して要配慮者の掌握に努める。また、自治会内の自主防災リーダーを活用して速やかな避難行動に移せるようにあらかじめ訓練を計画・実施する。

市関係部	危機管理室、市民環境部、保健福祉部、スポーツ健康部
関係機関	県、消防団、警察署、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、自主防災リーダー会

1 避難誘導計画の作成

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
- (3) 市は、消防機関、警察署等と協議して避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、ため池の決壊による水害と土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に対し周知徹底を図るための措置を講じる。
なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加して、災害履歴などからより安全な避難経路を選択するなどする等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (5) (3) の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、わかりやすい伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (7) 市は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (8) 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、

多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

- (9) 市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

2 避難誘導

- (1) 住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、自主防災リーダー等が災害の規模、状況に応じて、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで行う。避難は原則として徒步とする。避難誘導は、負傷者、災害時要支援者を優先して行う。

施設等の避難場所、使用制限については施設管理者等が行い、運営管理者（自治会長）が指示する。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	自治会・自主防災組織等、消防団、自主防災リーダー会
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

- (2) 市、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行う。

ア 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。

イ 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難の通行を確保する。

ウ 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

- (1) 要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、避難情報等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

- (2) 在宅の要配慮者の避難は、地域の自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、自主防災リーダー会等が連携し、支援する。

ただし、これらの支援でも避難が困難な要配慮者は、上記の者を介し市に申し出て、市が準備した車両等で避難する。

4 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさないように、最小限度のものとする。避難に必要な携帯品を準備する際には、市から配布されたハザードマップを活用する。

第3 警戒区域の設定

〔方針・目標〕

- 災害発生地域は、二次災害の防止のため、行政機関は警察署の協力を仰ぎ、速やかに警戒区域を設定して住民等の立入りを制限する。

市関係部	危機管理室、市民環境部
関係機関	県、警察署、消防本部、自衛隊

1 市長（本部長）による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、災害対策基本法

第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官による代行措置

(1) の場合において、市長（本部長）若しくはその委任を受けて市長（本部長）の権限を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

3 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1) の場合において、市長（本部長）その他市長の権限を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

4 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（渋川行政県税事務所、危機管理室）、警察署、消防機関に連絡する。

第4 指定避難所の開設・運営

[方針]

※ 附則「避難所開設・運営マニュアル」のとおり

市担当部	各部
関係機関	県、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察署、自主防災リーダー会、民生委員児童委員、観光協会、旅館組合、日本赤十字社

1 指定緊急避難場所の開放

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市は、必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て指定避難所として開設する。
- (2) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定した福祉避難所の受け入れ状況について把握をして、搬送の準備をしておく。
- (3) 市は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努める。なお、市内の被災者については、伊香保温泉旅館共同組合との協定に基づき、その都度受け入れ人員について調整する。
- (4) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立化が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定された指定避難所であっても原則として開設しない。
- (5) 市は、避難所及び福祉避難所等を開設したときは、開設の状況を速やかに県（危機管理課）、警察署、消防本部等に連絡する。
- (6) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て、避難所として開設する。

3 避難者の管理責任者の配置

市は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に職員を避難者の管理責任者として派遣し、避難者の名簿の作成、ニーズの聞き取り、支援物資の受入れ、配布、情報の伝達等の業務にあたる。

この際、事前に準備した指定避難所運営用ボックスを携行し、スムーズな避難者対応を図る。

なお、ニーズの聞き取りや支援物資の選定にあたっては、女性、高齢者等からの意見も反映されるよう留意する。

第5 応急仮設住宅等の供給

[方針・目標]

- 被災者の生活安定を図るため、災害救助法に基づき災害発生から30日以内に応急仮設住宅の建設に着手し、住宅を失った被災者に供給する。
- また、応急仮設住宅だけでなく、災害発生から3日後には、市営住宅の空室情報を提供するなどの支援を行う。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、建設交通部
関係機関	県、事業者、民生委員児童委員、社会福祉協議会

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする
- (3) 市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅の需要に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供給する応急仮設住宅を積極的に活用する。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、2次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。
- (5) 需要の把握

市は、災害時に被害調査の結果から仮設住宅の必要概数を把握する。また、災害相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当するものである。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

次のいずれかに該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自ら資力をもってして、住宅を確保できない被災者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準じる被災者

- (6) 建設用地の確保

市は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、公

有地を優先して選定する。

(7) 仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮するなど、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努める。

(8) 入居者の選定

市は、入居者の選定にあたり、福祉担当者、民生委員児童委員等を含めた選考委員会を設置して決定する。選考に際しては、それまでの地域的な結びつきや個人的な結びつき、近隣の状況、要配慮者及び家庭動物（ペット）の飼養状況に対する配慮を行う。この際、特に独居高齢者等のコミュニティの形成に配慮した配置を行う。

(9) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用できる施設を設置する。

(10) 維持管理

市は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 応急仮設住宅の運営管理

(1) 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮する。

(2) 市は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

3 賃貸住宅の斡旋

市は、住宅を失った被災者に対して、被災者用の住宅として利用可能な市営及び民間住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居の斡旋を行う。

4 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の供給に努める。

5 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第6 広域一時滞在

〔方針・目標〕

- 広域的な災害が発生した場合には、被災した住民の避難収容が市だけでなく、他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定されるため、以下に広域一時滞在が必要となった場合の手続きについて定める。
- 市町村間の相互応援協定に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用されない。また、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告する。

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、教育部、建設交通部
関係機関	県

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。
- (2) 市は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (3) 市は、県内の他の市町村から(1)の協議を受けた場合は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れる。
- (4) 市は、県内の他の市町村から(1)の協議を受けた場合、被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議元市町村に対し通知する。
- (5) 市は、県内の他の市町村から(4)の通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県に報告する。
- (6) 市は、県内の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求をまつといまがないと認められるときは市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市町村に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 市は(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (6) 市は、県外協議先市町村と協議の上具体的な住民の避難先避難手段を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県（危機管理課）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を(1)の協議を行った市町村へ行う。

第7 県境を越えた広域避難者の受入れ

[方針・目標]

- 県境を越えた広域避難者の受入れに迅速に対応できるよう体制を整備する。
- 災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

市担当部	危機管理室、福祉部、スポーツ健康部、建設交通部、教育部
関係機関	県、渋川医療センター、医師会、バス事業者、福祉施設事業者

1 収容可能な避難施設情報の報告

市は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難が確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

市は、市内の指定避難所間の連絡調整や広域避難者の指定避難所への割り振り等市内の広域避難者に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

3 広域避難者の受入れ

(1) 県は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村に通知する。

(2) 通知を受けた市は、指定避難所を開設し、広域避難者の受入れを実施する。

(3) 市は、県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し避難先施設を伝達する。
広域避難者は、伝達された指定避難所へ向かう。

なお、県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された県又は県内市町村の広域避難者受入窓口へ連絡し、県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する指定避難所へ移動することとする。

(4) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市においてバス等の移動手段を手配する。

4 広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、指定避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など指定避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

5 応急仮設住宅等の提供

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災県からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

6 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県(教育委員会)及び市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

7 市内病院・福祉施設等への受入れについて

市は、被災県からの要請等に基づき、被災県の医療機関や福祉施設等からの転院希望患者等の受入調整を実施する。また、個別の病院・施設間ネットワーク等による、被災県の病院・施設等からの患者などの受入れについては、その実態把握に努める。

8 指定避難所の閉鎖

市は、県からの通知を受け速やかに指定避難所を閉鎖する。

第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

第1 飲料水の供給

[方針・目標]

- 速やかに断水状況等の情報収集を行い、指定避難所、病院等の給水拠点で給水を開始する。

市担当部	危機管理室、上下水道局
関係機関	県（危機管理課）、自主防災組織、渋川医療センター、事業者

1 需要の把握

市は、水道施設の被災状況、断水状況、指定避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

2 応急給水計画等の作成

(1) 応急給水計画等の作成

市は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資材の調達、給水拠点、要員配備等を定めた応急給水計画を作成する。

(2) 水源の確保

市は、配水場、浄水場、配水池等の水源を確認し、水補給水源とする。また、民間会社の大型受水槽、渋川医療センター等を水源として使用できるように協力を要請する。

(3) 保存水の確保

市は、備蓄水の他に保存水を流通業者、製造販売業者から確保する。確保が困難な場合は、県、他市町村に応援を要請する。

(4) 資機材、車両等の確保

市は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づき、民間会社、水道業者、日本水道協会等に要請し確保する。

(5) 給水拠点の周知・広報

市は、給水拠点を設置したときは、本部等を通じて市民へ広報する。

3 応急給水

(1) 優先給水

市は、断水地区の指定避難所、医療機関、学校、要配慮者施設等を優先して給水する。

(2) 給水方法

市は、次の方法で、給水源の確保、搬送等を行う。

ア 給水車による指定避難所での給水

イ 病院・学校の受水槽への給水

ウ 住民へは、持参したポリ容器などに給水し、災害時要援護者には市で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるように努める。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水水量	3リットル／人・日	20リットル／人・日	100リットル／人・日	250リットル／人・日
用途	生命維持に必要な飲料水	調理・洗面など最低生活に必要な水	調理・洗面及び最低の浴用、洗面に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

4 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請する。
- (2) 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。
- ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請
 - オ 渋川医療センターからの給水
- (3) 市は、飲料水の調達について備蓄で賄えない場合には、県（危機管理課）に応援要請を行う。

第2 食料の供給

[方針・目標]

- 食料供給開始までの間は、原則として、住民、事業者自ら備蓄した食料をあてる。
- 食料は、指定避難所開設から3日間7食の供給に努める。
- 発災時は、自主防災組織内の炊き出し班等の炊事により食事の提供を出来るような、組織作りのための講演会や広報誌の掲載等を通じて実施する。
- 4日目以降は炊き出しを自衛隊に要請して実施する。
また、社会福祉協議会を通じて、炊き出しボランティアを募集し、早期に一般食生活に復帰できる体制作りのための計画を作成する。
- 受援班は、3日目までに体制を整備して、4日目以降の受入れに万全を期す。なお、人員の不足のある場合には災害対策本部へすぐに申し入れ食料の供給に支障とならないよう努める。
また、支援物資を無駄にしないことにも配慮する。

市担当部	危機管理室、福祉部、産業観光部、教育部、受援班
関係機関	県、自衛隊、赤十字奉仕団、自主防災組織、事業者、社会福祉協議会

1 需要の把握

市は、各指定避難所担当職員からの請求をもとに食料の需要を把握する。対象は指定避難所生活者とする。この際、在宅避難者、要配慮者（在宅介護者等）の把握に努める。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき指定避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ④ その他、食料の調達が不可能となった人

(2) 食料の確保

市は、備蓄食料、事業者から食料を確保する。業者から調達できない場合は、県に要請する。確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

(3) 食料の調達

- ア 市は、自らが備蓄している飲食料を提供すこととし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- ① 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - ② 製造・販売業者からの購入
 - ③ 他市町村による応援要請
 - ④ 県に対する応援要請
- イ 食料の調達にあたっては、生鮮食料品の確保に配慮する。
- ウ 市は、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、県を通じて、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 食料の供給

- (1) 備蓄食料の供給
現地対策本部の職員及び自治会、自主防災組織は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。
- (2) 食料の輸送
食料の輸送は、食料供給業者又は協定輸送業者が直接、指定避難所に輸送し、孤立集落へはヘリコプターにて輸送する。必要に応じて食料集配拠点を設置する。
- (3) 食料の配分
指定避難所担当職員は、指定避難所にて指定避難所自治組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。
- (4) 炊き出し
 - ア 炊き出しの実施及び支援
発災当初から、炊き出しに関する事業に取り組み早い段階からの食事の提供に心がける。市は、自衛隊、赤十字奉仕団、自主防災組織等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を準備する。
 - イ 北部学校給食共同調理場、南部学校給食共同調理場（停電時にはオール電化のため活動停止）の炊き出し支援の申し出に対し、炊き出しに必要な食材を災害対策本部で調達し、食事を提供する。
 - ウ 避難所における炊き出しの実施
各指定避難所における炊き出しについては、地元自主防災会が組織内に編成する「炊き出し班」により、必要な炊き出しを行う。指定避難所指定以降については、派遣要請を受けた自衛隊側と調整をし実施する。この際、食材の調達に関しては、調理場で行い、災害対策本部に通知する。

※ 資料編3-14 災害備蓄品等備蓄状況

第3 燃料の供給

[方針・目標]

- 市は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給情報等について情報提供に努める。この際、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に供給を行うよう県（産業政策課）へ要請する。

市担当部	危機管理室、各部
関係機関	県

1 燃料の優先供給

市は、燃料の供給が不足した場合、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行う。

市関係課は、業務に關係する市民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の

状況についての情報を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

また、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

2 燃料の供給要請

市は、重要施設の燃料確保が困難な場合、市の区域内の個々の要請案件について、「燃料調達シート」作成し、県（産業政策課）に対して緊急供給要請を行う。

※ 資料編 5－7 燃料調達シート

第4 生活必需品等の供給

[方針・目標]

- 速やかに指定避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の供給を開始する。
- 全国からの救援物資を受け入れるため集配拠点を設置し、原則として自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れ、個人からの救援物資は受け入れない。
- 受援班は、各配達先のニーズを把握して、適切な供給活動に努め、支援物資を無駄にしないよう配慮する。特に在宅避難者への供給について配慮する。

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、産業観光部、上下水道局、受援班
関係機関	県、事業者、自衛隊、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、各避難所及び被災地において被災者が必要としている所間量・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。需要量の把握にあたっては、被災者のニーズが時間の経過と共に変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める物とする。

2 生活必需品等の確保

(1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとし、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品等供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品等の調達

ア 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は次の手段により速やかに調達する。

- ① 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- ② 製造・販売業者からの購入
- ③ 他市町村による応援要請
- ④ 県に対する応援要請
- ⑤ 義援物資の募集

イ 市による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

3 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は、協定事業者又は協定輸送業者が直接、指定避難所に輸送できるよう手配する。孤立集落へはヘリコプターで輸送するが、危険度を勘案しながら人力での輸送も視野に入れておく。

(2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

(3) 生活必需品等の分配

受援班から派遣された職員は、指定避難所に派遣された職員と協力して、指定避難所自治組織、ボランティア等の協力もと、搬送された生活必需品等を避難者に分配する。

なお、分配にあたっては、避難者にとって受け取りやすい環境となるよう、分配場所や分配者の性別にも配慮する。

4 救援物資の受入・管理

(1) 集配拠点の設置

受援班は、救援物資の受け入れのため、集配拠点を設置する。その際、物資の配分を考慮した物資受け入れ場所を選定しておく。

(2) 救援物資の受入

救援物資は、原則として個人からは受け入れないことを原則とする。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(3) 救援物資の管理

集積拠点では、受援班が施設を管理者と協力して仕分け、管理を行う。人員が足りない場合にはボランティアを要請する。

5 物資の配給

受援班及び上下水道局は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行う。この際、受援班及び上下水道局との調整を密に行い、偏りのない配給に努める。また、配給にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。なお、炊き出しについては、自主防災組織、婦人会、ボランティア等の協力を得る。

(2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に指定避難所の避難者と在宅避難者等を隔てることのないよう配慮する。

(3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。
また、周知にあたっては、外国語も使用する等外国人にも配慮する。

(4) 高齢者、障害者、乳児等要配慮者への優先的な配給に努める。

6 日本赤十字社における救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に六点セットを配布する。市は、配付に間に合うように授援体制を確立する。

また、赤十字奉仕団、地域の炊き出し班等の組織を通して指定避難所等の炊き出しを行えるように、各自治会長と行政の派遣職員と協議しつつ、実施するものとする。

※ 資料編3－14 災害備蓄品等備蓄状況

第9節 保健衛生・防疫・遺体の処置に関する活動

第1 保健衛生活動

[方針]

附則「避難所・開設運営マニュアル」のとおり

- 速やかに備蓄している簡易トイレを発災から24時間以内に設置し、5日以内に県内市町村やレンタル会社等などから組立トイレ、仮設トイレを確保し、指定避難所に設置する。
仮設トイレの設置基数は、100人に1基程度を基本とし、障害者等へ配慮を行う。また、断水により自宅トイレが使用が不可能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- ゴミの処理は2日以内に収集計画を立案し実施する。災害時においても通常の分別を保持して処理する。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、保健師班
関係機関	県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、渋川保健福祉事務所、社会福祉協議会

1 被災者の健康確保

- (1) 保健師班は、被災者の心身の健康を確保するため、保健師班の活動計画に基づき保健師を指定避難所や被災家庭に派遣して、巡回健康診断などを実施する。なお、人員が不足する場合には、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に人員の要請を行うとともに、必要に応じて渋川保健福祉事務所へ要請をする。
- (2) 保健師班は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、保健師班の計画に基づき、高齢者、障害者、乳幼児等、心身、双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施する。
- (4) 保健師班は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等について情報提供を行う。

2 感染症の予防

保健師班は、指定避難所又は被害地域等で感染症の患者が発生した場合には、速やかに県（保健福祉事務所）に連絡するとともに保健師班から保健師を派遣して感染防止の処置を講ずる。

3 食品衛生の確保

保健師班は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で供給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。特に、夏期における食品衛生については、注意をして生鮮食品についての保存は冷蔵庫以外での保存を禁止する。

4 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

市は、水道が断水した場合、避難者数に応じて、市で備蓄してある簡易トイレをに指定避難所等に設置する。レンタル業者等からの仮設トイレについても速やかに設置をする。調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。

(2) 仮設トイレの管理

市は、仮設トイレの清掃及び消毒のための資機材、薬剤を提供し、使用者が行うように指導する。

(3) し尿の収集・処理

市は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

5 ごみ（生活ごみ、粗大ごみ）の処理

(1) 収集・処理の実施

市は、道路の被災、指定避難所の開放及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ごみ排出量が多い場合は、可燃ごみを優先して処理する。

収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに良好な衛生状態の保持に努める。また、防災行政無線・ほっとマップメール、広報紙等を通じて、ごみの分別など通常時のごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

(2) ごみ処理施設の確保

市は、自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県に応援を要請する。

6 水害廃棄物の適正処理

(1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努める。

(2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため市は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管にあたっては良好な衛生状態の保持に努める。

(3) 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

(4) 市は、自らの市内でごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し他市町村または隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行う。

第2 防疫活動

〔方針・目標〕

- 感染症や食中毒の発生を予防するため、保健師班から保健師等を派遣し、指定避難所での保健指導、仮設トイレの消毒などを行う。この際必要に応じて、県（渋川保健福祉事務所）の支援を受ける。
- 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要項（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携を取りつつ、住民の人権に十分配慮しながら、防疫活動を実施する。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、スポーツ健康部、保健師班
関係機関	県、渋川保健福祉事務所、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、医師会、自主防災リーダー会

1 防疫活動の実施

市は、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- (3) 指定避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
- (5) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

なお、自らの防疫活動が十分でないときは、県に協力を要請する。

2 資機材等の確保

保健師班は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

3 感染症患者への措置

保健師班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類～三類感染症が発生した場合、入院（三類を除く）や消毒等の措置、健康診断などを行う。

4 指定避難所における衛生管理

（1）衛生指導

保健師班は、指定避難所自治組織、自主防災リーダー会、ボランティア等と協力して、指定避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等を調達し、指定避難所に配布する。

（2）食中毒等の予防

保健師班は、食中毒の予防のため、指定避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

※資料（感染症の分類）

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白隨炎（ポリオ）、結核、重傷急性呼吸器症候群（S A R S）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1）、中東呼吸器症候群（M E R S）

三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢

第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、必要な資機材を準備する。
- 警察等と連携して、遺体安置所で検視、検案、安置、引き渡しまでの一連の処置を行う。

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、スポーツ健康部
関係機関	県、警察署、自衛隊、消防本部、医師会、歯科医師会、自治会

1 行方不明者の搜索

- (1) 市は、相談窓口（市役所、各行政センター）で対応し、指定避難所、被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防本部、自衛隊に配布するとともに各関係機関からの情報提供をうけることより密接な関係を図る。
- (2) 市は、消防本部、警察、自衛隊等の関係機関の協力により搜索班を編成し、搜索活動を行う。この際、要搜索者名簿を活用する。
- (3) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、消防本部、警察、自衛隊の協力を得て、検視・死体調査及び検案を行うのに、適当な遺体安置所に収容する。

3 検死・遺体調査及び検案

市は、警察と密接に連携し、遺体の検死・死体調査及び検案、身元確認を行う。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査、検案を終えた遺体を次により安置する。なお安置所については、市民体育館に設置する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体を洗浄、消毒、縫合等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処理表に記録の上、遺体を引き渡す。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市でこれを行う。
- (2) 市は、遺体等の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

第10節 被災家屋等に関する活動

第1 家屋の解体・廃棄物の処理

[方針・目標]

- 被災家屋の解体・撤去・搬出は個人対応を原則とするが、被災者生活再建支援法が適用された場合には、市は同法の申請受付、解体施工業者等の紹介を行う。
- 廃棄物の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき速やかに分別処理を行う。

市担当部	危機管理室、市民環境部、建設交通部
関係機関	県、事業者

1 家屋の解体

市は、受付窓口を設置して、処理の申込み受け付け、解体施工業者の紹介等の支援を行う。

また、市が損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した体制を整備する。

2 災害廃棄物の処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

ア 市は、災害発生時、速やかに処理計画を作成して、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保する。

イ 計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行うため、廃棄物区分を住民に周知する。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

ア 市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

イ 県（廃棄物・リサイクル課）は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行う。

第2 被災住宅の応急修理等

市担当部	危機管理室、市民環境部、建設交通部
関係機関	県、国、建設業協会等、事業者

1 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

市は相談窓口にて住宅の応急修理の申し込みを受ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者
 - イ 自らの資力では応急修理ができない者
- (2) 応急修理の実施
応急修理の対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
市は、工事登録業者に委託して応急修理を行う。

2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害により日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

なお、道路、河川等の障害物の除去は、各管理者が行う。

- (1) 需要の把握
市は相談窓口にて障害物除去の申し込みを受ける。障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。
住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。
- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
 - イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
 - ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
 - エ 住宅が半壊又は床上浸水した場合
 - オ 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合
- (2) 障害物除去の実施
市は、建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。

第3 環境保全

〔方針・目標〕

- 廃棄物の不法投棄や解体に伴うアスベスト飛散等による環境汚染を防止するため、県等と連携して住民や解体業者等に広報活動するとともに、環境監視体制を確立する。

市担当部	総務部、市民環境部
関係機関	県

1 不法投棄の監視

市は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視するとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について通知する。

2 環境汚染の防止

市は、倒壊建設物の解体・撤去等に伴うアスベストや被災や危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要な広報活動や環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

第11節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1　社会秩序の維持

市担当部	危機管理室、市民環境部
関係機関	警察署、自主防災組織等

1 パトロール等の実施

警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、指定避難所内でのトラブル等を防止するため、警察署が独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。

2 犯罪の取締り

警察署は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する情報提供を行うなど治安の悪化等の抑制に努める。

3 安全確保に関する情報交換等

警察署及び市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第2　物価の安定及び消費者の保護

[方針・目標]

- 災害直後から県と連携して物価の監視や食料・物資等の安定供給を要請する。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、産業観光部
関係機関	県、渋川商工会議所、しぶかわ商工会

1 需要状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行い、市はこれに協力する。

2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、生活必需品等の安定供給を要請する。

市は、県に協力して商工会議所等に要請を行う。

3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。また、市は県に協力して広報活動等を行う。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 公共施設の応急復旧

市担当部	危機管理室、総務部、建設交通部
関係機関	協定締結団体、事業者等

1 施設の緊急点検等

市は、道路、橋梁等のうち、緊急輸送路等の重要な路線を優先に、被害状況等の緊急点検を行い、速やかに応急復旧を行う。また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うにあたっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 情報提供の実施

市は、情報収集で得た被害状況の早期把握に努め、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供を行う。

4 関係業界団体に対する協力の要請

市は、所管する公共施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第2 電力施設の応急復旧

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	県、東京電力パワーグリッド（株）

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 災害対策本部
- (2) 医療機関、指定避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (3) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気事業者は、送電での電力供給が困難な場合に、市からの要望に対して、調整の上、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施する。

4 電力関係機関の相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行う。

6 広報活動

- (1) 電気事業者は、停電状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。電気事業者は、広報では不足すると判断した場合には、協定に基づき、市に防災行政無線での広報を依頼する。
- (2) 市は、東京電力パワーグリッド（株）から広報活動の要請を受けた場合には、協定に基づき要請地域において住民に対し、停電に関する広報を行う。

※ 資料編2 協定

第3 ガス施設の応急復旧

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	渋川ガス（株）、伊香保ガス（株）、渋川ガス事業協同組合、L P ガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災したガス貯蔵施設、導管等の設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、指定避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する。

4 ガス関係機関の相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガス供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

7 L P ガス事業者の実施する応急復旧

L P ガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行う。なお、災害時の指定避難所における火力機能の維持の必要性から、継続した使用が出来るように、指定避難所における災害対応バルク、簡易ガスコンロ等の設置を隨時整備するよう留意する。また、整備し

た場合には、ガスの取扱いや機能点検の必要性から、各自治会に対して年1回は使用して技能習得にも努める。

※ 資料2 協定

第4 上下水道施設の応急復旧

[方針・目標]

- 上水道施設は断水した指定避難所、病院に緊急給水する。
速やかに復旧計画を策定し応急復旧工事を実施する。
- 下水道施設は、緊急調査及び緊急措置を行い、下水道に起因する道路の機能障害を改善し、緊急輸送路を確保する。

市担当部	危機管理室、総務部、上下水道局
関係機関	協定締結団体、事業者等

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 市、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、情報収集で得た、航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために、必要な応急措置を講ずる。

2 重要施設の優先復旧

市は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- (1) 医療機関、指定避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

市は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

4 水道関係機関の相互間の応援

市は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

市は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

※ 資料2 協定

第5 電気通信設備の応急復旧

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、事業者等

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- (1) 医療機関、指定避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- (1) 指定避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関の相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

※ 資料2 協定

第13節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

[方針・目標]

- 地震などと異なり風水害などはかなり早い時点での対応が要求されることから、災害対策本部設置から24時間以内に速やかに社会福祉協議会を運営母体とした災害ボランティアセンターを立ち上げる。

市担当部	各部
関係機関	社会福祉協議会、渋川市アマチュア無線非常通信協議会、NPO・ボランティア関係団体、自主防災リーダー会

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、おおむね次のとおりである。

■ボランティア活動の種類

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、薬剤師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災住宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所の清掃	手話通話
ごみの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯・警備	アマチュア無線
ガレキ・泥等の撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物（ペット）の保護	
除雪作業	

2 ボランティア受入窓口の開設

市、社会福祉協議会及び・NPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、市災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受付窓口を開設する。この際、市は、受付業務についてのみ支援を行い、災害ボランティアセンターの受付窓口（社会福祉協議会）への案内をする。市と、社会福祉協議会は、NPO・ボランティアの受付状況について、情報を共有するよう努める。

（具体的な取り組事業）

- (1) 災害時におけるボランティア受け入れ体制作り
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害救援ボランティア本部の設置、運営に関する検討等
被災者の要請により、社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」による、ボランティアの受け入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティニアーズの把握

市及び社会福祉協議会は、各指定避難所等におけるボランティニアーズ（支援の種類、人數等）を把握する。

4 ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会と連携し、地元や外部から被災地入りする、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像等と情報を共有し、被災者のニーズの把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けゴミなどの収集運搬を行うように努める。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮する。

5 ボランティア活動の支援

市は、次によりNPO・ボランティア活動を支援する。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又は斡旋に努める。
- (3) 支援可能な自主防災リーダー会員の支援を受ける

6 社会福祉協議会への依頼

大規模災害時においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市がNPO・ボランティア関係団体の受入れ、調整等については、社会福祉協議会に依頼する。

7 市への連絡員の派遣

社会福祉協議会は、災害対策本部の設置とともに連絡員を派遣して、災害状況やボランティアの要望等について迅速な行動を取るために情報共有できる態勢を確立する。

また、NPO・ボランティア関係団体との協力体制について報告を出来るように努める。

8 災害ボランティアセンター設置予定候補場所

市は、あらかじめ社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンター設置候補地を定めておく。当初の設置場所は、現在所在する渋川ほっとプラザの4階とし、被害の状況等により当施設が使用できない場合の候補地として以下の場所を予定する。しかし、使用する際には、社会福祉協議会と協議の上、使用地を決定する。

- 北庁舎2階会議室
- 本部庁舎3階会議室
- 第二庁舎2階会議室

第2 救援物資・義援物資及び義援金の受け入れ

[方針・目標]

- 発災直後から、3日目までに受援班長を長とした「受援班」を編成して、4日目以降、県からの救援物資の受け入れ体制を整える。
- 義援物資の受け入れは、救援物資と同様に「受援班」が行う。
- 速やかに義援金専用口座を開設し、全国からの義援金を受け入れる。義援金は「募集・配分委員会」を設置して被災者に適切に配分する。

市担当部	各部、受援班
関係機関	県、日本赤十字社群馬県支部、社会福祉協議会、各自治会連合会、運送事業所、自主防災リーダー会

1 救援物資の受け入れ

市は、災害対策本部会議において「受援班」を、監査委員事務局長を長（兼務）として編

成する。速やかに県等からの救援物資受け入れの体制を確立する。

(1) 需要の把握

市は、各指定避難所等について、受入れを希望する救援物資の種類、規格及び数量を把握する。

(2) 受入れ態勢の確立

市は、速やかに物資の受入れ体制を整える。受入れ場所は、被害状況に応じて、各行政センター地区内に一ヵ所以上を計画して、受入れ体制を整える。スムーズに行えるよう、あらかじめ計画を策定しておく。平時からの研修を職員に実施できるように計画・実施して、災害時に万全を期す。

(3) 集積場所の確保・決定

市は、送付された救援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保しておく。各地区自治会へもフォークリフト、トラック等の支援の呼びかけを行い、スムーズな物資の配達ができる体制を整える。

(4) 救援物資の仕分け

市は、救援物資を効率的に配分するため、受け入れ物品一覧表、配付票などを整備しておき、災害時に、スムーズな運営をできるようにしておく。この際、市民等の活用を考慮する。

(5) 救援物資の配分

市は、指定避難所からのニーズに応じて、救援物資の配分先及び配分数量を決定し配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視しつつ、ニーズに適切に対応する。

(6) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配達するため、自主防災リーダー会、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

2 義援物資の受入れ

(1) 発災後、4日目から第二庁舎に窓口を開設して、受入れを行う。このため、義援物資の受入れについて、できうる手段で広報を行い、受入れ窓口について周知する。

(2) 受入れについては未使用であるものを受入れ、使用した物については、受け取らない。

(3) 受入れた物品は、物品一覧表に記入して、品目毎に区分し指定避難所からの要望に基づく配付がスムーズに行えるようにする。

(4) 市（受援班）は、ボランティアの派遣も考慮し、物資が滞ることなく、流動することを念頭に置き早期に「受援物資受入れ・配付計画」を作成して円滑な運営に努める。

(5) 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

市は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

3 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

市は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。また、募集方法、募集期間等を定め、市のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

(2) 「義援金の募集・配分委員会」の設置

ア 市は、義援金の「義援金の募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。

イ 県において「義援金の募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を県に一元化する。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて、その内容を広報する。

(4) 義援金の配分

- ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定める。
- イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。
- ウ 義援金の被災者への支給は、市が行う。

第14節 その他の災害応急対策

第1 農林業の災害応急対策

[方針・目標]

- 早期に農作物の被害に係る病害虫防除し、家畜の防疫対策を確立する。

市担当部	各部
関係機関	県、赤城橘農業協同組合、北群渋川農業協同組合

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

水稻改植の必要が生じたときは、県と連携し県内外から余剰苗を調達する。なお、苗の使用に当たっては、病害虫の防除に留意する。また、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗の斡旋を行う。

(2) 病害虫の防除

県から病害虫防除の指示を受けたときは、防除班を市役所職員で編成して防除を実施するものとする。

(3) 転換作物の導入指導

農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

市は、被害の拡大が予想される場合、必要に応じ家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、獣医師会又は飼養者と協力して、薬品の確保、防疫指導等を行う。

(3) 環境汚染の防止

降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、市は、飼養者に対して、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

3 水産関係

県と連携し、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行う。また、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗の斡旋等を行う。

4 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

第2 学校等の災害応急対策

市担当部	危機管理室、福祉部、教育部
関係機関	学校、幼稚園、保育園・保育所

1 災害情報の把握と対処

諸学校等の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、天候の著しい悪化が予想されるときは、防災行政無線、テレビ、ラジオ等による気象情報に注視し、適切な気

象情報を把握に努める。また、大規模な地震が発生したときには、二次災害の危険性を考慮し、必要に応じて園児・児童・生徒の安全を確保する。

2 学校施設等の安全性の点検

- (1) 学校管理者は、地震災害に備え、平常時から通学路上の安全を確認しておく。特に、ブロック塀の倒壊に対しては、注意を払い、児童、生徒にも注意を促すよう、事前に教育をして、安全に通学できるよう心がける。
- (2) 学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎等の損壊状況を確認し、学校施設等の安全性を点検する。
また、災害危険区域における学校管理者は、校舎等周辺の巡回を行い、二次災害の危険性についても点検を行う。

3 幼稚園児（以下「園児」という。）児童、生徒の安全確保

- (1) 学校管理者は、園児・児童・生徒の在校（園）時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は必要に応じて安全を確保する。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、すみやかに医療機関へ搬送する。
- (3) 園児・児童、生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を確認した上で必要に応じて集団下校させる。また、保護者への引き渡しで下校させる場合は、保護者直接、及び事前に依頼された者以外にはの引き渡さないことを原則とする。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、園児・児童・生徒、教職員、学校等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

5 教育の確保

- (1) 教室の確保
学校管理者は、校舎等が被災したため授業が行えなくなったときは、被災校舎等の応急修理、仮設校舎等の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室の確保を図る。
- (2) 代替職員の確保
教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等により授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。
- (3) 学用品の支給
市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。
- (4) 授業料の免除
市は、被災により授業料の免除が必要と認められる園児・児童・生徒については、条例等に基づき授業料の減免を行う。

6 給食の処置

- (1) 給食施設、原材料等が被害を受けたため、学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替処置として、応急給食を実施する。
- (2) 学校が、指定避難所として使用される場合は、給食施設は、被災者向けの炊き出しの調整に留意する。

7 授業の再開

学校が、指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして、避難者の援護を優先させる。なお、授業再開については、前項5教育の確保－（1）教室の確保により速やか

に教室を確保する。

8 保育園・保育所の対策

(1) 安全の確保

各園（所）長は、発災後速やかに施設設備の被害状況を把握し、保育園児、職員の状況を含めて市に報告する。

(2) 保育園児等の安否確認

園（所）長は、災害用伝言ダイヤル（171）・コアラメールを活用するなどして、保育園児、職員の安否を保護者に通知する。

(3) 応急保育

市は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時の保育園や近隣の保育園で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

第3 文化財施設の災害応急対策

[方針・目標]

- 災害が発生するおそれがあるときは、観覧者等を安全な指定避難所に誘導する。また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

市担当部	危機管理室、教育部
関係機関	文化財の管理者、消防本部

1 災害情報の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下、第4において「管理者」という。）は、台風、低気圧、前線等の接近により、天候の著しい悪化が予想されるときは、防災行政無線、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象情報の把握に努める。また、大規模な地震が発生したときには、防災行政無線、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報を把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。また、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検する。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、観覧時間内に施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

負傷者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、すみやかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

市及び文化財の管理者は、浸水、転倒、等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市に連絡する。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。
- (2) 市は、応急修復について文化財の管理者から応急修復の協力を求められたときは、積極的に協力する。

第4 郵便事業の災害応急対策

市担当部	危機管理室
関係機関	日本郵便（株）

1 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

- (1) 災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便（株）（渋川支社）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
- ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別 事務取扱い及び援護対策
- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除
- イ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第5 災害救助法の適用

市担当部	各部
関係機関	県

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、すみやかに同法に基づく救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。市における適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（り災）した世帯数	市 80世帯以上	第1項の1 1号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 1,500世帯以上 市 50世帯以上	第1項の2 2号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 7,000世帯以上 市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	第1項の3※ 3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第1項の4※

※ 第1項の3に係る事例

災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

※ 第1項の4に係る事例

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に存在する者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算する。

■ 災害救助法の適用基準

滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流出）住家	1 世帯換算
	半壊（半焼）住家	2 世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3 世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

資料4-1 被害認定基準

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

資料4-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

5 救助の実施機関

災害救助は知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

6 適用手続き

市は、県に被害報告を行う。それに基づき、知事は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。知事は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。また、知事は、救助の一部を市長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

(1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。

(2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

- ※ 資料編4－1 被害認定基準
- ※ 資料編4－2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について
- ※ 資料編5－4 災害救助法様式

第6 動物愛護

市担当部	危機管理室、市民環境部、スポーツ健康部、産業観光部
関係機関	渋川保健福祉事務所、県動物愛護センター北部出張所、中部農業事務所、獣医師会、警察署

1 家庭動物（ペット）対策

(1) 市の対応

ア 指定避難所においては、同行避難は出来ても、同伴避難は原則として認めない。同行してきた飼養者には、屋外に「家庭動物（ペット）専用スペース」を設定し、そこでの飼養を行わせる。飼養については、ゲージでの飼養を基本とする。リードで飼養する場合には飼養者の責任において固定したものへの縛り付けをおこなわせる。

イ 指定緊急避難場所での家庭動物の扱いについては、各自治会内で決定することとするが、指定避難所への同伴避難が出来ない事を周知させる。

ウ 市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物（ペット）の状況・情報等を提供する。

※同行避難とは、災害時にペットと安全な場所まで飼養者とともに避難すること。

※同伴避難とは、災害時避難所内での生活を共に出来る避難のこと。

エ 県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。

(2) 飼養者の対応

家庭動物（ペット）の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物への対応

市は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出した家庭動物（ペット）等が発生した場合は、県動物愛護センター北部出張所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

3 死亡動物への対応

市は、死亡した家庭動物（ペット）等が放置されている場合は、渋川保健福祉事務所と連携して必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し、放置されている場合については、平常時の処置と同様な処分をし、市で対応ができない場合については、中部農業事務所の指導により適正な処理を行う。

家畜の弊獸処理は、所有者が処理することが原則であるが、死亡頭数が激増した場合は、県と連携して埋設場所の調整を行う。

第7 被災者等の生活再建の支援

[方針・目標]

- 災害発生時、被災した住民に対して、り災証明の発行を行うシステムを明確にする。
- 固定資産に関する者以外に対して、希望者には被災証明を発行する。

市関係部	危機管理室、総務部、福祉部
関係機関	県、消防本部

1 り災証明証の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時にり災証明証の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明証の交付に必要な業務の実施体制に努める。
- (2) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 市は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努める。
- (4) 市は、県（危機管理課）が計画する、住家被害調査の担当者研修会の開催や受援計画及び応援計画の策定による応援職員の派遣体制の整備する等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

2 り災証明書の交付

- (1) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。
- (2) 市は、災害の状況を、迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に、り災証明書を交付する。
- (3) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (4) 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県（危機管理課、建築課）は、市町村の活動の支援に努める。

3 被災者台帳の作成

- (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 市は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成し、県に

被災者に関する情報を提供する。

4 災害弔慰金の支給等

市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

市は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確にするため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県(小規模)災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

5 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

6 被災証明書の交付

市は、災害時に固定資産に関するもの以外の被害に関して、被災者が被災証明の交付を希望してきたときには、被災証明の法的準拠の無いことや被災証明の内容について説明をしたのちに、本人が希望した場合には、その理由（保険会社等からの要望等）を明らかにし交付する。この際に、被災の状況がわかる写真を添えて提出すること。

第4章 風水害応急対策計画

第1節 災害応急対策

第3章 災害応急対策（共通対応）に示したほか
附則「災害発生時初動対応マニュアル」参照

第2節 災害の警戒防ぎよ、二次災害の防止活動

第1 洪水・土砂災害対策

市担当部	各部
関係機関	県、警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、農業用排水施設管理者・水路等の管理者、消防団、自治会、東京電力パワーグリッド（株）、自主防災組織、自主防災リーダー会、社会福祉協議会、民生委員児童委員等

1 警戒・防ぎよ活動

(1) パトロール

市は、河川管理者、消防団、警察等からの情報により、市内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。

災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無の確認、消防への通報を行う。

(2) 水防活動

市及び消防団は、水防団出動水位に達したとき、又は出動が望ましいと判断したときには、氾濫が予想される地域、及び河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急措置を行うとともに、防災行政無線で放送、関係機関に連絡を行う。

(3) 河川管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合、適切な措置を行う。

2 浸水被害の拡大防止

(1) 市は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。

河川管理者、農業用排水施設管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

(2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を市（危機管理室）に依頼する。

(3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

3 土砂災害の拡大防止

(1) 県及び市は、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高い箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去等の応急対策を行う。

(2) 市は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

(3) 市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、市が、適切に避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を住民に提供する。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

5 被災宅地の二次災害の防止

(1) 被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定の実施

災害対策本部は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため斜面造成宅地の危険度判定を行う。この際、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を行う。

- ※ 資料編3-2 土砂災害危険箇所
- ※ 資料編3-3 山地災害危険地区一覧表
- ※ 資料編3-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表
- ※ 資料編3-5 重要水防区域

第5章 地震災害応急対策計画

第1節 災害応急対策

第3章 災害応急対策（共通対応）に示したほか
附則「災害発生時初動対応マニュアル」参照

第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

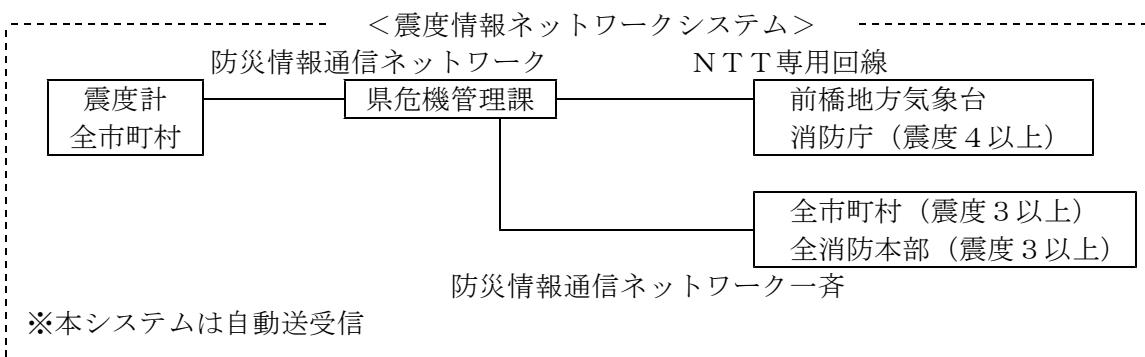
第1 地震情報の収集・連絡

- 県・気象台から伝達される地震情報は災害応急対策の基準として用いており、的確な入手に努める。

市担当部	各部
関係機関	県、前橋地方気象台、消防本部、警察署

1 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握

県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、市に伝達する。



2 防災情報提供システムによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム」により県その他の機関に伝達する。

市及び消防本部へは、防災情報通信ネットワークもしくは防災情報提供システムにて伝達される。

3 通常通信途絶時の代替通信手段

県は、NTT回線の途絶により、市に震度情報及び地震情報が伝達できない場合は、県防災情報通信ネットワークで伝達する。

第2 災害情報の収集・連絡態勢の整備

第3章災害応急対策対応第2節に示したとおりとする。

第3 通信手段の確保

第3章災害応急対策対応（共通対応）第2節に示したとおりとする。

第3節 二次災害の防止活動

市担当部	危機管理室、市民環境部、産業観光部、建設交通部
関係機関	県、警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、危険物施設等の管理者、消防団

第1 水害・土砂災害対策

- 1 河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して迅速に行う。
- 2 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

第2 建物・宅地対策

- 1 被災建築物の応急危険度判定
災害対策本部は、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。
判定は、被災状況を調査の上、判定を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。
- 2 被災宅地の危険度判定
災害対策本部は、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

第3 危険物、有害物質等対策

- 1 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡する。
- 2 毒物・劇物、その他放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行う。
また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防本部、警察署等に連絡する。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

第3章災害応急対策対応第5節に示したとおりとする。

第2 被災地内の医療活動

第3章災害応急対策対応第5節に示したとおりとする。

第3 消火活動

市担当部	危機管理室、市民環境部、産業観光部
関係機関	消防本部、自治会、自主防災組織、事業所、消防団、自主防災リーダー会

1 市民・自主防災組織及び事業所による消火活動

(1) 市民及び自主防災組織による消火活動

市民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力する。また、地域の自主防災リーダー会は、自主防災組織に対して支援を行う。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

2 消防による消火活動

(1) 地震火災の原則

ア 避難場所及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の坊ぎょ上に必要な消火活動を優先する。

(2) 活動要領

ア 火災状況の把握

消防本部は、119番・110番通報、火災現場からの情報、市からの情報、ヘリコプターからの情報等を総合して火災発生状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

イ 応援要請

消防長は、自己の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定

等に基づき広域応援を求める。

第6章 雪害応急対策計画

第1節 災害応急対策

第3章 災害応急対策（共通対応）に示したほか
附則「災害発生時初動対応マニュアル」参照

市担当部	各部
関係機関	県、警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団、自治会、自主防災会、自主防災リーダー会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、事業者

第2節 雪害の拡大防止

- 1 道路管理者は、積雪による交通障害発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施する。
- 2 市は、積雪による家屋倒壊の被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を監勵するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、自主防災リーダー会等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業にあたっては、転落等の事故防止について、注意を喚起する。
- 3 市は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。
- 4 市は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 5 市民に対する大雪時の留意事項の周知
大雪時には次のことに留意して活動する。
 - (1) ラジオ、テレビ等の気象情報の入手。
 - (2) 不要不急の外出は見合わせる。
 - (3) 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ等を持って行くように心がける。
 - (4) エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
 - (5) 空き家、カーポート等の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
 - (6) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行う。
 - (7) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
 - (8) 消防車や緊急車両等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
 - (9) 住民同士が協力し合い、生活道路、歩道、通学路等を除排雪する。
 - (10) 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第3節 除雪対応

- 1 道路管理者は積雪による交通事故の防止、及び交通渋滞を回避するための通行規制を実施するとともに、「除雪計画」に基づき、除雪をする道路の優先順位を決めて実施する。
- 2 積雪による家屋の倒壊を防止するため、防災行政無線による早期からの呼びかけ、及び屋根の雪下ろし等必要に応じ、市民に対する支援に努める。
- 3 一人暮らし高齢者、障害者、妊婦等からの除雪の担い手の要望に対して、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、自主防災リーダー会等による支援ができるよう調整する。また、社会福祉協議会による除雪ボランティアの募集を行い、生活困難者に対して、早期の生活再建を促すための協力を依頼する。
- 4 空き家等の対策
 - ア 空き家等については、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において除雪を実施させる取り組みを促進する。また、関係条例の制定等空き家等に係る除排雪に関する先進的な取り組みも参考にしつつ、その取り組みを推進する。
 - イ 所有者が不明である等の理由で、空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応で行う。
 - ① 災害対策基本法による対応 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行う事が出来る。このため、応急措置を実施する必要と認めるときであって、市長の判断で除雪のために当該空き屋等に立ち入る事が出来る。この際、自治会長をはじめ自主防災会の協力を得る。
 - ② 災害救助法による対応 災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第4条第1項第10号に基づく障害物の除去として除雪を行う事が出来る。
- 5 除雪（雪下ろしを含む。）援助体制の整備 一人暮らし高齢者世帯障害者世帯や母子家庭等の個人では、対応が難しくなった家屋の除雪作業は、地域コミュニティによる対応も視野に、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを促進させる。また、地域防災力として地域の重機等を扱う事業者との関係作りを自治会内で促進させ、生活道路の早期回復を図る。

- ※ 資料編3－6 雪崩危険箇所
- ※ 資料編3－15 降雪時の対応について
- ※ 資料編3－16 道路除雪計画
- ※ 資料編3－17 観光施設の除雪対応

第7章 火山災害応急対策計画

第1節 火山災害対策

第1 噴火警報等の伝達

市担当部	各部
関係機関	県、警察署、利根川水系砂防事務所、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、東日本旅客鉄道（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）、消防本部、消防団

1 噴火警報（居住区域）、噴火警報（火口周辺）

前橋地方気象台が、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に、居住地域が含まれる場合は、「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」を防災関係機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分し発表する指標である。

防災計画で定められた榛名山、赤城山は「噴火警戒レベル」が運用されていない火山である。

資料 3-2 3 火山

第2 降灰予想

市担当部	危機管理室
関係機関	前橋地方気象台

気象庁が以下の3種類の降灰予想を提供する

1 降灰予報（定時）

- (1) 噴火警報発表中の火山で予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表する。
- (2) 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- (3) 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲の情報を提供する。

2 降灰予報（速報）

- (1) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表する。
- (2) 発生した噴火により、降灰量階級が、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

3 降灰予報（詳細）

- (1) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- (2) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20

～30分程度で発表

- (3) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を住民に明示して提供する。

第3 降灰の処理

市担当部	危機管理室
関係機関	県

1 市の対応

降灰については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における廃棄物に該当しない。しかし、生活環境の保全と公衆衛生上の支障を防止する観点から、県と協議し、指示を得ながら回収及び処理を行う。

災害時には、防災行政無線、メール、自治会長を通じて連絡するなど、あらゆる手段を講じて周知する。

2 市民の対応

市民は、灰をむやみに排水溝等に流すことなく、市の周知する方法によって、指定された収集場所に搬出する。

第4 避難指示等の判断・伝達

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、産業観光部、教育部
関係機関	県、近隣市町村、利根川水系砂防事務所、広域森林組合、自治会、自主防災組織、警察署、消防本部、消防団、事業者、民生委員児童委員

1 避難指示等

- (1) 市長（本部長）が行う火山噴火に対する避難指示等の判断は、火山防災協会において合意された避難開始時期に基づき迅速に行う。
- (2) 発令に当たっては、県・近隣市町村に対して連絡をすると共に、情報の共有に努める。
- (3) 火山噴火によって噴出物が堆積した地区については、降雨による土砂災害に対する避難準備について、県や気象台に助言を求める。

資料3-25 避難情報の要件

2 住民等に対する噴火警報等の周知

市は、前橋地方気象台及び県（危機管理課）から噴火警報等の情報伝達を受けたときは、防災行政無線、広報車、サイレン、ほっとマップメール等の広報により速やかに住民に周知する。この際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。

3 避難誘導

市は、広域森林組合と連携して、入山者への避難情報の広報、誘導を行う。

4 要配慮者への配慮

市は、要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

第8章 大規模事故等応急対策計画

第1節 大規模事故等共通の対策活動

第1 応急活動体制の確立

市担当部	各部
関係機関	警察署、消防本部、自衛隊、医師会、事業者等

1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

市長（本部長）は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部の設置を検討する。

■災害対策本部の設置基準

- ① 火災、災害等が国の定める火災・災害即報要領の直接即報基準に該当した場合
- ② 市内で大規模な事故等が発生し、または災害の発生するおそれがある場合
- ③ 市長（本部長）が必要と認めた場合

■火災・災害等即報要領（火災等即報）

		直接即報基準
個別基準	交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの (1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に伴う事故で次に掲げるもの (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動をするもの ② 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	(1) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (2) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射能が検出される等の事象の通報が市長にあったもの (3) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放

	射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他	(1) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 (2) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

■火災・災害等即報要領（救急・救助事故即報）

直接即報基準	
個別基準	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
	(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
	(2) バスの転落等による救急・救助事故
	(3) ハイジャックによる救急・救助事故
	(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
	(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※ 社会的影響基準

爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎3階大会議室に設置する。災害対策会議室を第1会議室に設置する。なお、災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、第2庁舎201会議室に対策本部を203会議室に対策本部会議室を設置する。

(3) 災害対策本部の組織と編成

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織編成は、渋川市災害対策本部条例及び渋川市災害対策本部設置要綱に基づく。

イ 本部会議

本部会議は、市長（本部長）、副市長（副本部長）及び本部員で構成し、大規模な事故及び災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

ウ 本部連絡員

本部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

(4) 現地災害対策本部の設置

救命救助活動に備える現地災害対策本部マニュアルのとおりとする。

(5) 職務の代理

市長（本部長）が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。なお、副市長（副本部長）が不在の時は、総務部長が務める。危機管理監は、災害対策本部運営班長として、全般業務の運用を行う。

(6) 廃止の決定

市長（本部長）は、予想された大規模な事故及び災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(7) 災害対策本部廃止の通知

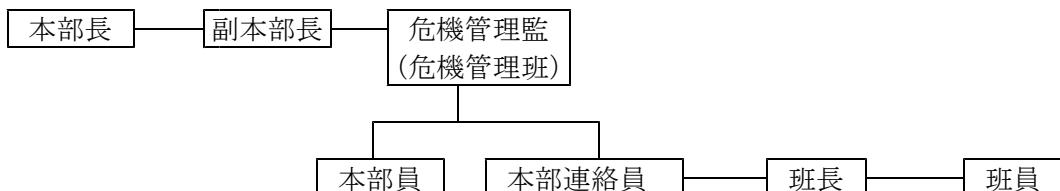
市長（本部長）は、災害対策本部の廃止を命じたとには、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

2 災害警戒本部の設置

- (1) 災害対策本部を設置するに至らない規模の事故の対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、事故や災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。
- (2) 警戒本部の設置には、設置要綱に基づき本部長（危機管理監）が決定し、市長に報告し設置する。
- (3) 組織・編成
設置要綱に基づき災害関係部長の協議の上、その都度本部長（危機管理監）が決定する。
- (4) 災害警戒本部の廃止の決定
本部長（危機管理監）は、予想された規模の事故及び災害の危険が解消されたと認めたとき、または応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害警戒本部を廃止を決定する。
- (5) 災害警戒本部の設置及び廃止の通知
本部長（危機管理監）は、災害警戒本部を設置したとき、又は廃止したときには、直ちに市長に報告するとともに、県（危機管理課）、防災関係機関、報道機関等に対して、その旨を通知する。

3 職員の動員

- (1) 非常参集体制
動員体制は渋川市防災指令要綱のとおりとする。動員の際は、市長（本部長）に諮り動員規模を指定する。
- (2) 動員の方法
 - ア 動員伝達経路
動員伝達経路は、次のとおりとする。



イ 連絡方法

連絡網に沿って電話連絡を行う。また、メール配信システム（渋川ほっとマップメール）により職員招集を実施する。

ウ 勤務時間内における動員

危機管理班は、庁内放送等を通じて各班に動員を連絡する。

エ 勤務時間外における動員

勤務時間外における動員は、上記基準に応じた招集となることを職員は確認をしておく。

また、必要と認める範囲での招集がかかるなどを全職員は心がけておく。

(3) 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁するものとする。ただし、被害の状況により、本来の勤務場所に登庁することができない職員は、まず、最寄りの本庁、第二庁舎、各行政センターに登庁し、家族を含めた状況を報告する。その後、通常の勤務場所への移動できるまでの間は、登庁場所内の業務の援助を行う。

4 広域応援の要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害対策基本法第68条に基づき、応急措置の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

(2) 県等への職員派遣の要請

市長（本部長）は、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣の斡旋を求める。

ア 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

イ 県に対する職員斡旋の要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

ウ 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- ① 派遣要請又は派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 他市町村への要請

ア 応援の要求

市長（本部長）は、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、災害対策基本法第67条に基づき、応援を求められた場合は、応急災害対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

イ 協定に基づく要請

市長（本部長）は、あらかじめ締結された協定に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

■相互応援協定

応援協定先	協定年月
神奈川県逗子市	平成18年 7月
北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成18年10月
千葉県南房総市	平成18年12月
埼玉県本庄市・加須市	平成19年 3月
東京都板橋区ほか12市町村	平成20年 8月
全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	平成23年10月
新潟県見附市	平成25年 5月

(4) 消防機関への要請

ア 県内消防機関への応援要請

消防本部消防長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊への応援要請

市長（本部長）は、消防組織法第44条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

(5) 応援の受け入れ

ア 受け入れ体制

市は、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	第2庁舎（あじさいホール）
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で飲料、物資等を手配する。

イ 費用の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

(6) 撤収要請

市長（本部長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

5 自衛隊への災害派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の救助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消防活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が必要な事項

(2) 自衛隊派遣の要求

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭でを行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合

は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。この際、派遣三要素を満たしているかどうかを確認すること。

なお、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

■要請事項

- ① 災害の情況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項
例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
 ・必要な人員
 ・連絡場所及び連絡責任者

※災害派遣三要素

- 1 公共性 2 緊急性 3 非代替性

■自衛隊連絡先

第12旅団司令部 第3部（相馬原）	〒370-3594 榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2285・2286(夜間2208)
----------------------	--------------------------	-------------------------------------

(3) 自衛隊の受け入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、双方で連絡員を派遣し、情報の共有に努める。

資料3-28 自衛隊への災害派遣要請

(4) 自衛隊による提案型支援

大規模な事故が発生した場合には、被災直後の市の混乱期において、第12旅団長、又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動を円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力を得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

(5) 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請をする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

(6) 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- ① 宿泊施設の借上料
- ② 宿泊施設の汚物処理費用
- ③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- ④ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

第2 情報の収集・連絡及び通信の確保

市担当部	危機管理室、各部
------	----------

関係機関	県、前橋地方気象台、警察署、消防本部、消防団、自衛隊、女性防火クラブ、渋川市アマチュア無線非常通信協議会、赤十字飛行隊群馬支隊、渋川郵便局、自主防災組織、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)等
------	--

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

市は、次の方法で災害情報を収集する。

- ア 登庁職員による収集途上の見聞情報
- イ テレビ、ラジオ情報
- ウ 職員巡回による情報
- エ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報
- オ 渋川市アマチュア無線非常通信協議会、赤十字飛行隊群馬支隊からの情報
- カ 渋川警察署、消防本部等からの情報
- キ 渋川郵便局からの情報
- ク 自衛隊からの情報

(2) 現地災害対策本部における情報の収集

現地災害対策本部は、当該地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。
この際、防災安全課で作成した「被害情報受信用紙」に基づき行う事を努める。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住宅被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所及び県に報告する。

具体的な報告方法は次による。

- ア 災害概況即報
災害を覚知後、30分以内に様式1「災害概況即報」により報告する。
- イ 被害状況即報
災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」及び様式3「被害状況即報続紙」により報告する。

報告の頻度は次による。

- ① 第1報は、被害状況を確認した後報告
- ② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告
　　人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- ③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、20日以内に様式4「災害確定報告」及び様式5「災害確定報告続紙」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各班は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 通信手段の確保

(1) 災害対策本部の通信手段

災害時には、次の通信施設を活用する。

市は、災害発生後、危機管理室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線の貸し出し等の管理を行う。

また、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

資料3－2 4 通信手段の確保

(2) 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

(3) 他機関が保有する通信施設の利用

ア 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

資料3－2 4 通信手段の確保

イ 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づきて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

ウ アマチュア無線の利用

渋川市アマチュア無線非常通信連絡協議会に無線通信の発受を依頼する。また、赤十字飛行隊群馬支隊が行う上空からの情報提供についても発受を依頼する。

エ 非常用衛星通信電話の利用

東日本電信電話（株）の非常用衛星通信電話を使用してオペレーターを呼び出し、一般加入電話回線の優先利用と同じ要領で回線を接続してもらう。

第3 広報・広聴活動

市担当部	危機管理室、各部
関係機関	県、前橋地方気象台

1 広報活動

市は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。

■広報媒体

- ① 防災行政無線（固定系）による放送
- ② ほっとマップメールによる配信
- ③ 広報車による巡回放送
- ④ ホームページによる掲示
- ⑤ 災害広報紙等の発行
- ⑥ 避難所、公共施設等の掲示板
- ⑦ ツイッター、フェイスブックの活用

(2) 広報内容は、概ね次のとおりとする。

■広報内容

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1) 警戒段階 | |
| ① 台風・気象情報 | ⑧ 公共交通機関の運行状況 |
| ② 河川情報 | ⑨ ライフラインの状況 |
| ③ 各種警報 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ④ 避難情報 | |
| ⑤ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等） | |
| ⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等） | |
| ⑦ 道路交通状況（渋滞、通行規制等） | |
| 2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで） | |
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ⑥ 教育関連情報 |
| ② 仮設住宅の設置、入居の情報 | ⑦ 災害ごみの処理方法 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ⑧ 相談窓口の開設状況 |
| ④ 道路・交通情報 | |
| ⑤ 医療情報 | |
| 3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで） | |
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ⑥ 教育関連情報 |
| ② 仮設住宅の設置、入居の情報 | ⑦ 災害ごみの処理方法 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ⑧ 相談窓口の開設状況 |
| ④ 道路・交通情報 | ⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等） |
| ⑤ 医療情報 | |
| 4) 復興期（災害発生ら10日以降） | |
| ① り災証明・義援金の受付手続情報 | ④ 復興関連情報 |
| ② 各種減免措置等の状況 | ⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等） |
| ③ 各種貸付け・融資制度情報 | |

2 報道機関への発表

(1) 記者発表

市は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

市は、取材殺到により市の災害対策活動に支障がある場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

3 広聴活動

(1) 市民相談

市は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談等要望に対応するため、市役所、行政センターに災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

■相談窓口の内容

- | |
|------------------------|
| ① り災証明（被災家屋調査等） |
| ② 仮設住宅等 |
| ③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物） |
| ④ 仮設トイレ |
| ⑤ 義援金（義援金受入） |

- ⑥ 学校関係
- ⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）
- ⑧ 生活資金等
- ⑨ 苦情受付
- ⑩ その他相談

（2） 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置の支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて被害を受けるおそれがあるのものが、含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、スポーツ健康部
関係機関	県、警察署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、渋川保健福祉事務所、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、消防団、自主防災リーダー会

1 消火活動

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎよ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

また、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求める。さらに、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関の派遣を要請するよう、直ちに知事に求める。

2 救助・救急活動

消防本部及び警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を行う機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関への負傷者の搬送は、「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」及び「群馬県統合型医療情報システム」等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

3 医療活動

地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。また、必要に応じ、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

第5 交通対策・緊急輸送

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、建設交通部
関係機関	高崎河川国道事務所、渋川土木事務所、警察署、東日本旅客鉄道（株）、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び渋川警察署に連絡する。

2 交通規制の実施

（1） 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考に、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

（2） 市の交通規制

市は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察にその旨を連絡する。

3 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、現場付近のヘリポート適地の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。

4 輸送手段の確保

（1） 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

市は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

市は、市有車両では不足が生じる場合は、民間会社又は県を通じて（社）群馬県トラック協会に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

市は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

（2） ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効果的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

第6 避難対策

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、建設交通部、スポーツ健康部
関係機関	警察署、自衛隊、消防本部、自治会、自主防災組織、事業者

1 避難指示等

（1） 避難指示の実施

市長又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るために必要と認めるときは、速やかに避難指示を行う。

避難指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次のとおりとする。

資料3-25 避難情報の要件

(2) 避難指示等の伝達

市は、避難指示を伝達する場合、防災行政無線（固定系）、サイレン、広報車、渋川ほっとマップメール、ツイッター、フェイスブック等の手段を用いる。なお、避難指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難を必要とする理由
- ③ 避難先
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 関係機関への連絡

市は、避難指示を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由）、警察署、消防本部等に連絡する。

(4) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなったと判断されるときは、避難指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会等が災害の規模、状況に応じて、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで行う。避難誘導は、負傷者、要配慮者を優先して行う。

施設等の避難誘導は、施設管理者等が最寄りの避難場所まで行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	自主防災組織等、消防団、民生委員児童委員、自主防災リーダー会
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 要配慮者の避難誘導

在宅の要配慮者の避難は、地域の自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等が支援する。

ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 市長（本部長）による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、災害対

策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1) の場合において、市長（本部長）若しくはその委任を受けて市長（本部長）の権限を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1) の場合において、市長（本部長）その他市長（本部長）の権限を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、警察署、消防本部等に連絡する。

4 避難所の開設

(1) 避難所の開設

市は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。

なお、避難所担当職員は、あらかじめ指定する。

(2) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止を表示し、地域住民の協力を得る。

必要に応じて、他の避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線等により本部へ連絡する。

5 避難所の運営

(1) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の避難者の把握も行う。

(2) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難所運営記録の作成・報告

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

市は、避難所に関する情報をとりまとめる。また、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

第7 行方不明者の捜索及び遺体の処置

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、スポーツ健康部
関係機関	警察署、自衛隊、消防本部、医師会、歯科医師会

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

市は、相談窓口（市役所、行政センター）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要検索者名簿を作成する。要検索者名簿は、警察署、消防本部に提出し密接に連携をとる。

(2) 検索の実施

市は、消防本部、警察、自衛隊等の関係機関の協力により検索班を編成し、要検索者名簿に基づき検索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の処置

発見された遺体は、消防本部、警察、自衛隊の協力を得て遺体安置所に収容する。

3 遺体の安置

(1) 遺体の安置所の開設

市は、検視、検案を終了した遺体の安置を行うため、渋川市民体育館等に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市は、医師会、日赤救護班等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

第2節 航空機災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	危機管理室、各部
関係機関	県 消防本部、警察署、自衛隊、消防団、自治会、自主防災組織、日本赤十字群馬県支部、渋川医療センター

1 災害即報

市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 情報収集

市は、警察、消防本部、自衛隊、地域自治会等から知り得た情報について把握し県（危機管理課）に連絡する。この際、情報共有に努める。

第2 捜索活動体制の整備

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	県 消防本部、警察署、自衛隊、消防団、日本赤十字群馬県支部、渋川医療センター

1 消防機関、警察に協力を依頼して、行方不明機の捜索を実施する。

2 市は、必要に応じ自衛隊へ災害派遣要請を行い、捜索活動の支援を求める。

3 救助・救急活動

(1) 消防機関及び警察は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握につとめ必要に応じ、広域応援を行う。

(2) 消防本部は、必要に応じて DMAT の派遣を要請する。

(3) 自衛隊は、知事（危機管理室）からの要請に基づき、救助・救急活動を行う。

第3 救助・救急活動

市担当部	危機管理室、総務部、スポーツ健康部
関係機関	県、消防本部、警察署、日本赤十字群馬県支部、渋川医療センター

1 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行う。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請する。

この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告する。

- 2 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う。
- 3 市は、救護等に関して事態での処置では不足されると判断した場合は、県（渋川保健福祉事務所）に対して、群馬D M A Tの派遣を要請する。
- 4 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- 5 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- 6 市は、救助から搬送のための拠点をするやかに決定して、現場における機関の活動を円滑に、かつ迅速に行えるよう体制の整備に努める。なお、過去の事例からも、付帯施設としてヘリポートの作成も必要となることを考慮した活動もある事を念頭に活動を行う。
- 7 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。
また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

第4 消火活動体制の整備

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部
関係機関	消防本部、自衛隊

- 1 消防機関は、速やかに火災の状況を把握して、迅速に消火活動を行う。
- 2 管内の消防力では対応できないと判断した場合には、県内消防機関又は、相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な調整を行う。
- 3 自衛隊は、必要に応じ大型ヘリコプターによる消火活動を行う。なお、大型ヘリの給水ポイントとして深水20メートルを有する貯水池が必要であり、なおかつ、進入角度8度以上が取れる地点を、速やかに調整し、自衛隊側へも連絡する。自衛隊側から指定があった場合には、その場所の使用許可について速やか得られるよう平素から準備しておく。
- 4 消火活動への協力
火災地域周辺住民の避難、初期消火への協力、立ち入りの制限等についての協力等、当該自他会長に連絡して、身の安全を確保しつつ地元住民への協力を呼びかける。

第5 医療活動体制の整備

市担当部	危機管理室、総務部、スポーツ健康部、
関係機関	県、消防本部、日本赤十字群馬県支部、渋川医療センター

- 1 市は、負傷者が多人数にのぼる可能性がある場合、日本赤十字社、災害拠点病院等と連携をとれる体制を維持する。

2 消防機関及び医療機関は、「広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」及び「群馬県統合型医療情報システム」等の情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう連携体制の整備を図る。また、平時においても、連携を強化するため市総合防災訓練の参加を呼びかけ、顔の見える関係構築に努める。

第6 交通関係事業者との連携

市担当部	危機管理室、総務部、建設交通部
関係機関	県、警察署、高崎河川国道事務所

1 二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の交通規制を行う。

第3節 鉄道事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	警察署、東日本旅客鉄道（株）、消防本部、消防団

1 災害即報

市は、事故現場の位置、人的被害の状況等被害規模の情報を収集するとともに、把握できた範囲から直ちに県行政事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 鉄道の応急措置

市担当部	危機管理室、総務部、福祉部、市民環境部
関係機関	警察署、東日本旅客鉄道（株）、消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察等、関係機関の災害応急対策に協力する。

2 帰宅困難者に対する避難所への誘導

(1) 鉄道事故により、帰宅困難者が発生した場合、事業者は速やかに災害対策本部に連絡して一時滞在の避難施設への受入れ調整を行う。

(2) 事業者は帰宅困難者対策計画に基づき、食料、飲料水を備蓄しておく。

(3) 帰宅困難者の誘導先については、市災害対策本部と調整の上決定し、誘導を行う。

3 鉄道等の計画運休への備え

交通関係事業者は、交通の運行に支障が生じる恐れがある場合には、必要により運転を休止し、①利用者等への情報提供への内容、タイミング・方法、②振り替え輸送のあり方、③市への情報提供の仕方、などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定し、市（危機管理室）との、情報提供・連絡体制の確立に努める。

第4節 道路事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団、警察署

1 災害即報

市は、多数の人的被害や自然現象で生じた事故の被害規模に関する情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県行政事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被害等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、市、消防本部及び警察に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

第2 道路の応急措置

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、産業観光部、建設交通部
関係機関	警察署、渋川土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団

1 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等の流出による二次災害の防止に努める。

消防本部、警察署は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、迂回路を設定し、住民等に周知する。

第3 道路施設等の整備

市担当部	危機管理室、総務部、建設交通部、産業観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、渋川土木事務所

1 道路管理者は、次により道路施設の整備を図る。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性・冗長性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 土砂災害対策の重点的な実施

市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等を図るため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

第5節 危険物等災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	危険物等の管理者、消防本部、消防団、警察署

1 市、消防機関における災害情報の収集・連絡

市は、次により災害情報の収集・連絡を行う。

- (1) 危険物等の取扱規制担当課は、事業者及び危険物等の取扱規制担当省庁から受けた情報を庁内関係課に連絡する。
- (2) 市は、地元消防機関、地元警察機関等から情報を収集し、県(消防保安課)に連絡する。消防保安課への連絡は、「特定事故即報」による。
- (3) 市は、消防本部、警察本部等から情報を収集し、県(危機管理課)に連絡する。
- (4) 県(消防保安課)は、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告する。報告は「特定事故即報」による。

■資料 火災・災害等即報基準

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- 1 死者(交通事故による者を除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2 負傷者が5名以上発生したもの
- 3 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5 河川への危険物等流出事故
- 6 高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

2 災害即報

市は、人的被害の状況、火災の発生等の被害規模に関する情報を収集し、概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

3 危険物情報

危険物の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当公官署、県、市、消防本部及び警察に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

4 専門情報の収集

市及び消防本部は、避難誘導、救急・救助、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当公官署等から情報を収集し、関係各部に提供する。また必要に応じて、当該危険物の取

扱規制担当公官署に対し、専門家の派遣を要請する。

第2 危険物等の応急措置

市担当部	総務部、市民環境部、建設交通部、上下水道局
関係機関	県、警察署、高崎河川国道事務所、渋川土木事務所、危険物等の管理者、消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察等、関係機関の災害応急対策に協力する。

消防本部、警察等の関係機関は、当該危険物の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講じ、救急・救助、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

2 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

3 水道水の安全措置

市は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講ずる。

第6節 県外の原子力施設事故対策

第1 災害予防

市担当部	危機管理室、市民環境部、福祉部、産業観光部、上下水道局、教育部
関係機関	県

1 基本方針

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）は存在しない。また、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲にも本県の地域は含まれていない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまでの空間放射線量のモニタリング強化や農産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきた。本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が県等関係機関と連携して実施すべき予防対策について必要な事項を定め、市民の健康な生活を確保する。

(2) 渋川市地域防災計画における本対策の位置付け

この対策において定めのない事項については、風水害・雪害対策による。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県外に立地する原子力施設事故に対し、国、県等の防災関係機関との間において情報収集・連絡体制の整備・充実を図る。

3 環境放射線モニタリングの実施

市は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、平常時から県と緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第2 災害応急対策

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、産業観光部、上下水道局、教育部
関係機関	県

1 情報の収集・連絡

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射能が異常な水準が発生した場合は、県等関係機関からの情報収集に努める。

2 モニタリング体制の強化

市は、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施する。

第3 広域避難受け入れ体制の整備

〔方針・目標〕

- 災害時における浜岡原子力発電所事故に伴う、牧之原市の避難者の迅速な受け入れ態勢を確立する。
- 静岡県及び牧之原市からの、受け入れ要請に基づき、市内の状況を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに指定避難所を開設し、受け入れ態勢を整える。

市担当部局	危機管理室、市民環境部、福祉部、スポーツ健康部、教育部
関係機関	県、静岡県、牧之原市（防災課）、警察、消防本部、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、自主防災リーダー会

1 災害対策本部の設置

市は、静岡県及び牧之原市（防災課）から、原子力発電対応における避難者の受入れに関する要望があった場合は、速やかに災害対策本部を立ち上げ、受入れについて検討を行う。検討結果について、静岡県（原子力安全対策課）及び牧之原市（防災課）に連絡する。

2 受け入れ人員

市は、受け入れを了承した場合は、受入れの細部を牧之原市（防災課）と協議の上、本市に最大1800人の避難者を受け入れる。

3 受入れ期間

原則として、1か月程度とする。

4 受け入れまでの行動と方法

- (1) 牧之原市において、避難の呼びかけを行い、私有車での避難を基本として、車両移動が困難な者については、用意したバスでの移動となる。
- (2) まず避難退域時検査場所で掌握、簡易除染を受け、証明書を受け取る。
- (3) 証明書を発行された被災者は、渋川市子持公民館に向けて各自毎、又はバスで前進を開始する。
- (4) 市は、静岡県、または牧之原市から避難者の人員の報告を受けたら避難先（指定避難所）を決定し、牧之原市にも報告する。
- (5) 市は、子持公民館を避難経由所（集合場所）として受け入れの準備を行う。併せて受け入れ担当職員4名（基準）を子持公民館に派遣する。
- (6) 避難者が逐次集合してたら、駐車場に駐車させ、証明書を確認し、オリエンテーション会場に案内する。
- (7) 担当職員は、避難者名簿を作成する上で必要となる、個人情報及び被災者の地区について確認をして、災害対策本部に連絡をし、受け入れ先指定避難所を確認する。避難先指定避難所の配分については、特に地域コミュニティの維持を重視して配分する。
- (8) 担当職員は、オリエンテーションを実施する。オリエンテーションで、伝える内容は以下の事項を含め行う。
 - ア 避難場所について（避難先指定避難所）
 - イ 指定避難所での生活時限について（起床、清掃時間、消灯）
 - ウ 生活ルールについて（ゴミ、清掃、外出、買い物、電気・、水道の使用などの事）
 - エ 組織化について（避難自治会長以下の編成）
 - オ 家庭動物（ペット）の扱いについて（指定避難所への同伴は禁止）
 - カ 健康診断について（保健師班の巡回指導がある事を伝達）
 - キ 学校教育等について（小学生110人、中学生50人、高校生50人）
 - ク 病院関係について（疾病別の病院案内）
 - ケ 入浴施設について（銭湯、日帰り温泉の案内）

- (9) 避難先の指定避難所担当職員は、避難者一覧表を作成する。
- (10) 指定避難所派遣職員は、配置された被災者の避難場所を決め、自治会長との面談の場を設定して、早期に指定避難所生活に慣れるように配慮する。1人当たりの使用面積は、原則3m²として算定として配置する。

5 牧之原市から職員の派遣

原則3日以内を基準として、派遣する。派遣人員については、その都度渋川市と協議の上決定する。

6 費用負担

避難に関するその費用については、牧之原市が負担する。

7 食料・毛布等の備蓄物資

原則、牧之原市で準備する。

なお、初動対応期において、渋川市の備蓄を提供した場合は、牧之原市がその費用を負担する。

8 小中高校等における被災児童・生徒の受け入れについて

県（教育委員会）及び市教育委員会は、避難者の避難生活が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受け入れなどの対応を実施する。

9 病院・福祉施設等への受け入れについて

市は、牧之原市からの要請等に基づき、牧之原の医療機関や福祉施設等からの転院希望患者等の受入調整を行う。

10 広域避難者避難所の閉鎖

- (1) 静岡県（原子力災害対策課）及び牧之原市（防災課）から閉鎖に関する通知を受けた場合に閉鎖する。
- (2) 閉鎖した場合には、県（危機管理課）に通報する。

第4 市民等への情報伝達・相談活動

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、スポーツ健康部、産業観光部、上下水道局
関係機関	県

1 市民等への情報伝達活動

市は、国や県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
情報を提供するべき内容として、以下の事項が想定される。

- 市内空間放射線量率に関する情報
- 水道水、市産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

市は、必要に応じ、県等が設置する相談窓口の設置に協力する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内及び市内の空間放射線量に関する相談窓口

3 風評被害等の未然防止

市は、県と連携し報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第7節 大規模な火災災害対策

第1 火災に強いまちづくり

市担当部	危機管理室、総務部、建設交通部、上下水道局、教育部
関係機関	消防本部、女性防火クラブ、事業者

1 火災に強いまちの形成

- (1) 市及び消防機関は、次により、火災に強い都市構造の形成を図る。
- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
 - エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - オ 水面・緑地帯の計画的確保
 - カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
- ア 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
 - イ 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図る。
- (2) 建築物の防火管理体制
- 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- (3) 建築物の安全対策の推進
- ア 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。
 - イ 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努める。
- (4) 一般住宅への火災警報器の設置
- 平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受け、市は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

第2 火災情報の収集・連絡

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	消防本部

- 1 市は、大規模火災発生時には火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- 2 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- 3 県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、資料編「5－6 火災即報様式」による。

第3 消火活動体制の整備

市担当部	危機管理室、総務部
関係機関	自治会、自主防災組織、事業所、消防本部、消防団

- 1 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- 2 市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- 3 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 消火活動

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部
関係機関	自治会、自主防災組織、事業所、消防本部、消防団、自衛隊、県

- 1 初期消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。
企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。
- 2 空中消火の要請

市は、地上からの消火では、火災の拡大を防げない場合又は、広範囲で地上からの消火活動では、消火できない場合は、消防本部を通じて、県防災ヘリコプター、及び県を通じて自衛隊大型ヘリコプターによる消火活動を要請する。ただし、住宅に対しての放水について、市長（本部長）の判断により実施の可否を決定する。

第8節 林野火災対策

第1 火災情報の収集・連絡

市担当部	危機管理室、総務部、福祉部、産業観光部
関係機関	消防本部、消防団、自衛隊、広域森林組合、警察署

- 1 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- 2 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。
- 3 県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、資料編「5－6 火災即報様式」による。

第2 避難誘導

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、産業観光部
関係機関	広域森林組合、警察署

市は、広域森林組合等と連携して、入山者への避難情報の広報、誘導を行う。

第3 消火活動

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部
関係機関	消防本部、消防団、自衛隊、県

消防本部は、林野火災防御図の活用、県への防災ヘリコプター及び自衛隊による空中消火の要請等により効果的な消火活動を行う。

第4 二次災害の防止

市担当部	危機管理室、総務部、産業観光部、建設交通部
関係機関	渋川土木事務所、渋川森林事務所

林野火災により荒廃した流域では、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、砂防関係機関及び市は、土砂災害危険箇所の点検を行う。

また、危険性が高いと判断された箇所について、市は、警戒区域を設定し、関係機関や住民に周知し、周辺住民の安全を確保する。また、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第9章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者等の生活再建の支援等

第1 被災者等の生活再建支援

市は被災者相談窓口を設置し、対応する。

市担当部	危機管理室、総務部、市民環境部、福祉部、産業観光部、建設部
関係機関	広域消防本部、県、社会福祉協議会、公共職業安定所

1 り災証明の交付

(1) 迅速な手続きの実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付体制を早期に確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に、り災証明書を交付する。

(2) 被災家屋の調査

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(3) り災証明の交付

家屋調査の結果は、被災者支援システムにまとめ、本庁舎及び行政センターにて、り災証明を交付する。

2 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 災害弔慰金等の支給

市は県と協力して、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

支給機関	市
対象となる災害	次のいずれか 1 市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害の場合は県内すべての市町村が対象 3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合 500万円 その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は著しい障害がある市民に対し災害障害見舞金を支給する。

支給機関	市
対象となる災害	(災害弔慰金に同じ。)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 その他の場合 125万円

(3) 災害援護資金

「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

支給機関	市
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害
支給対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円から350万円
貸付条件	貸付利率・・・年3%（据置期間3年～5年は無利子）、償還期間・・・10年以内

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

支給機関	県ただし市経由
対象となる災害	次のいずれか 1 県内のいずれかの市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 2 1以外の市町村で、同一災害により住家の全壊（全焼又は流出）、半壊（半焼）若しくは床上浸水の被害又は死者、行方不明者若しくは重傷者があった場合 3 知事が特に必要と認めた災害
支給金額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重傷者・・・1人 5万円 全壊（全焼・流出）・・・1世帯 10万円 半壊（半焼）・・・1世帯 5万円 床上浸水・・・1世帯 2万円 (注) 知事が必要と認めた場合は増額が可能
その他	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給された者は対象外

(5) 渋川市災害見舞金・弔慰金

「渋川市災害見舞金等支給要綱」に基づき、「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」の対象外で、住家に被害を受けた者に災害見舞金、災害により死亡した遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(6) 被災者生活再建支援金

「被害者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活

再建支援金が支給される。

ア 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ② 10以上 の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上 の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①から③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（人口10万人未満に限る）

イ 対象世帯

上記アの自然災害により対象となる世帯は次のとおり。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）】

住宅の被害程度	全壊 イの①に該当	半壊 イの②に該当	長期避難 イの③に該当	大規模半壊 イの④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

（7） 生活福祉資金制度による貸付 福祉費（災害援護費）

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し生活福祉資金を貸し付ける。なお、「群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

貸付機関	渋川市社会福祉協議会
対象となる世帯	次のすべてに該当すること。 1 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 2 ほかからの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
償還期間	7年以内（目安）

4 税の徵収猶予及び減免等

市は、被災者の納税すべき市税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徵収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

公共職業安定所は、災害により離職や休業を余儀なくされた者に対し、雇用保険法に基づく手当を支給する。また、離職者に職業紹介等の就労支援を行う。

6 住宅の再建支援

市は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、災害復興住宅融資や地すべり等関連住宅融資など支援措置の利用を促進する。

災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、移転を推奨する。

第2 中小企業者・農林業者の再建支援

市担当部	危機管理部、総務部、産業観光部
関係機関	県

1 中小企業の被災状況の把握

県（経営支援課）及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業に対する低利融資等

市は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 中小企業災害復旧資金
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

3 農林業者に対する助成・低利融資等

市は県と連携して、農林業者の災害復旧を支援するための助成・貸付け及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知する。

- (1) 群馬県農漁業災害対策特別措置条例による助成
- (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の融資への利子補給
- (3) 農林漁業金融公庫による貸付の促進
- (4) 地場産業・商店街への配慮等

4 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業・商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備事業により、地域が自主的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

5 支援措置の広報等

市は、被災中の企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第3 復旧事業の推進

市担当部	各部
関係機関	各機関、公共施設の管理者、警察署

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市及び関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期間を明示する。
- (5) 警察は、反社会的勢力等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努める。

2 公共施設の復旧

(1) 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来的な災害に備える。

(2) 早期復旧の確保

ア 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるように努める。

イ 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

(3) 財政支援の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政支援を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおり。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

ウ 公営住宅法

エ 土地区画整理法

オ 感染症予防法

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ 予防接種法

ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ケ 下水道法

コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

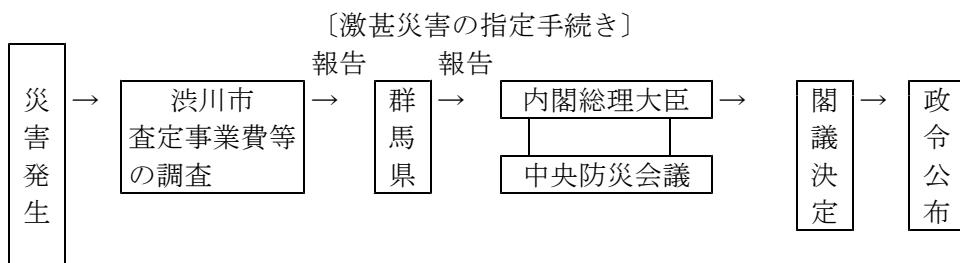
3 激甚災害の早期指定の確保

市長は、激甚災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關

する法律」に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に照らして、その査定事業費等を速やかに知事に報告する。

なお、主な被害状況等の報告内容は以下のとおり。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則第1表に定める事項）
- (5) 査定事業費等
- (6) その他必要事項



第2節 災害復興推進体制

第1 災害復興体制

市担当部	各部
関係機関	国、県

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、市長を本部長とする「渋川市災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2 災害復興計画の策定

市担当部	各部
関係機関	県

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の災害時要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ大規模災害からの復興に関する法律を適用し、国の復興基本方針等に即し復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業・土地改良事業を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市は、必要に応じ、災害の再発防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

- イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民ならびに将来の住民への配慮の理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見反映に努める。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
- 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市は、防災まちづくりに当たっては、豪雨による河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、浸水に対する安全性の確保等を目標とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 市は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
- (6) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

第3 災害復興事業の推進

市担当部	各部
関係機関	市民、各事業者

1 被災施設の復旧等

- (1) 市及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援する。
- (2) 市及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた場合は、県に対して工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県が市に代わって工事を行う。
- (4) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示する。
- (6) 警察は、反社会的勢力等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの反社会的勢力排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 円滑かつ適切な処理の実施
- 市は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) リサイクルの励行
- 市は、損壊建物の解体に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチ

イック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

市は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理用施設が不足する場合は、県に応援を要請する。